令和５年度

自　己　点　検　報　告　書

令和５（2023）年６月

四條畷学園大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
基準２　学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
基準３　教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
基準４　教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
基準５　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
基準６　内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

基準Ａ　地域・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

Ⅴ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

本報告書は、令和５（2023）年度（5 月 1 日現在）の自己点検の結果をまとめたものである。自己点検の基準項目や視点は、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の自己点検評価書の様式に準拠した。

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 四條畷学園の建学の精神、教育理念、教育方針

（１）建学の精神　「報恩感謝」

四條畷学園は、牧田宗太郎、牧田環兄弟によって大正 15（1926）年に「四條畷高等女学校」として創設された。兄弟は、自分達が教育界・実業界で世の役に立つことができたのは、厳しい中にも慈しみ深い愛情をそそぎ、教育してくれた母がいたからこそだと、母への感謝と敬愛の念をつねに胸に深く抱いていた。そして、母に対する報恩の一端として、高い教養と優れた個性を備えた女性を育成する目的で、四條畷高等女学校を設立した。すなわち、母に対する「報恩感謝」の念を具現化したのであるが、それが本学園の建学の精神として今日まで引き継がれている。

（２）教育理念　「人をつくる」

本学園の基本理念は教育理念「人をつくる」であらわされている。教育の目的は人をつくることであり、人をつくることは、徳、知、体三育の偏らざる実施とその上に立つ品性人格の陶冶に依ってのみ可能である。「人をつくる」ために、本学園では「実践躬行」および「Manners makes man」という標語を掲げている。

「実践躬行」: 品性人格は、単に知識を身につけるだけでなく、身をもって実際に行うことにより修得される。

「Manners makes man」: 礼儀正しい行いを身につけることが、人として成長し、品性人格の備わった人になることにつながる。

（３）教育方針　「個性の尊重」「明朗と自主」「実行から学べ」「礼儀と品性」

「個性の尊重」個々の人が持つ異なる性格と特色ある才能とを尊重し、これを画一化することなく、それぞれの天賦の才能を探究し、発揮させる。

「明朗と自主」自分達の未来を信じて、明るく朗らかで、何事にも自主的、積極的に取り組む人を育てる。

「実行から学べ」知識は実践を伴ってこそ価値があることを知り、「知って行い、行って知った」という過程を通じて学ぶ人を育てる。

「礼儀と品性」礼儀と礼節を重んじ、自らの教養を磨く、品性豊かな人を育てる。

2. 四條畷学園大学の建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

（１）建学の精神・基本理念

本学園の建学の精神および教育理念（基本理念）を踏まえ、四條畷学園大学の建学の精神、基本理念も「報恩感謝」および「人をつくる」である。

（２）使命･目的

使命は、四條畷学園大学学則（使命・目的）第１条に「四條畷学園大学（以下、「本学」という）は、四條畷学園の建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」のもと､教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い､広く一般教養を授けるとともに、専門の学術技能を教授研究し、高い倫理観、科学する力、技術力を備えた人間性豊かな人

材を育成し、学術の向上と社会の保健医療福祉に貢献することを使命・目的とする」と定めている。

すなわち、知識偏重の教育ではなく、科学的知識をもとに多くの人に信頼される技術を身につけて、ひとを思いやる心を持った医療人の育成を図っている（右図）。

また、学則（教育研究上の目的・目標）第1条の2に各学部の教育研究上の目的とその達成のための教育目標を下記のように掲げている。

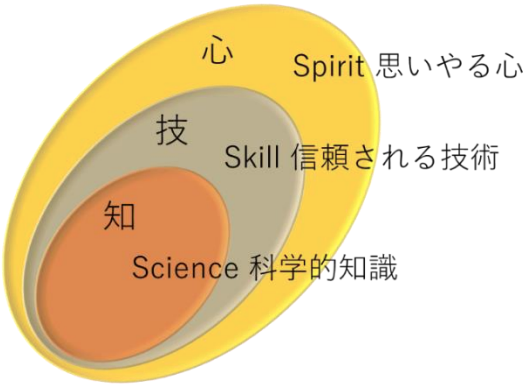

三つのSを有する医療人の育成

リハビリテーション学部
[教育研究上の目的]

リハビリテーション学部は、地域社会ならびに保健医療福祉に貢献する教育研究を行い、人間性豊かで、高度な専門知識とセラピストとしての実践力を有する人材の育成を目的とする。

[教育目標]

① 社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること
② 科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること
③ セラピストとしての実践力を育成すること

看護学部
[教育研究上の目的]

看護学部は、看護の質の向上に貢献する教育研究を行い、保健・医療及び福祉の場で、生命の尊厳を守り、高い倫理観を持って患者・家族を中心とした看護を実践できる、人間性豊かな人材の育成を目的とする。

[教育目標]

① 幅広い教養を身に付け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解し、人を思いやる人間性豊かな人材を育成すること
② 看護に必要な専門知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と看護実践力を兼ね備えた人材を育成すること
③ 保健・医療及び福祉の総合的視野から、関係分野の職種と連携・協働し、チーム医療の一員として活躍できる人材を育成すること
④ 看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門性やケアの質の向上に向けて探求できる人材を育成すること

（３）大学の個性・特色

四條畷学園大学の建学の精神は、前項2.に記したように「報恩感謝」である。本学では学生と教職員がともに建学の精神を共有し、教育理念である「人をつくる」のもと、医療

人としての識見、人格ともに優れた人材を世に送り出してきた。これがすなわち、四條畷学園大学の「使命・目的」であり、本学の個性・特色の根幹をなしている。四條畷学園大学のこのような個性・特色の根幹を具体的に示すと、以下の 5 点となる。
①演習を含む体験型学習や臨地臨床実習の重視
②多様な病院・施設の協力による充実した実習施設の確保
③医療現場で必須となるコミュニケーションスキルを高める授業の充実
④人間性豊かな医療人育成のために必要な多彩な教養科目の提供
⑤国家試験対策も含めた細やかなサポート体制

また、平成 30（2018）年 4 月 1 日には健康科学研究所を設立した。健康科学研究所は、社会的要請の高い分野、学際的分野、先駆的分野等における研究を推進・支援し、社会に貢献することを目的としている。さらに、平成 31（2019）年 4 月 1 日には、時代の変化に対応できる自立した高度な医療・福祉の実践者を育成することを目的とした実践教育センターを設立した。

以上のように、本学の大きな特色は、一人一人が「人生の最期まで自分らしく生活していく」ことを手助けする高い実践力を有するすぐれた医療人の育成を目指している点にある。また、リハビリテーション学部、看護学部の個性･特色として次の点をあげることができる。

リハビリテーション学部

理学療法士、作業療法士は、病者、障害者、高齢者などと向き合うため、単なる知識・技術の修得に偏重することなく、人間性の涵養のための教科、コミュニケーション技法の習熟を図るための教養科目を基礎分野の科目として多く取り入れている。また専門教育に必要な基礎知識を確実に修められるように、専門基礎分野の科目を入学後早期からカリキュラムに編入し、基礎から応用へと体系的な学修が可能となっている。このような体系により、臨床現場における対応力向上につながる知識、技術を修得できるようにしている。

看護学部

1 年次から 4 年次までのそれぞれに、体験型・実践型学習を取り入れた学生の理解が深まる学修サイクルを導入している。特に 1 年次 6 月は病院へ、2 年次 8 月にはデイサービス等の利用者を通して、対象者のニーズや生活の実態を理解するための早期体験実習を開講している。

また、具体的・実践的な学修を深めるために、一つの模擬家族を事例として家族が成長する過程で生じる様々な看護を、演習を通して各専門領域（基礎、小児、成人、老年、母性、精神、在宅看護）で学ぶようにしている。

さらに医療の高度化や看護師の活動の場の多様化等により、学修すべき内容の質的および量的な増大に伴い、社会的に看護師育成のみの教育課程の推進が叫ばれているという現状認識のもと、看護師育成のみの教育課程に特化している。また、卒業後のキャリア支援体制として、他大学の大学院（専門看護師、保健師等のコース）や助産学校への進学をはじめ、様々な相談に対応している。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

四條畷学園大学は、「報恩感謝」を建学の精神とする保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学からなる総合学園の一角として平成 17（2005）年 4 月に開学した。

大正 15（1926）年	四條畷高等女学校 創立
昭和 16（1941）年	四條畷学園幼稚園 開園
昭和 22（1947）年	新制四條畷学園中学校 開校
昭和 23（1948）年	新制四條畷学園高等学校 開校 / 四條畷学園小学校 開校
昭和 26（1951）年	学校法人四條畷学園に組織変更
昭和 39（1964）年	四條畷学園女子短期大学 開学
平成 12（2000）年	四條畷学園女子短期大学を四條畷学園短期大学に名称変更
平成 13（2001）年	四條畷学園短期大学にリハビリテーション学科 開設
平成 17（2005）年	四條畷学園大学開学　リハビリテーション学部 開設
平成 27（2015）年	四條畷学園大学看護学部 開設
平成 28（2016）年	四條畷学園創設 90 周年
平成 30（2018）年	四條畷学園保育園　開園
令和 2（2020）年	四條畷学園大学附属幼稚園を認定こども園に運営変更、開園

2．本学の現況

・大学名

四條畷学園大学

・学部所在地

リハビリテーション学部（大学本部）	看護学部
〒574-0011	〒574-0001
大阪府大東市北条 5 丁目 11 番 10 号	大阪府大東市学園町 6 番 45 号
電話　072-863-5043	電話　072-813-2601
Fax　072-863-5022	Fax　072-813-2602

・学部構成

リハビリテーション学部
看護学部

・学生数、教員数、職員数

学生数（令和５（2023）年５月１日現在）（単位：人）

学部・学科	専攻	定員		現 員				
		入学定員	収容定員	１年	２年	３年	４年	合計
リハビリテーション学部 リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40	160	49	40	35	44	168
	作業療法学専攻	40	160	23	18	24	24	89
リハビリテーション学部　計		80	320	72	58	59	68	257
看護学部看護学科		80	320	91	71	85	91	338
合　計		160	640	163	129	144	159	595

専任教員数（令和５（2023）年５月１日現在）（単位：人）

学部・学科		教授	准教授	講師	助教	合計
リハビリテーション学部 リハビリテーション学科	男	9	5	1	2	17
	女	1	2	1	0	4
	小計	10	7	2	2	21
看護学部 看護学科	男	1	1	3	0	5
	女	7	6	2	3	18
	小計	8	7	5	3	23
実践教育センター	女	1	0	0	0	1
合　計	男	10	6	4	2	22
	女	9	8	3	3	23
	合計	19	14	7	5	45

学長・客員教授を含まず

職員数（令和５（2023）年５月１日現在）（単位：人）

	正職員	嘱託	パート（アルバイトを含む）	派遣	合計
人数	14	8	15	1	38
%	36.8	21.1	39.5	2.6	100.0

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

使命･目的

使命・目的は、学則第１条（使命・目的）（Ⅰ-2-（2）、P1）に具体的かつ明確に記されており、学校教育法第 83 条に適合している。

教育目的

「教育目的」は、Ⅰ-2-（2）、P2 に記したように学則（教育研究上の目的・目標）第１条の２として具体的かつ明確であり、大学設置基準第 2 条にも適合している。

1-1-②　簡潔な文章化

本学の使命・目的は、まず医療に携わる優れた人材を育成することにある。学則（使命・目的）第１条にあるように、優れた人材の育成とは、単なる知識や技術力だけではなく、豊かな一般教養、高い倫理観を兼ね備えた医療人の育成であることがわかりやすく記されている。

また、学則には「専門の学術技能を教授研究」とある。大学においては教育と研究は車の両輪であることから､両者のバランスをとりつつ人材育成と学術の向上に寄与すること、ひいては保健医療福祉に貢献することも、使命・目的として簡潔に文章化されている。

また、教育目的は学則（教育研究上の目的・目標）第１条の２に記してあるように、学部別に明確に文章化されている。また、目的を達成するために必要な目標を具体的に掲げており、これによって、教育目的の意味するところが極めて理解しやすくなっている。

このように、使命・目的あるいは教育目的は十分にわかりやすく、かつ簡潔な文章となっている。

1-1-③　個性・特色の明示

本学の個性・特色は、基準項目 1-2-(3)に記したように、識見、人格ともに優れた医療人を世に送り出すために注力している点にある。最新の知識を有する医療人を育成するためには、単なる一方向の授業・実習では不十分であり、体験型実習や臨床実習の体験や高度なコミュニケーション力、豊かな人間性、高い教養などを修得できる教育体系を構築している。また、健康科学研究所の設立により研究力の向上が図られており、実践教育センタ

ーでは、看護師として臨床・教育経験が豊富なセンター長が、高校の模擬授業やキャリア説明会で医療人や大学での学びについて説明することで、高校生が納得して大学に進学し、高度な医療・福祉の実践者を目指せるよう支援している。

これらの個性・特色は、学則（使命・目的）第１条の中で「高い倫理観、科学する力、技術力を備えた人間性豊かな人材を育成」する、さらには「学術向上と社会の保健医療福祉に貢献する」と縮約された表現で明示している。また、学則（教育研究上の目的・目標）第１条の２は、個性・特色を具体的に反映した表現で文章化していることが明白である。

1-1-④　変化への対応

識見、人格ともに優れた医療人を世に送り出すことが本学の使命・目的であり、超高齢社会の中でその使命・目的はますます重要なものとなっている。したがって、使命・目的、教育目的の根幹については、見直し等の必要性はないと考えている。ただ、従前の学則においては、目的という表現は用いず、使命という表現の中に目的の意味を含めていた。令和５（2023）年４月１日に学則を変更し、使命を使命・目的と明確にした。また、目的と同義であった使命の達成のために目標を掲げていたが、大学全体を包括した目的と各学部における教育目的が必ずしも明確に区別されていなかった。このため教育目的を研究目的と合わせて教育研究上の目的として新たに文章化した。

（3）1－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的および教育目的は学則で明確に設定されており、内容や意味も具体的かつ明確である。特に教育目的達成のための目標が具体的にまとめられていることは特筆に値する。したがって、大学の使命・目的等は現時点では、その根幹について変更の必要はないが、大学の状況や社会情勢等に対応して、必要に応じて見直しを行う。

なお、本学の学生および卒業生が建学の精神と教育理念、使命・目的を正しく理解し、在学中から卒業後まで継続して自己の成長および社会貢献などにおいて力を発揮できるように、今後も、入学式をはじめとした式典やオリエンテーション、ホームページ、公開講座などのあらゆる機会を通じて、その意味内容を確実に敷衍していく。教職員も建学の精神や教育理念等を再認識して、教育活動に従事していく必要性があることを FD（Faculty Development）、SD （Staff Development） 等を通じさらに周知徹底する。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

（1）1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、教育目的は評議員会および理事会に諮られ、理事長以下全役員の理解と支持を得ている。また、令和５（2023）年４月１日の学則改定に当たっては、教授会並びに両学部合同の大学運営協議会で検討し理解を得ている。さらに教職員は FD・SD 活動や委員会活動の中で大学の使命・目的、教育目的を理解するよう努めており、これらを支持している。このように使命・目的及び教育目的などの重要事項の策定や改定については、役員、教職員が十分に参画している。

1-2-②　学内外への周知

本学の使命・目的、教育目的は、前述のとおり四條畷学園大学学則に明示されているが、学則が全文掲載されている「学生便覧」を始め、「本学ホームページ」、「大学案内（四條畷学園大学 Campus Guide）」等にも明示され、学生、教職員、受験生、保護者・保証人、その他関係各位の理解が得られるようにしている。周知のための具体的な取り組みは次の通りである。

新入生及びその保護者に対しては、学長が入学式式辞において四條畷学園大学の果たすべき役割、大学で学ぶ意義等を含めて述べている。さらに、入学式後にそれぞれの学部において、設置の理念・使命・育成したい人材像（教育目的）を説明している。また、学年別オリエンテーション並びに教育ガイダンスにて「学生便覧」を用いて説明している。

学生募集要項、オープンキャンパスや樟葉祭（学園祭）、市民公開講座の開催時等において、これら建学の精神や教育理念、教育目的について丁寧に説明を行っている。特に受験生に対しては、ホームページの「大学紹介」欄にこれらを明記し、またオープンキャンパス来訪者、とりわけ個別相談来訪者には「四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE」を用いて教職員が項目を一つ一つ明示し来訪者の理解を確認しながら、丁寧な説明に努めている。

保護者・保証人に対する周知は、リハビリテーション学部では保護者懇談会で、看護学部では教育懇談会など、両学部において複数の説明機会を設けている。

1-2-③　中長期的な計画への反映

学園ならびに大学の長期ビジョン・中期計画に大学の使命・目的および教育目的が反映されている。すなわち、使命・目的および教育目的を達成するために、建学の精神・教育理念の浸透方策、および教学上、管理運営上の改善目標を長期ビジョン・中期計画に掲げている。なお、使命・目的および教育目的の中長期的な計画への反映の具体的な内容については 6-3-①に詳細に記述した。

1-2-④　三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的とその達成のための目標は、科学的知識をもとに多くの人に信頼される技術を身につけて、ひとを思いやる心を持った医療人の育成（p2 図）と要略できる。これら目的・目標がどのように３つのポリシーに反映されているかは、後述の図 3-2-1、図 3-2-2 に簡潔にまとめた。すなわち、目的達成のための具体的アクションとしての各目標を図の左にまとめてあり、各ディプロマ・ポリシー（図の中）がいずれの目標を反映しているかを線で結んで示している。また、各カリキュラム・ポリシー（図の右）がいずれのデ

ィプロマ・ポリシーを反映させたものかも明白に示されている。アドミッション・ポリシーは 2-1-①に記したが、いずれも知識偏重ではなく人間性豊かな医療人を志す受験生を求める記述となっており、教育目的、目標を明確に反映している。なお、ディプロマ・ポリシーは 3-1-①、カリキュラム・ポリシーは 3-2-①に記載した。

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

本学は、豊かな人間性を有する優れた医療人の育成と先端研究を通じて社会の保健医療福祉に貢献することを使命・目的としていることは既述の通りである。この使命・目的のために、当初はリハビリテーション学部のみの単科大学として発足したが、超高齢社会の要請に対応するため、あらたに看護学部を設置して、我が国の保健医療福祉に一層貢献できる体制を整えている。

両学部では人間性の涵養を重視し、1 年生では一般教養科目を充実させている。一般教養科目を修得して医療人としての自覚を高めたのちに専門科目に集中的に取り組むカリキュラムを構築している。すなわち、リハビリテーション学部は理学療法学専攻と作業療法学専攻の 2 専攻で構成され、専門科目の教育には各専攻に籍を置く理学療法士、作業療法士の資格を有する教員が、それぞれの専攻に所属する学生を専門的に指導する体制をとっている。二つの専攻を設けることによって、専門性の高い高度な教育を行うことが可能となっている。看護学部は、医療の高度化や看護師の活動の場の多様化等により、学修すべき内容の質的および量的な増大に伴い、看護師育成のみの教育課程の推進が喫緊（Ⅰ-3 、P3）であるという社会的要請にこたえるため、看護師のみの資格取得に特化した教育課程の充実を図っている。また、実践力を重視した教育を行うため、専門領域毎に看護師資格を有する教員を配置して対応している。

一方、健康科学研究所を設置して研究の推進にも注力している。当該研究所の目的はⅠ-3（P3）に既述したが、研究成果は、医療福祉の進展に貢献しているだけでなく、学生の教育に還元され使命・目的の達成に寄与している。スポーツ活動相談・指導室を設置している。当該室は、リハビリテーション学部教員の専門的知識・技術を活用することによって、学生や教職員に対してスポーツ傷害の発生予防のための相談・指導をすること、また地域住民に対してスポーツ活動、その他の活動を通じて健康維持、増進を図るための企画、相談事業などを行うことを目的としているが、関連教員はその活動を通じて専門知識の実践、研鑽を図っている。また、専門性の高い医療・福祉の実践者の育成をサポートする実践教育センターを設立している（Ⅰ-3、P3）。学生の学修、教員の教育研究のための図書館は十分に充実しており、専門書はもちろん、自己研鑽のための教養書、視聴覚資料も整っている（2-5-②）。

以上のように使命・目的達成のための組織は整備されているが、これらを円滑に運営するために高度な判断が必要な事項については、学部別の教授会で審議し学長の判断を受ける体制が整っている。さらに、大学全体に関わる教学問題については、毎月開催され、学長、副学長、学部長、学科長、専攻長、その他の幹部教職員が参加する運営協議会があり、必要事項を審議して学長に意見を述べている。これらの会議、協議会での協議事項あるいは学長による決定事項は各学部に周知徹底され、教員個人もしくは各種委員会で具体的に実践されている。学園全体の運営にあたっている学園の法人本部とは毎月大学・法人本部

連携会議を開催している。この会議には法人本部からは理事長、本部事務局長、担当部長が、大学からは運営協議会のメンバーが参加し、使命・目的の完遂に必要とされる組織の在り方をはじめとする諸事について意見交換を行い、相互理解を深めている。

このように、本学の教育研究組織は教授会のみならず、学部会議、学科会議、運営協議会、大学・法人本部連携会議、さらには各種委員会など、使命・目的達成に必要な体制は整っている。なお、これらの会議や協議会には、大学事務室の担当職員も同席し、決定事項の円滑な実施にあたっている。

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的に対する役員の了解は、理事会や評議員会において得られている。また、その実施状況と成果についても随時具体的に提示し理解と支持を得ている。教職員にも FD・SD 活動、学科会議、各種委員会などの様々な機会を通じて、共通理解を得ている。今後とも、上記の各種会議や活動を通じて一層の共通理解を図るようにする。

学内外への周知については、既述のように各種媒体と機会を通じて広く情報を開示し、正確な情報の提供に努めてきた。使命・目的は長期ビジョン・中期計画に反映されており、年度毎の計画を履行し、両学部の連携を深め大学力のアップを図っていく。

三つのポリシーは使命・目的を踏まえて制定しているが、これらポリシーの達成度をより客観的に把握するように努める。

教育研究組織についてはリハビリテーション学部と看護学部の連携を深め、使命・目的を達成するための教育の質を高める。

［基準１の自己評価］

本学の使命・目的は、人間性豊かな優れた医療人を育成することを第一とし、併せて各学部に関連した高度な研究を推進して社会の保健医療福祉に貢献することであり、このことは学則にも明記してある。各学部はこの目的達成のためにそれぞれ目標を掲げている。また、教育研究組織はこれら使命・目的、目標の完遂のために有機的に構築されている。三つのポリシーも使命・目的を明確に反映しており、カリキュラムもこれらポリシーの達成を念頭において構築されている。

また、使命・目的、目標、三つのポリシーは多様な媒体を通じて公開されており、本学の立ち位置は明確である。

以上のように、基準１は十分にみたしていると判断している。一方、本学の使命・目的は超高齢社会にある我が国においてきわめて社会的要請の高いものであり、学長以下、今後一層あらゆる機会をとらえて社会に貢献していく用意がある。

基準 2. 学生

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーはリハビリテーション学部、看護学部の両学部がそれぞれの特色を生かし、次のように定めている。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、「地域社会ならびに保健医療福祉に貢献する教育研究を行い、人間性豊かで、高度な専門知識とセラピストとしての実践力を有する人材の育成」を教育目的としている（学則（教育研究上の目的・目標）第 1 条の 2)。すなわち、単に知識や技術を有するだけでなく、常に感謝の心を持ち、他者の立場に立って最善の医療を実践したいという信念を持った人間性豊かなセラピストを育成するということを掲げている。この実現に向け「Ⅰ-2-（2）　使命・目的」に記した三つを具体的な教育目標としている。これら目的、目標を踏まえて次のような受験生を求めている。

アドミッション・ポリシー

1. 人への感謝を忘れず、人のために尽くそうという高い志を持っている人
2. 自分の力を保健（健康増進、障害予防)、医療（障害治療、回復)、福祉（障害者福祉、高齢者福祉）などの領域で生かしたいと思っている人
3. リハビリテーション専門職を目指す熱意とたゆまぬ向上心を兼ね備えた人
4. 規律を重視し、多様な人々と主体性を持って協働することができる人
5. リハビリテーション医学や隣接領域での最新の成果を生かした新しいリハビリテーション医療の創造に挑戦したいと思っている人

また最新のリハビリテーション医学の知識や実践力を修得するために、次のような素養および基礎学力を備えた人の受験を歓迎します。

1. 人とのコミュニケーションが大切であると考えている人
2. 文章の読解能力および表現能力を備えた人
3. 基礎的な演算能力を備えた人
4. 理数系の基礎科目に興味をもって学んだ人
5. 生物系の基礎科目に興味をもって学んだ人

看護学部

看護学部は教育目的を「看護の質の向上に貢献する教育研究を行い、保健・医療及び福祉の場で、生命の尊厳を守り、高い倫理観を持って患者・家族を中心とした看護を実践できる、人間性豊かな人材の育成を目的とする。」（学則（教育研究上の目的・目標）第 1 条の 2）と明文化し、「Ⅰ-2-（2）　使命・目的」に記した四つの教育目標を掲げている。これを基にアドミッション・ポリシーは、五つの領域の能力を高校生にもわかる用語を用いて表現し、本学部が求める学生像を明確に明示している。

アドミッション・ポリシー

1. 看護について関心を持ち、保健・医療・福祉に貢献したいと考えている人（関心・意欲）
2. 人に対するおもいやりを持ち、感謝できる人（態度）
3. 人と理解しあうコミュニケーション能力（聴く・伝える）が身についている人（技能・表現）
4. 自ら考え、主体的に行動できる人（思考・判断）
5. 高等学校で学ぶ主要科目（国語・英語・数学・理科・社会）および論理的文章力について基礎学力を有している人（知識・理解）

両学部のアドミッション・ポリシーは学生募集要項に明記して受験生に周知させているだけではなく、本学ホームページ（入試情報）に掲載し、広く一般にも公表している。また、オープンキャンパスでも丁寧に説明している。

さらに、SNS やホームページで学生の学習活動や行事の記事を掲載し、閲覧者が記事を通してアドミッション・ポリシーが示す具体的な学生像が伝わるように取り組んでいる。

以上のように､両学部とも教育目的を踏まえたアドミッション･ポリシーを明確に掲げ、様々な機会を通じて周知を図っており、受験生の理解を得ている。

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

グローバル化や技術革新が進み、社会で求められる能力も変化している今日、新たな時代を拓く人材育成を見据えた、国の大学入試制度改革に沿って、令和 3（2021）年度入試より学力 3 要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を評価して選抜する内容に変更し、また、アドミッション・ポリシー（2-1-①）では、医療職としての奉仕の心と向上心を有し、基礎学力を備えた受験生を求めており、学力のみの合否判断でなく多様な能力を評価する選抜を実施している。

令和 5（2023）年度入試では、リハビリテーション学部入試委員会で、前年度入試の結果（入学者が理学療法学専攻 43 名、作業療法学専攻 18 名）を踏まえ、入学者増加につながる施策について協議した結果、上記方針を深化させ、多様な入学生を確保すべく、総合型選抜【AO】を、新設の総合選抜【対話能力重視】と従来の AO 型選抜である総合型選抜【適性重視】の 2 種類に分けた。新設の総合選抜【対話能力重視】はアドミッション・ポリシーを十分理解した志願者の中から上記の学力の 3 要素を評価して選抜することを企図したもので、①本学の良さを理解できるよう 7 月・8 月のオープンキャンパス参加を条件とするエントリーシートの提出、②1 次選考でグループセミナーと個人面接により対話能力を評価、③正式出願者に対する 2 次（書類）選考での就学意欲の確認を経て合否を決定する方式とした。看護学部では一般選抜および総合選抜で必須としていた英語を選択制に変更し、受験生の選択科目の幅を広げた。令和 5（2023）年度入試の総合型選抜 AO 型による入学者は、【対話能力重視】が 14 名（理学療法学専攻 10 名、作業療法学専攻 4 名）および【適性重視】が 6 名（同 4 名、2 名）となり、前年度の【AO】の 7 名（同 5 名、2

名）の 3 倍弱に増加した。令和 6（2024）年度入試では、エントリーシート提出条件となるオープンキャンパスの範囲を拡大する等さらに改善する。

上記以外の選抜方法として、①基礎学力テストとグループ面接による総合型選抜【基礎学力】、②本学園の建学の精神、教育理念に基づく教育を受けた学園高校卒業生等を対象とする四條畷学園同窓会特別選抜、③出身高校の推薦を受ける指定校推薦選抜、④学力試験で合否を判定する一般選抜、⑤大学入学共通テスト利用選抜、⑥多様性を重視した社会人選抜がある（表 2-1-1）。

アドミッション・ポリシーは本学ホームページでも公表し、オープンキャンパスや近隣府県の高校での模擬授業や説明会でアドミッション・ポリシーや選抜方法を詳細に説明しており、また、「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価するため、各選抜区分に応じて出願書類を活用することとしている。

受験生の受験機会を広げるため、総合型選抜【基礎学力】と一般選抜において、リハビリテーション学部理学療法学専攻、同学部作業療法学専攻、看護学部の間で第 1 志望から第 3 志望まで選択（併願）可能としている。

問題作成のうち、学力問題は、本学のアドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの説明を通じて理解を得ることを特に留意し、外部委託先との協業で行っている。リハビリテーション学部の総合型選抜【適性重視】、看護学部の指定校推薦選抜、および両学部の同窓会特別選抜、社会人選抜に係る小論文は、各学部の専任教員が健康・医療・リハビリテーションに関連する問題を作成している。

表 2-1-1　選抜制度

選抜区分	選抜名称	選抜方法・出願書類
総合型選抜	総合型選抜【対話能力重視】（リハビリテーション学部）	①グループセミナー、②個人面接、③入学希望理由書（個人面接時に活用）、④調査書
	総合型選抜【適性重視】（リハビリテーション学部）	①個人面接、②小論文、③入学希望理由書（個人面接時に活用）、④調査書
	総合型選抜【基礎学力】（両学部）	①基礎学力試験、②調査書（学習成績の状況）、③グループ面接、④入学希望理由書（面接時の参考資料）
学校推薦型選抜	指定校推薦選抜（両学部）	①個人面接、②調査書（出願条件として学習成績の状況の基準あり）、③推薦書、④入学希望理由書（個人面接時に活用）⑤小論文（看護学部）
一般選抜（両学部）		①学力試験、②調査書
大学入学共通テスト利用選抜（両学部）		大学入学共通テストの高得点を評価 リハビリテーション学部 2 科目 看護学部 3 科目
その他の選抜	四條畷学園同窓会特別選抜（両学部）	①個人面接、②小論文、③入学希望理由書（個人面接時に活用）、④調査書
	社会人選抜（両学部）	①個人面接、②小論文、③入学希望理由書（個人面接時に活用）、④調査書（参考資料）

令和 6（2024）年度入試に向けては、受験生の年内入試重視の傾向、他大学との入試日程重複の可能性、受験生の経済負担の軽減等を考慮し、以下を変更する予定である。

①総合型選抜【基礎学力】の試験日を 1 日増やし、A、B、C の 3 日程とする一方、一般入試のC日程を廃止し、A、B の 2 日程とする。

②優秀な合格者の定着率を高めるため、総合型選抜【基礎学力】における入学時特待生の選考対象を従来のA日程にB日程を追加し、対象総人数を 12 名から 14 名に増やす。

③検定料を他大学並みの水準に引き下げる。

上記のように、両学部とも、受験生の学力の 3 要素を適正に評価するため、機会確保や手法の工夫に努めているが、入試選抜時期の早期化や多面的評価による学力のばらつきが生じていることから、合格者全員を対象として入学前教育の受講を原則義務づけている。入学前教育では、DVD 教材や模試等の通信教育により医療従事者に関わる仕事をイメージしながら高校までの生物・数学・化学・物理の必須事項を復習し、また、本学キャンパス内での集合研修では、数人のグループに分かれて課題に取り組み発表を行うことで、医療人を目指す学生としての協働や礼節に対する心構えの準備を行っている。

入学後は、1 年次前期に、教員が全新入生を対象とする個別面談を実施し、学生の意識や素養の把握ならびに学修習慣の定着等に資する指導に努めるとともに、アドミッション・ポリシーの理解度を確認している。

知識・理解力のみならず、医療職に対する関心・意欲、態度、表現力、判断力等、多様な個性を把握するため、令和 3（2021）年度よりアセスメント・テストを導入している。まず新入生対象に実施し、ついで、3 年次終了時に第 2 回目を実施し、各学生の成長度も検証する予定である。IR 室はアセスメント・テストの結果を分析し、各学年の学生気質やアドミッション・ポリシーの理解度等の検証結果を大学運営協議会や大学・法人本部連携会議で報告し、次年度以降の入試方法改善や学生指導の検討資料としている。

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学者受け入れ人数は、試験実施後に教授会で検討し、最終的には学長の決定に委ねている。過去 4 年間の入学定員と入学者受け入れ数は、表 2-1-3 に示す通りである。また、収容定員と在籍者数を P5 に掲げた（過去 5 年間の在籍者数はエビデンス集（データ編）表 2-1 に示した）。選抜方法別の学生受け入れ数の実績は表 2-1-4 のとおりで、主に年内に実施される特別選抜の比率が年々高まり、その割合は 90%（リハビリテーション学部）および 70%（看護学部）を大きく超えており、特別選抜中心の募集施策を採用している。

リハビリテーション学部

入学定員充足率は令和 5（2023）年入試で改善し、90.0%となっている。専攻別では、理学療法学専攻がほぼ入学定員を確保できているのに対し、作業療法学専攻は 50%を下回る年もある。その結果、本学部の収容定員充足率は 80.3%（P5）となっており、安定的に入学定員を確保し、収容定員充足率を改善することが喫緊の課題である。令和 4 年度からは、オープンキャンパス参加者を増やし、受験生増加につながるよう以下について新たに着手した。①本学ホームページ、ダイレクトメール等の媒体をすべて活用し、オープンキャンパスの開催日や内容を高校生に周知徹底し、オープンキャンパス参加者数の増加を図る、

②オープンキャンパス参加者の出願歩留まり率を向上するよう本学の魅力・特色をアピールできる内容に改善する、③広報部門の人員を拡充し、高校訪問等の広報活動やイベント企画力を強化する、④国家試験合格率 100%達成等の訴求力のある実績を残して効果的にアピールするなどである。

看護学部

入学者受け入れ人数は、入学定員の 96.3～113.8%の間で推移している。また、収容定員充足率も 106.9%（P5）となっており、適切な定員の確保ができていると判断できる。今後は、受験生の年内早期受験の傾向が一層進む可能性もあり、一般選抜の受験生増加を図るとともに、従来以上に指定校選抜や総合型選抜等の特別選抜を重視する必要がある。

表 2-1-3 入学者受け入れ数

学部	専攻	入学定員（人）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
リハビリテーション学部	理学療法学専攻	40	39	43	49
	作業療法学専攻	40	26	18	23
	合計	80	65	61	72
	入学定員充足率　%		81.3	76.2	90.0
看護学部		80	90	77	91
	入学定員充足率　%		112.5	96.3	113.8

表 2-1-4　選抜方法別入学者の比率（%）

学部	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	一般選抜	特別選抜	一般選抜	特別選抜	一般選抜	特別選抜
リハビリテーション学部	9.8	90.8	13.1	96.8	9.7	90.3
看護学部	36.7	63.3	22.1	77.9	26.4	73.6

（3）2－1 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口は減少しているが、超高齢社会進展に伴う理学療法士や作業療法士、看護師への社会のニーズを踏まえ、本学への志願者を増やすため、近隣府県の高校を中心に、特に作業療法士に対する高校生の認知度を向上させるとともに、少人数教育・充実した基礎教育と実践力の養成等の教育の特色、教育目標、アドミッション・ポリシーの周知に努めていく。また、昨今の受験時期の早期化への対応、探求力により多様化する能力の評価方法の検討、新指導要領による令和 7（2025）年度入試への準備等に適切に対応し、本学のアドミッション･ポリシーを十分理解したミスマッチのない入学者を安定的に確保していく。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学修支援体制の概要を図 2-2-1 に示した。まず、各学部における全体の学修支援方針・計画・体制を各教授会で、また大学全体で対応すべき支援については、運営協議会で審議決定している（図の左部分）。この決定に基づき、全学生に共通の事項に対しては教務委員会と教務課、あるいは学生委員会と学生課が協働で支援を行っている。個々の学生に対しては、担任（リハビリテーション学部）・アドバイザー（看護学部）制度を軸として学生の状況把握や学生の意見の収集を行い（図の中部分）、必要に応じて学修状況の把握や生活上の問題などの対応を行っている（図の右部分）。また、全専任教員が週 2 コマのオフィスアワーを設けており、学生が学修、生活上の問題に対して相談ができる体制も整えている。事務職員は、各委員会の定例会議に参加することで、活動内容及び学生情報の共有を図り、必要な施策の検討を事務面から支え、効果的な実施をサポートするなど、協働で学修支援を実施している。以上のように学生が効率的に学修を進めることができるよう多くの支援体制が整っている。

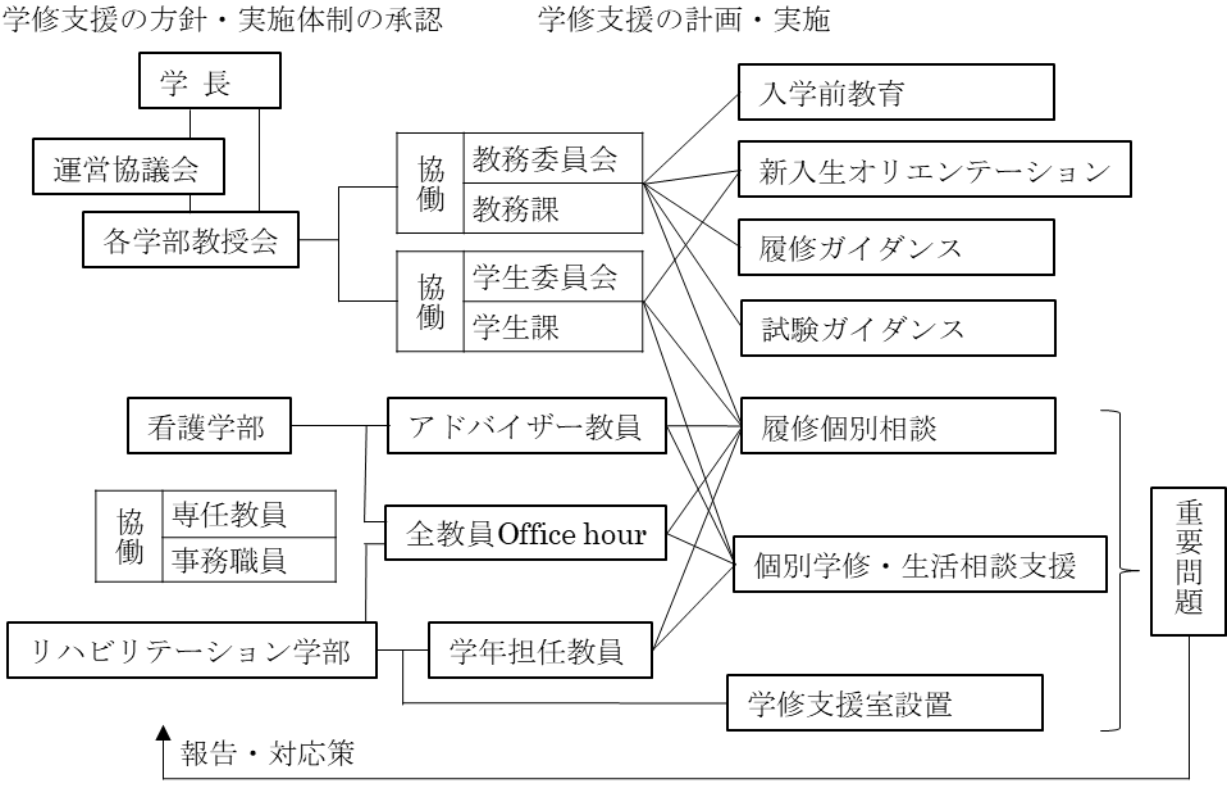

図 2-2-1 協働学修支援体制

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

1）TA 制度

本学は大学院を設置していないので TA 制度は無いが、各学部において TA 制度に準ずる取り組みを行っている。

リハビリテーション学部では、TA に代わるものとして評価技術・治療技術の修得のため、科目外での学習において上級生による技術指導やアドバイス、授業内容の復習指導などの協力を得ており、きめ細かく指導できる体制をとっている。また、協力した学生にとっても技術の復習となる良い機会となっている。このような点から様々な場で学生の協力を得ている。

看護学部では TA に代わるものとして講義や演習において、上級生の協力を得て下級生に体験談を語ったり、実技のデモンストレーションを実施したりしている。

2）オフィスアワー

2-2-①にも記したが、週 2 コマのオフィスアワーを教員ごとに設定し、掲示板等で学生への周知を行っている。小規模大学であり、専任教員が同一建物に研究室を持っているという物理的環境もあり、オフィスアワーに関わらず学生は頻繁に研究室を訪れており、気楽に疑問の確認や相談ができる環境となっている。

3）障がい等を有する学生への配慮

両学部とも、障がいのある学生からの申し出により、修学支援に必要な情報を学内で共有し、支援体制の整備を行っている。具体的には、①診断書の提出②学生と合理的配慮について話し合い③文面で合理的配慮について双方で確認④常勤・非常勤教員への周知⑤合理的配慮後の状況把握などである。また、心理的不安の強い学生に対しては、本学園に設置している臨床心理研究所の臨床心理士によるカウンセリングの積極的活用をすすめている。

4）休学者・退学者、留年学生への対応

リハビリテーション学部では、休学・復学・退学に関する相談・対応は担任が中心となって行い、休学・退学については届けを出す前に必ず担任が個別面接し、理由の確認および保護者への連絡や状況の確認を行い、教授会で確認と承認を行っている。専攻会議でも情報共有し、学生にとって最善となる対応を検討している。また、保護者との連携のもとで対応策を進めているがやむを得ず休学になった場合も、担任とのコンタクトや図書館利用などの大学設備利用は在学時と同様に実施できるように配慮しており、よりスムーズな復学に繋がるよう努めている。進級できずに留年となった学生については、元の学年担任と留年学年の担任が連携して双方で受け持ち、学修および生活支援・相談を行っている。

看護学部では、休学・復学・退学に関する相談・対応をアドバイザー教員が中心となって行っている。欠席日数を事務室およびアドバイザーが把握しており、時期を見て呼び出し、学修が滞る理由等の確認のため、個人面談を行い、対処している。休学・退学については、届出を提出する前には必ずアドバイザー教員が個別に面接し理由の確認、必要に応じて保護者への連絡や状況の確認を行い、その後学科長・学部長の面談を行い、教授会で承認を得ている。留年生に対しては、アドバイザー教員が中心となり、卒業まで学修等に関しる支援を行っている。

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

リハビリテーション学部、看護学部とも卒業まで継続した複数教員による担任/アドバイザー制の下で、学生の変化を早期にキャッチしている。休学者の対応については緊密な教員と職員との協働により休学中の定期的な連絡制度をつくるなど、より細やかな対応を検討する。障がいのある学生に対する支援内容については、対応する内容により学科/学部会議において情報を共有し、学生への対応のさらなる統一化を図る。

今後は教員のティーチングポートフォリオの導入や、障がいのある学生への支援方針の策定などを通じて、大学全体として問題点を可視化することで学生支援の充実を図る。また、学生の状況をさらに客観的かつ早期に把握するために、令和 3（2021）年度から実施しているアセスメント・テストで、各学生の問題解決に必要な思考力、姿勢・態度、経験の可視化と意識調査の結果を加味し、より効果的な学生対応につなげていく。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア支援は学生サービス組織体制の重要な一つとして位置付けており、その概略を図 2-3-1 に示した。

キャリア支援に必要な教育プログラムは、大学および学部カリキュラム検討委員会が中心となって構築している。社会における医療人としての人間性を養うために、リハビリテーション学では教育課程内で特論を、看護学部では教育課程外でキャリア関連科目を外部講師に依頼して実施している。さらに、卒業後に医療現場でスムーズな活躍ができるように、両学部とも実習を重視したカリキュラムを提供している。また、両学部ともに国家試験対策委員会を設置し、4 年間の学びを国家試験で存分に発揮できるよう、きめ細かな指導を行っている。就職については、学部共通のキャリアセンターを設置し、就職委員会ならびに学生課と密接に連携し、支援を行っている。特にキャリアセンターでは、面接対策、エントリー方法、就職先情報の提供とその選定方法等について、実践的な指導を実施している。

実践教育センターでは、高校生が納得して本学に進学し、高度な医療・福祉の実践者を目指せるよう支援している（1-1-③､P7）。

本学は高度な医療人の育成を使命としている点ではリハビリテーション学部、看護学部とも同様である。しかし、医療人として学ぶべき内容は学部により異なる部分も多く、大学としての支援体制の骨格のもとに両学部それぞれが以下のように特色ある支援を行っている。

リハビリテーション学部

国家試験対策委員会を中心に国家試験の受験指導を計画的に進め、個々の学生を熟知した担任教員を中心に、個別指導を徹底している。また同時に就職委員会を中心に、学生か

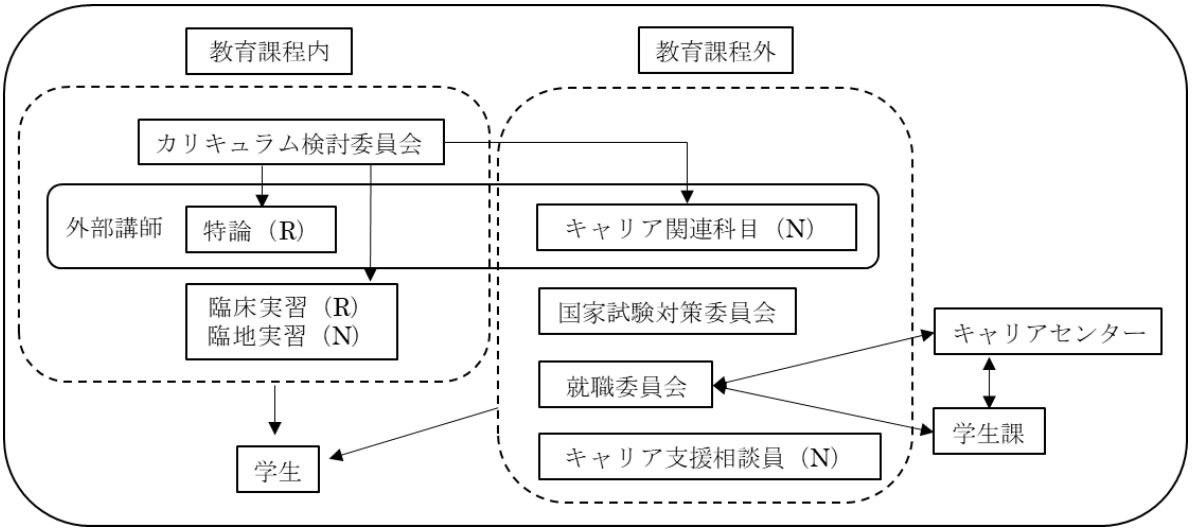

図 2-3-1 キャリア支援体制（R：リハビリテーション学部、N：看護学部）

ら就職に対する相談内容を聞き取り、志望する病院の事情に熟知している教員に相談できるような支援体制もとっている。就職試験前には、就職委員が学生に面接対策や論文、エントリーシート、履歴書の書き方などの指導を実施している。以上のように適切に手厚い就職指導が行われている。

求人票等の就職に関する資料については、学生が自由に閲覧できるようにしている。また、実習中の学生に対する情報提供として学外からもインターネットを通じて就職情報が閲覧できるようにしている。

年度計画として、4 年次すぐに開始する総合臨床実習時から就職活動に取り組める対策として、3 年次末に就職委員会とキャリアセンターによる就職対策講座から本格始動している。4 年次夏季には興味のある病院や施設等の説明を聞き、疑問点を解決したうえで希望する施設への就職活動ができるよう、両専攻合同の就職説明会を開催している。

本学にはインターンシップという制度は無いがそれに代わる制度として 1 年次から 4 年次までの教育課程の中で臨床実習を取り入れている。臨床実習は臨床現場における教育であり同時にキャリア教育の役割を果たしている。臨床実習は、臨床実習指導者と教員との密接な連携の下に進めている。学内においては、「特論」科目を設定し、卒業後の専門職としての自己研鑽や社会的役割の理解等を目的に先駆的取り組みやトピックを取り上げて各領域で活躍しているゲストを迎えキャリア教育に繋がるように授業を行っている。

看護学部

看護学部では教育課程の中で臨床実習を実施している。複数の病院や施設で看護師の職業を体験することがキャリア教育の役割を果たしている。

また、1年次のキャリアガイダンスでは、目指す看護師像を具体化し、3年次には就職活動を始める前期と就職試験の準備をする後期にそれぞれに応じた必要な知識やスキルを学ぶ就職ガイダンスを実施している。さらに、キャリア相談員の個別相談を設け、エントリーシートの添削や自己PRの作り方、小論文指導などを行っており、この過程を通して学生は再度自身の進路選択の意味を深く考える機会となっている、このように1年次から

段階的なキャリア教育を実施し、個々の意向に沿った支援の充実が図られている。

病院施設からの求人情報は閲覧設備を整え、随時最新情報を提示している。就職・進学に関する相談は、アドバイザー教員が1年次より定期的に面談の機会を持ち応じている。3年次には実習担当教員や4年次には卒業研究担当教員も対応している。就職活動が滞っている学生には就職委員と教員、大学キャリアセンターが連携をとりサポートしている。就職内定率は学部開設以来100%である。進学者はいない。ここ数年の卒業時アンケートでは、ほとんどの学生が就職支援に満足しており、進路は希望に沿ったものであったと回答しており、目的はおおむね達成できている。同様に、国家試験対策についても国家試験対策委員会を中心に全体と個別への指導を計画的に進めている。

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

上述のように、現行のキャリア支援は充実しているが、さらに向上をはかるために、第三者の意見を聴取している。すなわち、リハビリテーション学部では、学生の就職先アンケート、卒業後アンケートを実施しているが、今後はこれらの結果を参考にガイダンスの一層の充実を図っていく。また、教職員はキャリア支援が単なる就職支援ではないことを再確認し、1 年次から 4 年次を通じて本学の使命である優れた医療人を育成するにはどうすべきか、また高度な医療人として社会で活躍する学生に自ら考える力を涵養せしめるにはどうすべきかなど SD 活動や FD 活動を通じて研鑽を図っていく。

看護学部においても、理想の看護師像を描きながら専門職業人としての自覚をもてるよう1年次から段階的なキャリア教育を進めていく。また、就職支援についても引き続き学生が早期から卒業後の進路について情報収集し、十分に考えて就職先の決定と受験準備ができるよう支援を計画していく。

大学キャリアセンターとキャリア相談員、就職委員会等が情報交換を密にして連携を図るとともに、今後は、長期的な視点での進路相談の検証も必要である。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

（1）2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

（2）2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①　学生生活の安定のための支援

本学は小規模大学であり、その最大の利点の一つは学生に対してきめ細かなサービスを提供できることである。学生サービス体制の概略を図 2-4-1 に示した。学生に対する支援、サービスの多くは学生委員会が担っており、次の事項について対応している。

(1)　課外活動に関する基本的事項
(2)　奨学金に関する事項
(3)　学生に対する広報に関する事項
(4)　学生の感染症に関する事項
(5)　その他学生の厚生、福利及び指導等に関する基本的事項

また、心身の健康に関する支援は、各学部に保健室を設け、体調の変化を訴えた学生に対応している。保健室の業務は、体調不良者の収容と休養、健康相談、緊急処置あるいは診療機関への委託等であり、「保健室運用申し合わせ」に則り運用している（保健室運営要綱）。保健室は、年間 20 名程度の学生利用がある（表 2-4-2）。主に体調不良や貧血症状のため、休息目的で保健室を利用している。状況により保護者の迎えを依頼することや、他施設への受診を行うなどの対応を行っており、常駐スタッフはいないが学部内の連携により、活用されている。なお、症状が重いあるいは高熱等の場合、緊急搬送先として近隣の野崎徳洲会病院を指定することを同病院と合意している。

心の悩みを抱える学生に対処するためには、大学共通の臨床心理研究所（The Institute of Clinical Psychology 以下 ICP ）を設置している。学生の生活相談はリハビリテーション学部では学生相談室を、看護学部では面談室を設けている。また、学生支援センターでは経済的に困窮している学生のために外部奨学金受給のための情報提供や各種アドバイスを行っている。さらに、大学独自の奨学金も多数給付している。課外活動としては学園祭、各種サークル活動、ボランティア活動等があるが、いずれも学生委員会が適切に協力支援している。これら各種のシステムは有効に機能しているが、特筆すべきはリハビリテーション学部では担任制度、看護学部ではアドバイザー教員制度を設けており、上記システムに関わらずとも、学生の各種相談に応じることができていることである。また、全教員がオフィスアワーを設けている。両学部の令和 4（2022）年度における支援の具体的な内容について以下に記載した。

リハビリテーション学部

学生生活安定のための支援は学生委員会が中心となって実施している。学生相談の場として、担任、ICP、オフィスアワーを設置している。新学期、および各学期の開始、終了時にはガイダンスを設定し、学生委員が中心となって「学生便覧」（リハビリテーション学部）（P10）に基づいて学内外での生活態度指針を伝えている。更に各取り組みの案内は学内にポスター掲示をして情報提供している。学期末には学生委員会主体で全在学生を対象に学生満足度調査を実施し、学生の意見を毎年、抽出し、具体的な学生支援内容に組み込む体制を整えている。

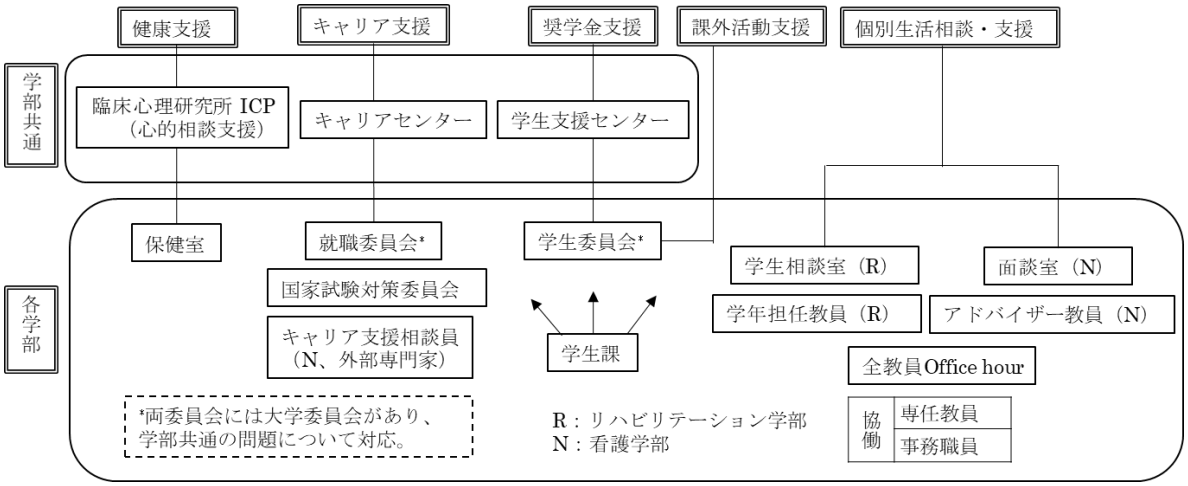

図 2-4-1　学生サービス体制

令和４（2022）年度の主な相談内容は、修学、学生生活、進路、心身の健康、保護者への対応であった。相談の内容・頻度、受けた相談を必要に応じ教員間で共有する体制になっている。また集計表を作成し、毎月の件数と相談内容を集計し実態把握に努めている。令和４（2022）年度の集計結果を表 2-4-1 に示す。

表 2-4-1　学生面談件数

面談内容	リハビリテーション学部		看護学部	
	件数（件）	時間（時間）	件数（件）	時間（時間）
学習	6441	1610	326	201.1
就職・進路	1055	264	126	59
その他	421	105	74	50.2
合計	7887	1979	526	310.2

*教員一人当たり 99 時間

保健室の年間利用者数の推移は表 2-4-2 のとおりである。令和 3（2021）年度は COVID-19 感染予防のため対面授業の代わりに自宅等での遠隔授業が多かったため保健室利用も少なかったが、令和 4（2022）年度は対面授業が再開し登校日数も回復したことから同利用者が増えたと考えられる。

表 2-4-2　保健室年間利用者数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
リハビリテーション学部	21	16	22
看護学部	12	16	24

COVID-19 予防のため、学生委員会より学内生活、日常生活における基本的な感染症対策に関して、定期的にメールにて注意喚起した。また、昼食時には飛沫感染を防止する対策として、注意喚起のアナウンス及び巡回を学生自治会と協力して実施し、黙食を意識するポスターを各教室に事務と協力して掲示した。

臨床実習における感染予防対策に関しては、本学部における臨床実習において、麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘などの抗体検査や検便・検尿などの報告が必要とされる実習施設は約 30 施設である。これらの実習施設に配属される学生に対し、各々の施設から要請されている感染予防対策について個別に対応・指導している。また、同様に臨床実習に臨む全ての学生に対して、実習ガイダンスを通じて担任から COVID-19、インフルエンザを含めた基本的な感染予防対策の指導を行っている。

心身の健康に関することは、担任・学生相談室が対応し、必要に応じ ICP の利用を勧めている。ICP での相談内容は成績に対する不安、学習のストレス、対人関係など多岐にわたるが、これら心身の負担の軽減に専門家のアドバイスが役立っている。

また、令和 3 年 11 月から外部（公的・民間）の各種奨学金制度等に関する情報収集や経済的な問題を抱えている学生に適切な助言ができる専任職員を学生が立ち寄りやすい清風学舎１階の「学生支援センター」に配置し、学生利便性を向上させた。なお、表 2-4-3 に

令和 4（2022）年度の外部奨学金の実績を示す。本学園および大学独自の奨学金は、エビデンス集（データ編）表 2-7 に記したように充実しており、的確に運用されている。

学生の課外活動支援は、学生委員が自治会顧問となり年間計画を立て、自治会活動を支援している。令和 4（2022）年度自治会活動は、COVID-19 の影響を受けながらも従来の活動に徐々に戻ることを意識しながら学年間での情報交換を支援した。学生総会は Zoom を使用し、オンラインにて開催した。樟葉祭（学園祭）は 2 部制にて実施した。1 部は大抽選会として Zoom を使用し、オンラインにて開催した。2 部では特別講演として客員教授平林景氏により「障がい×ファッション」の魅力について対面にてご講演頂いた。新入生歓迎会は中止とし、謝恩会も対面式での開催は中止としたが、記念品の贈呈とお礼状の郵送にて代替とした。

各クラブ活動は教員が顧問となり、学生の仲間づくりの一助となるよう、支援している。クラブは野球部・フットサル部・バトミントン部・バスケットボール部・バレーボール部・テニス部・軽音楽部・手話歌部、Student of Physio の 9 つあり、同好会はボッチャ同好会、スノーボード同好会の 2 つがある。令和 4（2022）年は活動前には実施日及び実施前、中、後に関して感染対策の内容を記載した申請書を学生委員に提出し、承認を得た後に実施する方法を取り、感染対策を行った。活動実施状況は、バトミントン部、Student of Physio が各 1 回活動を実施した以外、その他の部活動は活動を中止した。

看護学部

学生生活安定のために、学生委員会が学生生活全般に関する支援を実施している。

年 1 回の健康診断の実施と臨地実習に際しての抗体価検査、予防接種の指導など感染症対策についても適切に実施されている。実習で起こる可能性のある事故や感染症への罹患の備えとして共済会の保証制度に全員加入している。学生支援においては、先述のアドバイザー制度、オフィスアワー、ICP における相談、学生の声ボックスなどから、学生の意見・要望の把握と学生生活向上のための支援を実施している。令和 4（2022）度の学生面談件数と時間を表 2-4-1 に示した。

学園独自の奨学金については、四條畷学園大学奨学金規程に基づき、学生委員会で定めた奨学金規程看護学部施行細則の奨学金支給者選考基準に則り給付対象学生を推薦している。実績はエビデンス集（データ編）表 2-7 に記した通りである。各種外部奨学金の受給者の種別と内訳は表 2-4-3 の通りである。

学生の課外活動は、学生委員が自治会顧問となり自治会活動を支援している。

（3）2－4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活安定のための支援は、主として各学部が独自に関連委員会や担任、アドバイザーを中心にその確立を目指し展開してきた。その中で今後は、健康診断結果等を含めた学生の健康全般を管理する方法を整理していく必要がある。

さらに、学生の反応等を「学生の声（常設アンケート）」と学生生活実態調査、学生満足度調査（年 1 回、両学部）で把握し、各委員会とも協力して学生への返答と具体的な対応を行っているが、今後も一層の充実を図る。また、両学部に共通する支援については、学部共同体制を確立して充実を図ることを継続する。

表 2-4-3　令和 4（2022）年度奨学金受給者

小野奨学会			
型	月額（円）	人数（人）	
		リハビリテーション学部	看護学部
給付型	50,000	8	9

日本学生支援機構				
型	種類	月額（円）	人数（人）	
			リハビリテーション学部	看護学部
給付型奨学金	自宅	42,500	4	3
		38,300	22	29
		25,600	15	21
		12,800	14	5
	自宅外	25,300	2	1
		50,600	2	0
		75,800	0	1
貸与型奨学金	第一種奨学金	19,200	0	1
		20,000	1	0
		21,700	6	2
		30,000	1	0
		40,000	5	4
		50,000	1	1
		54,000 （自宅最高月額）	36	44
		64,000 （自宅外最高月額）	0	3
	第二種奨学金	20,000	2	1
		30,000	11	4
		40,000	2	6
		50,000	20	22
		60,000	4	7
		70,000	14	9
		80,000	15	19
		90,000	3	2
		100,000	20	33
		110,000	2	9
		120,000	26	42

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

＜校地、校舎＞

校地、校舎（学舎）の詳細な数値については、エビデンス集（データ編）「共通基礎」に掲げた。

【校地】

本学校地は、リハビリテーション学部のある北条キャンパスと看護学部のある学園町キャンパスから成り立ち、校地面積は 22,722.3 ㎡（うち、専用面積：7,913.0 ㎡）で、専用校地だけでも大学設置基準（6,400.0 ㎡）を満たしている。

北条エリアキャンパスは、JR 学研都市線四条畷駅から徒歩 13 分に位置し、リハビリテーション学舎を講義・演習等に使用し、徒歩 2 分の四條畷学園短期大学北条学舎にある図書館や体育館、学生食堂などを短期大学と共用している。

学園町キャンパスでは、同駅からは徒歩 1 分の主に看護学部が講義・演習等に使用する看護学舎と同学舎と市道を挟んで徒歩 1 分の距離にある四條畷学園短期大学清風学舎の一部をリハビリテーション・看護両学部が短期大学と共用している。

【校舎】

大学の学舎面積は 22,474.2 ㎡（うち、専用面積：10,232.4 ㎡）で、専用学舎だけで大学設置基準（8,527.2 ㎡）を満たしている。施設利用時間は原則表 2-5-1 の通りであるが、必要があればこれに関わらず教育研究に利用できるようになっており、有効利用が図られている。

表 2-5-1　学舎及び図書館の開館時間

<table>
<tr><th>施設</th><th>平日</th><th>土曜日</th></tr>
<tr><td>リハビリテーション学舎</td><td rowspan="4">8:40~21:00</td><td rowspan="4">8:40~17:00</td></tr>
<tr><td>看護学舎</td></tr>
<tr><td>清風学舎</td></tr>
<tr><td>北条学舎</td></tr>
<tr><td>北条図書館</td><td>9:00~21:00</td><td>9:00~17:00</td></tr>
<tr><td>清風図書館</td><td>9:00~17:00</td><td rowspan="2">9:00~17:00</td></tr>
<tr><td>学園町図書館</td><td>9:00~21:00</td></tr>
</table>

【リハビリテーション学部の学舎】

北条エリアキャンパスにあるリハビリテーション学舎には、大学設置基準第 36 条に則り、以下の専用施設を備えており、教育・研究用施設として有効活用している。

（1）「学長室」（他役職用として「副学長室」、「学部長室」、「学科長室」）、「会議室」1 室（教授会、学部会議、各種委員会等に活用、また、高画質の大型モニターを設置しリモート会議等に利用可）、「事務室」1 室（学舎 1F 正面入口に位置し、学生窓口として各種届出や課題提出等の受付、その他学生サービスを提供）。

（2）研究室 20 室（各室に執務机とミーティング用テーブルを配置し、教員が授業準備や研究活動、学生指導等を実施）、教室として、座学形式の講義を行う「講義室」8 室（原則、大教室 2 室を両専攻合同授業、他 6 教室を各専攻の授業に使用）、義肢使用方法を具体的に学ぶ「義肢装具学実習室」1 室、主に作業療法学専攻が使用する「日常生活活動実習室」1 室、両専攻が臨床に向け評価方法を学ぶ「評価実習室」1 室、多様な実習に利用可能な「多目的実習室」1 室、解剖学標本模型を備え解剖学等の基礎医学を学ぶ「基礎医学実習室」1 室、具体的な手技・方法学習用や基本動作の測定・分析用の機器を備え、主に理学療法学専攻が使用する「物理療法学/運動療法学/実習室」1 室、作業療法学専攻が身体機能を正しく把握する検査技術等を学ぶ「作業活動実習室」1 室、また、令和 4（2022）年度に、各階への WiFi ルーター設置を完了し、ICT（Information and Communication Technology）を活用するための WEB 接続環境が整備され学修効率が向上している。これら各室は、講義、実習などに毎日のように高頻度に使用され、有効利用されている。

（3）「保健室」（学舎 1F の事務室近くに配置し、体調不良者が安静にできる）、「学修支援室」（個人またはグループによる学修、個人の学修指導・相談の場等として利用）、「学生控室」（学生ラウンジ）、「パソコン教室」・「パソコン自習室」（全パソコンの Windows 10 化完了済）各 1 室のほかに、「ゼミ室」4 室や、「学生ロッカー室」、「学生相談室」などを配置している。また、北条キャンパス内で四條畷学園短期大学と共用する北条学舎には、「図書館」（令和 3 年度より外部から図書検索が可能）、「研究室」（本学専用 4 室）、「学生控室（食堂兼休憩室 2 室）」、「体育館」（体育の授業と学生がクラブ活動で利用可能）、学生食堂（ビストロ北条）を配置している。なお、学生の勉学向上に資するため、一定のルールのもと、「実習室」「パソコン教室・自習室」「講義室」「学修支援室」等を自習用に利用可能としている。安全・衛生面では、業者が毎年 1 回、リハビリテーション学舎の教室・廊下等のワックス掛けを含む清掃（毎年 1/2 の範囲）を実施している。

また、学園町キャンパス清風学舎 5 階（講義室 3 室、家政実習室、介護実習室、浴室実習室、教員控室）を四條畷学園短期大学と共用し、リハビリテーション学部 1 年生基礎分野の科目の一部授業を行っている。なお、令和 4（2022）年度、清風学舎の各階への WiFi ルーター設置も完了し、WEB 接続環境を改善した。

COVID-19 感染対策として、学生のリハビリテーション学舎への入退出を 1 階事務室前の中央玄関に限定のうえ進入動線を制限することで、入舎時に必ず検温と手指のアルコール消毒を実施している。また、学舎内ではマスク着用を義務とし、各教室の入り口には消毒用アルコールを配置し、45 分ごとの換気を学舎内放送で徹底している。また、学生ラウンジのテーブルにはアクリル板を配置し、食事は黙食、会話は食事後マスク着用して行うことを注意喚起している。

【看護学部の学舎】

学園町キャンパスにある看護学舎には、大学設置基準第 36 条に定めている「会議室」（教授会、学部会議、各種委員会等に活用）、「事務室」（学舎 3F 中央に位置し学生窓口を設置）をはじめ、「学部長室」、「学科長室」、「研究室」（教員が授業準備や研究活動、学生指導等を行う）を合わせて 26 室、「教室」（座学形式の講義を行う大講義室 1 室を含む「講義室」3 室、実技・演習を行う実習室 4 室（「基礎看護学実習室」1 室、「母性･小児看護学実習室」1 室、「成人看護学実習室」1 室、「精神看護学実習室」1 室）、「図書館」、「保健室」、「学生自習室」（学生が予習・復習や国家試験の準備を行う）、「学生控室（学生ラウンジ）」のほかに、「学生ロッカー室」（男女別に設置）、「面談室」（学生相談等に活用）などが配置してある。なお、基礎看護学実習室は主に 1、2 年生が基礎看護学援助論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳで活用しているほか、3 年生の開講科目である成人看護学実践論やリハビリテーション看護の演習においても活用している。また、成人看護学実習室、母性・小児看護学実習室、精神看護学実習室、清風学舎にある老年・在宅看護学実習室では主に 3 年生の実践論や COVID-19 拡大に伴う臨地実習の代替えとしてのシミュレーション実習の場として活用している。

学園町キャンパス清風学舎では、四條畷学園短期大学と共用部分に、大学設置基準第 36 条に定めている「学長室」や、「講義」室 11 室、「小児保健実習室）、「小児栄養実習室」（調理実習室）、「家政実習室」、「老年・在宅看護学実習室」、「浴室実習室」、「教員控室」、「パソコン教室」、「学生控室」（学生ラウンジ）が配置してある。

COVID-19 感染対策として、学舎 1 階で検温機による体温チェックと手指のアルコール消毒を実施している。また、学舎内ではマスク着用を義務とし、各教室の入り口にはアルコール消毒を配置し、各教室の窓を開け適切な換気を確保している。また、特に面積の広い第 1 講義室には大型空気清浄機を 2 台設置している。5 階の学生ラウンジのテーブルにはアクリル板を配置し、食事は原則各教室で適切な距離を確保し黙食を基本としている。また、会話は食事後マスク着用して行うことを注意喚起している。

＜体育施設＞

北条キャンパスにある体育館（452 ㎡）およびテニスコート（2,889 ㎡）は、四條畷学園短期大学と共用で、授業での利用のほかに、クラブ・同好会活動等でも使用している。授業では、体育館を基礎分野科目（リハビリテーション学部）あるいは教養科目（看護学部）で利用している。

＜学生食堂＞

北条キャンパスにある学生食堂「ビストロ北条」は四條畷学園の直営施設で、主にリハビリテーション学部と短期大学ライフデザイン総合学科の学生および教職員が利用している。北条キャンパス近隣に飲食店がないため大切な機能である。食堂としては 11:30～13:30 まで、デザートなどの利用では 11:30～15:00 まで営業している。ビストロ北条の利用状況を表 2-5-2 に示した。令和 2（2020）年度および令和 3（2021）年度は緊急事態宣言中に営業を停止した影響で通常年度より営業日数が少なく、また、オンライン授業の実

施や振替等の都合により、1 日当たりの利用者数は減少したが、令和 4（2022）年度はCOVID-19の感染がピークを過ぎ､対面授業も再開されたことから利用者も増加している。

また、COVID-19 対策として、常時換気、アルコール消毒スプレーの設置や座席を非対面となるように一方向に変更し、食前食後のマスク着用や黙食を奨励するポスターを掲示している。

表 2-5-2 ビストロ北条の利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用件数（年間/件）	13,013	13,541	6,099	8,159	9,525
営業日数（日）	197	200	175	178	182
一日平均利用者（人）	66	68	35	46	52

＜安全性への配慮＞

北条キャンパスにあるリハビリテーション学舎は、平成 13（2001）年に建設されたもので、現在の耐震基準を満たしている。北条キャンパスにある北条学舎の A 棟は、平成 5（1993）年に改修されており、現在の耐震基準を満たしている。他方、北条学舎 B 棟は昭和 44（1969）年の建物であるため、平成 24（2012）年 8 月に耐震診断を実施した結果を踏まえ、平成 27（2015）年 8 月に、ブレース増設と耐震スリットによる耐震補強工事を実施した。その結果、文部科学省が示している耐震基準（0.7 以上）をクリアした。

学園町キャンパスの看護学部学舎は、平成 27（2015）年に竣工したものであり、清風学舎も平成 18（2006）年に竣工した建物である。いずれも、現在の耐震基準を基に建てられていることから、耐震性能面に問題は無い。

アスベストについては専門業者による調査を実施し、全ての建物で使用されていないことを確認している。

平成 25（2013）年度には､リハビリテーション学舎が竣工後 10 年を経過したことから､リハビリテーション学舎の外装タイルについて、テストハンマーの打診による剥離チェックと補修を行い､平成 29（2017）年度､外壁ボーダー補修工事により剥離箇所を補修した。令和 3（2022）年度には、リハビリテーション学舎の電話交換機の入れ替えと各教室の経年劣化したプロジェクターの入れ替えを行った。今後実施が予定されている主な設備更新工事は、近年、経年劣化で頻繁に故障する空調設備の全面的な更新工事、エレベーターのメンテナンス工事、トイレ乾式化改修工事、また、外壁打診調査は前回実施から 10 年経過したことから再度の実施を計画している。

学内の警備については、北条エリアキャンパスも学園町キャンパスも、各所に防犯カメラを設置して、安全面の配慮をしている。なお、令和 4（2022）年度、リハビリテーション学舎では、解像度を上げ防犯機能を能向上させるため防犯カメラと事務室内モニターを一斉刷新した。夜間・休日については、北条キャンパスでは、警備保障会社への委託契約により、機械警備を導入している一方、学園町キャンパスでは、学園本部に常駐する警備員が、見回りの巡回を行うなど、法人本部事務局において 24 時間監視する体制となっている。

防災対策についても、四條畷学園危機管理マニュアルに基づき緊急災害時の対応・対策や、備蓄品の整備などを順次進めており、令和４（2022）年度、リハビリテーション学部の土砂災害対策として、「土砂災害警戒レベル３」の場合に清風学舎での振替授業等を実施するためのマニュアルを新たに作成した。

＜その他の施設＞

リハビリテーション学部付属のスポーツ活動相談・指導室を学園町キャンパスに設置している。同施設には、健康相談と体力測定、健康増進に必要な機器が配備されており、リハビリテーション学部の教員が専門的知識を生かして相談・指導に当たっている。

＜運営・管理＞

講義室、実習室、研究室などの施設や設備は、リハビリテーション学部、看護学部ともに、学舎内の大学事務室が維持管理、保守点検を行っている。建物、電気設備、エレベーター、給排水設備等については、四條畷学園の法人本部事務局と連携して法令に基づいた検査・点検を実施するなど、適切に維持・管理が行われている。夜間および休日の警備は、外部の警備保障会社に委託している。情報関係機器類については、パソコン教室で執務している職員が、大学事務室との連携を取りながら維持管理を行っている。北条エリアキャンパスの体育館や図書館、学生食堂の運営・管理については、短期大学の北条事務室が主に管理･運営を担当している。

以上のように校地、校舎等の施設や設備等の教育環境は、大学設置基準を上回って整備されている。安全性は法令に基づいてチェックしている。

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

＜実習施設＞

学内の実習室については、2-5-①に記した。臨床実習施設は、令和５（2023）年４月、リハビリテーション学部は、理学療法学専攻が 139 ケ所（うち契約により附属実習施設と同等の連携が図られている「主たる実習先」である医療法人徳洲会野崎徳洲会病院を含む）、作業療法学専攻が 163 ケ所（同上の「主たる実習先」である社会医療法人信愛会畷生会脳神経外科病院と介護老人保健施設竜間之郷を含む）、看護学部が 114 ケ所であり、すべて学外でそれらの活用状況は次のようである。

リハビリテーション学部

学外の臨床実習施設における実習について、令和３（2021）年４月 25 日の COVID-19 感染拡大による緊急事態措置の発令以降は中止されていたが、感染状況が比較的落ち着いてきた後期以降および令和４（2022）年度はほぼ予定どおり実習を行うことができた。

また、実習先との連携強化のため、臨床実習施設サポートセンターから実習病院内の勉強会への講師派遣、研究・学会発表等の相談・指導、専攻別臨床実習指導者講習会を年 1 回開催している。

看護学部

臨地実習施設に関しては、令和 4（2022）年度も COVID-19 感染拡大によって、施設により実習期間や時間の短縮があったものの概ね施設での実習を行うことができた。しかし、施設の方針で実習受け入れが叶わなかった場合でも、実習指導者と連携しオリエンテーション並びに実習目標を踏まえた講義・演習をオンラインで行った。さらに、カンファレンス参加など工夫をして実習を行うことができた、病をもつ対象者と学生をオンラインで結び直接インタビューすることで学びが深まった。看護学部も実習先にリカレント教育を題材に講師を派遣し連携を強化している。

また、清風学舎「老年・在宅看護学実習室」に「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成授業」の補助金を活用したハイブリッドシミュレータ 2 台を設置し、多面的実習に活用している。

＜図書館＞

主にリハビリテーション学部の学生が利用する北条図書館は北条学舎 1F にあり、四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科との共用となっている。主に看護学部の学生が利用する学園町図書館は看護学舎 3F にあり、四條畷学園短期大学保育学科との共用となっている。両図書館の専有面積、図書の収容能力、蔵書数、閲覧座席数等を表 2-5-3 に示した。学園町図書館にはラーニングコモンズとしてグループ学習室 2 室を設置している。令和 3（2022）年度に、窓のない 1 室に感染症対策用の換気窓を設置し利便性が向上した。

両図書館とも WEB-OPAC（蔵書目録検索システム）を導入し、学外からインターネットを通じた蔵書検索が即時可能で、国立国会図書館サーチ、CiNii Research、J-STAGE 等の無料サイトに加え、医中誌 Web、最新看護検索 Web、メディカルオンラインの有料サイトとも契約している。

また、両学部の要請に応じて、電子ジャーナル（和雑誌は、MedicalFinder[リハプランと看護プラン]、メディカルオンライン、洋雑誌は Science Direct 及び American　Journal of Nursing 他 5 雑誌と個別契約）、電子書籍（e-Book Library）、電子動画（Educational Video Online）、電子辞書（Net Dictionary）を表 2-5-3 に示したように必要十分な範囲で導入している。

なお、書籍・雑誌等の購入については、教員が委員長である各学部の図書委員会の承認を得ることで適切な選択を行っている。

両学部とも学生の図書館利用率をあげるため、新入生ガイダンスの一部として、各図書館内で、図書、蔵書検索、e-Book Library などの利用方法を説明している。また、表 2-5-1 に示したように、両図書館とも開館時間は平日が 9:00-21:00、土曜日および授業のある祝日が 9:00-17:00 となっており、教職員だけでなく学生にとっても利便性は高い。資料の貸出ルールは、学生が冊数上限 5 冊、貸出期間 2 週間、教職員が同 20 冊、3 ケ月であり、資料再貸出（延長・継続）、貸出予約、購入希望（リクエスト）も可能で利便性の高い運営を行っている。なお、両図書館の利用状況は表 2-5-4 の通りである。

＜情報サービス施設＞

学内の学生ラウンジ、図書館、会議室には無線 LAN ルーターが設置され、各研究室、講義室、実習室は学内 LAN に接続可能である。

表 2-5-3　図書館の概要

キャンパス	専有面積（m²）	閲覧席数（席）	PC（台）	蔵書数（冊）[c]	電子書籍（冊）	学術雑誌		視聴覚資料（点）
						内国雑誌（冊）	外国雑誌（冊）	
北条図書館	479.99	80	16[a]	33,660	202	115(14)[d]	9(3)[d]	244
学園町図書館	332.96	81	33[b]	27,663	188	61(20)[d]	142(142)[d]	723

a：他に視聴覚用 3、b：他にグループ学習室 2、c：雑誌、視聴覚資料を除く、d：内電子ジャーナル

表 2-5-4 図書館利用状況（本学学生）

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
リハビリテーション学部	貸出者数（人）	1,100	395	402	307
	貸出冊数（冊）	1,904	726	723	613
看護学部	貸出者数（人）	2,472	2,104	2,597	3,333
	貸出冊数（冊）	4,471	4,219	5,049	8,564

リハビリテーション学舎には、学生の自習用パソコン教室 1（設置パソコン：28 台）と、授業用パソコン教室 2（設置パソコン: 54 台）の 2 室があり、後者についても、授業で使用していないときは、学生に利用が可能である。また、事務室内の IT サポート可能な職員 1 名が、学生の質問等に対応している。

看護学部では、清風学舎内のパソコン教室（設置パソコン：46 台）を四條畷学園短期大学と共有し、看護学舎のパソコンは、自習室に 36 台、図書館に個別利用 33 台、蔵書検索用 2 台、二つのグループ学習室に各 1 台ずつを配置している。これらは学内 LAN に接続するとともに、パソコン対応のマルチメディア装置を設置し、視聴覚資料を活用しながら実践的な学習が可能で、教育効果を上げている。

以上のように、情報サービス施設は充実している。

また、令和 5（2023）年度から教室や実習室等以外の場所において、多様なメディアを利用した授業等を卒業単位に算入できるよう学則を変更した（学則第 22 条）。遠隔授業環境の質的充実を図るため、本学の学生支援システムである UNIPA のオプション機能として導入した学修管理システム「クラスプロファイル」は国の補助事業である「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」の補助金を活用している。

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

リハビリテーション学舎、看護学舎、清風学舎、北条学舎は、エレベーターや障がい者用トイレの設置を含め、段差の無いバリアフリーな造りとなっている。難聴者のための補助器具として FM 機器も用意されている。また、学生一人一人にロッカーが割り当てられ、白衣等を収納できるほか、トイレも大きな鏡とスペースを確保し、身だしなみを整えるこ

とができるようになっている。

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

本学は、リハビリテーション学部、看護学部ともに、入学定員が 80 名と、比較的少人数であり、授業を行う学生数の管理については、問題となるようなことはない。

リハビリテーション学部では、専攻別に管理している。1 学年当たりの学生数が理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに 40 人前後であり、学年全員が同時に受講する両専攻共通の講義科目でも、リハビリテーション学舎に二つある大講義室（定員 100 人)、学園町キャンパス清風学舎 5 階の大教室（定員 121 名）の何れかで行うことが出来る。万一、再履修者等のために講義受講者が 100 名を超えることが想定される場合は、クラス分けをして講義を行うなど、教室からオーバーフローしないように対応し、受講希望者全員が受講できる体制をとっている。また、教育効果を考えて少人数の方が望ましい科目についてはグループに分けての講義を行っている。ゼミナール形式により指導する演習科目などについては、1 教員に 3～5 人の学生という体制で実施しているものもある。

看護学部も、学年全員が受講する講義科目の場合でも、三つの講義室（定員 90～180 人）の何れかで、行うことができる。教育効果を考えて、必修科目である「接遇技術演習」、「アカデミックスキルズ」や語学科目の「英語」、「英会話」およびコンピュータを使用する「情報リテラシーⅠ」、「保健統計学」は、1 学年 2 クラスの編成による講義を行っている。選択科目である「統計学」、「情報リテラシーⅡ」、「家事援助論」、「身体表現法」、「医療英語Ⅰ」、「健康・スポーツ科学演習」については、人数制限を課している。少人数の方が望ましい演習科目などのグループ学習形式による指導では、学生をグループに分けて、1 教員に 5～10 人の学生という体制で教授している。

以上のようにクラスサイズは適正であり、かつ授業科目によっては、クラス分割を実施するなどして、きめ細かい指導体制で運営を行い十分な教育効果をあげている。

(3) 2－5 の改善・向上方策（将来計画）

リハビリテーション学部では学修効果をさらに高める工夫として、両専攻が受講する語学などの科目について、習熟度別クラス編成などを実施したい。また、多様なメディアを利用した効果的な新たな授業方法導入の可能性について検討する。看護学部では、人数制限を課している選択科目の履修希望者が上限を超えた場合には、学生に不利益が生じない様に公正に対応するとともに、履修希望者が全員履修できる様に使用講義室や時間割の調整等について担当教員と協議を行い適切に対応していく。

設備面では、教育の ICT 化による UNIPA、クラスプロファイル、Google Form 等の利用推進に対応した通信回線の増強、各教室のマルチメディア装置の刷新、その他設備・装置の更新を進め、最新の環境整備を目指していく。

看護学部では、人数制限を課している選択科目の履修希望者が上限を超えた場合には、学生に不利益が生じない様に公正に対応するとともに、履修希望者が全員履修できる様に使用講義室や時間割の調整等について担当教員と協議を行い適切に対応していく。

また現在、「チーム医療論」を両学部共通開講科目として必修化している。今後、清風学舎の講義室や実習室の設備・備品等を改良し、両学部の学生が共に学び交流できる機会を増やしていく。

また、情報通信技術活用の観点では、無線 LAN ルーターの増設やマルチメディア装置の設置、LMS（Learning Management System）の導入などハードおよびソフト面を充実させてきた。今後はこれらの設備の機能をフルに活用できるよう FD 活動を通じて教職員のノウハウ向上に取り組んでいく。

図書館は、eBook の増加や IT 環境の整備を進めてきた。今後は、蔵書選択の精緻化、メディア多様化への対応、ラーニングコモンズ環境の更なる充実などにより、主体性を持ち協働して学ぶ力の育成の場とする。

また、駅前に立地する看護学舎や清風学舎等の施設を、卒業生向けの「学術講演会」や「ホームカミングデー」の場として活用し、現役学生と卒業生の「縦のつながり」、卒業生同志の「横のつながり」を深め、相互の情報交換を活発に行う場として有効活用できるよう施設の運営・管理方法を改善していく。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援体制の概略は図 2-2-1 に示したが、これらの体制は次のように学生の意見・要望をくみ上げつつ、改善を図っている（図 2-6-1）。すなわち、学修支援に限らず、学生生活、学修環境等に関する意見・要望を把握し適切に対応するために、入学時アンケート、在学中は毎年の学生満足度調査、卒業時に卒業時アンケートを実施し、IR 室が中心となり結果を分析し大学運営協議会等で報告し必要な対応を行っている。また、学生の意見・要望を直接聞くために、「学生の声」ボックス（投書箱）を設置している。さらに、担任（リハビリテーション学部）やアドバイザー（看護学部）、あるいはオフィスアワーの設定など、多くの機会を設けて丁寧な意見汲み上げが可能なシステムを構築している。これらの意見は迅速に集約し可能な対応や掲示板でのフィードバックを行っている。また、各学部では年 1 回、学部長・学科長が学生代表と意見交換会（学部長・学科長懇談会）を実施し、直接意見を吸い上げて対応している（COVID-19 対策のため、一部中止）。

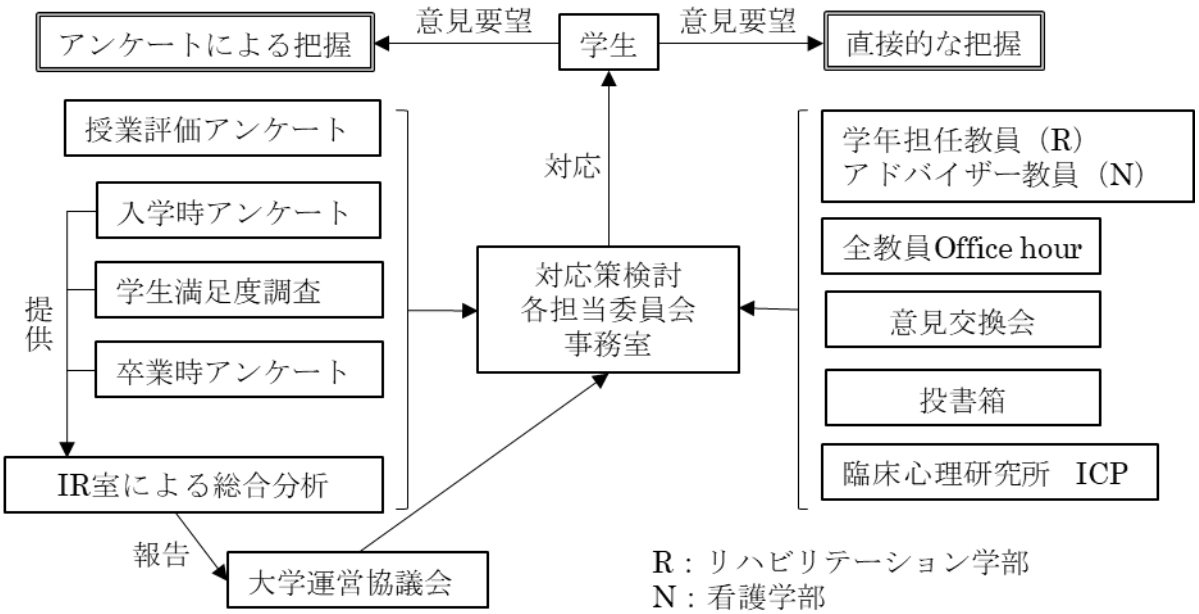

図 2-6-1 学生の意見要望の把握システム

学生からの要望に対する具体的な対応方策について、学部別に記載する。

リハビリテーション学部

令和 4（2022）年 2 月から 3 月にかけて、在学生を対象に学生満足度調査を行った。学修支援に関する学生の意見・要望を把握し、共有・分析・フィードバックを実施している。具体的には、自己点検・自己評価委員会が学年ごとに毎年「学生満足度調査」を実施し、調査結果・意見に対して対応部署へ回答をフィードバックしている。また、授業評価とフリーコメントは科目担当者によって分析され、意見に対応した回答、コメントを教務委員会が取りまとめて全教員・学生が閲覧できる WEB 上に公開している。さらに、担任面談、オフィスアワー等で学生の要望を把握し、改善を図っている。担任面談では学修方法や学修環境の調整等について具体的な相談・支援が行われている。

また、令和 3（2021）年度の「卒業時アンケート」から国家試験対策のセミナー内容や講師への要望も抽出し、令和 4（2022）年度の国試対策に反映している。

このように、各委員会や担当者が学生の声を集め、要望を把握し、教職員が共有して学修支援の改善を行っている。

看護学部

学修に関する学生の意見をくみ上げるために、自己点検・自己評価委員会が学年ごとに毎年「学生満足度調査」を実施し、調査結果・意見を教職員で共有・分析した後に回答や対応をガイダンスで学生にフィードバックしている。令和 4（2022）年度は、調査から 2 年生で自己学修習慣が身についていない学生が 4 割近くいることを受け、解剖生理の学習方法を学ぶ講座を開催した。

また、授業毎の個別の要望等は授業評価とフリーコメントによって把握している。結果

は科目担当者によって分析され、意見に対するコメントを教務委員会が取りまとめて全教員・学生が閲覧できる WEB 上に公開している。さらに、アドバイザーによる個別面談やオフィスアワー、授業のリアクションペーパー等で学生の要望を把握し、改善を図っている。アドバイザー面談やオフィスアワーでは学習方法や学習環境の調整等について具体的な相談・支援が行われている。

このように、各委員会や担当者が学生の声を集め、要望を把握し、教職員が共有して学修支援の改善を行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関わる学生の意見を汲み上げる仕組みとして、図 2-6-1 に示したように学修支援室（リハビリテーション学部）の設置、オフィスアワーの導入、担任（リハビリテーション学部）やアドバイザー教員（看護学部）による支援など、丁寧な対応システムを設けている。また、各種調査やアンケートを実施している。

特に心身に関する健康相談については、ICP を設置し（2-4-①）、重点的に取り組んでいる。ICP にはカウンセラーが常駐し、学生や保護者からの各種の不安などの相談に応じている。また、ICP の本室は看護学部が位置する学園町キャンパスの学園総合ホールにあるが、リハビリテーション学部の学生のためには北条キャンパスにある四條畷学園短期大学北条学舎に ICP 北条室を開設している。これらが協働し学生の学修支援体制をとっている。さらに、これまでの単位取得困難学生・休学/単位未修得学生・退学する学生の修学状況に鑑み、平成 27（2015）年度入学生から ICP の協力のもと 了解を得られた全学生（全員が了解）に対して「大学生活支援カード」によるアンケート調査を実施し、修学上の学力不安･精神的不安･生活不安などに関する調査を学生および保護者に対して行っている。これにより学生の心理的な不安の払拭・修学に対する意欲の向上など良好な結果を得ている。各学部の具体的取り組みは以下のようである。

リハビリテーション学部

前述した通り、学生生活に関する悩みや不安を抱えている学生は約 56%であるが、悩みの内容は「友人などとの対人関係」は約 3%、「経済問題」は約 3%であった。COVID-19 の影響により、自由に友達と直接対面する時間の制約があり、十分な人間関係共有時間が依然、取れていなかったと推測される。また、COVID-19 が家庭の経済状況に影響を及ぼしている結果も推察される。

学生および保護者の心理的な問題に対する相談体制として ICP を設けているが、ICP を利用したことのある者は 14 名で、「利用したことがあり、とても良かった」5 名と「利用したがまったくよくなかった」1 名であった。利用者は増加傾向にある。利用したことのある者は満足感を得ている者が多かった。また、その他の相談体制として前述の「学修支援室」、「オフィスアワー」、「担任制」を設けているが、多くの学生が利用しているわけではないので、利用率向上に努める必要がある。

経済問題を軽減するべく、内外の奨学金制度を学生に紹介している。「奨学金制度は役に立っていますか」の問いに対して、62%が「利用しており役に立っている」と回答してい

る。他方、奨学金制度に関する情報提供も行っているが、「奨学金制度の情報提供は適切ですか」の問いに対して約 26%が「情報提供を受けたことがない」、7%が「受けたが分からなかった」、もしくは「分かりにくかった」と回答している。現行の奨学金制度は情報提供から利用まで概ね役に立っていることが推測されるが、情報を受けたことがない、わかりにくいと認識している学生が依然存在しているため、例年どおり、オリエンテーション等での情報提供を今後も継続して実施するとともに、理解を促す更なる工夫も必要であると考えられた。他方、「アルバイトをしていますか」の問いに、約 60%が「している」と回答しており、アルバイトによって経済問題軽減を図る学生が一定数いることが推測された。

看護学部

学生の心身に関する健康相談は主に学生委員会とアドバイザーが担っている。学生委員会は健康診断や予防接種、保健室管理運営を担っている。アドバイザー教員は、各学年 10 名程度を担当し個別の支援・相談に応じている。看護学部教員は看護師であるため、心身の健康に関する相談にも随時対応している。学生の意見・要望は、自己点検・自己評価委員会が行う「学生満足度調査」により、把握している。学生生活上の悩みや不安が「ある」と答えた 2 年生は 54.3%、3 年生は 78.3%と多く、その内容は学業や成績、就職や将来の進路であった。このような個々の不安に対応しているのがアドバイザー教員である。アドバイザー教員が必要と判断し ICP や病院への受診を進め早期解決につながるケースもあった。「学生満足度調査」の結果ではアドバイザー制度を利用した学生のうち 90%が相談してよかったと回答していることから、十分に機能しているといえる。経済的なことはアドバイザーのみならず、学生支援センター内の奨学金担当部署で、プライバシーに配慮した形で相談できる。病院奨学金の貸与をうけることで学業継続が可能となるケースがあった。奨学金制度については、入学時と学年オリエンテーションで説明している。

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境についても意見をくみあげるシステムは図 2-6-1 に示したとおりであり、「学生満足度調査」、「卒業時アンケート」、「学生の声ボックス」（投書箱）などで自由に意見を述べる機会を多数設けている。学修環境についての意見、要望のとりまとめは、両学部とも自己点検・自己評価委員会が行っている。集約された意見、要望は各学部内で共有され内容に応じた関連委員会で対応を検討して改善に結び付けている。また、IR 室はアンケート等を総合的に分析して大学運営協議会に報告し、また IR レポートとして、各学部に報告している。当該委員会では、大学として対応が必要な報告内容について検討の上、改善に反映している。

なお、看護学部では学部長・学科長懇談会を開催し、アドバイザーグループ毎の代表者と学生生活の所感や要望、大学が更に良くなるための意見を懇談形式で聴いている。そこで出された意見は学科会で教員にも周知され活用される。

これまで、学生の要望に対応した例として、カップ麺の自販機の設置（リハビリテーション学部）、受講時の座席表の月毎の組み直し、Universal Passport にマニュアルを掲載、WiFi 環境の改善や講義室のプロジェクターやモニターの刷新、看護学部では、確定版の前に速報版の時間割配布、図書館の開館時間の延長やシーリングファン（教室）、コーヒーの

ドリップ式自動販売機の設置、リハビリテーション学部では、立地の関係で希望者の多いバイク通学の申請方法の簡素化などを挙げることが出来るが、これらは実際の利用者すなわち学生の立場に立たないと気が付きにくい点であり、意見くみ上げのシステムが有効に機能していることを示している。

（3）2－6 の改善・向上方策（将来計画）

このように学生の意見・要望を把握するために、学生満足度調査、卒業時アンケート、授業評価アンケート、専攻会議（リハビリテーション学部）、学部長・学科長懇談会（看護学部）、学生の声ボックスなどの全体の声に対応する仕組み、また担任、アドバイザーや科目担当者が個別に対応する仕組みが整備されている。さらに、得られた意見や要望の共有はされているが、その検討は関連部署に任されているため、事案に応じて学部会議（リハビリテーション学部）、領域代表者会議（看護学部）で検討するなどの仕組みを追加することで、問題の共有と改善を図る。

［基準 2 の自己評価］

基準 2 で問われる学生の受け入れ体制から入学後の支援体制、学生の意見を反映させる体制整備に関しては、委員会、学年担任、アドバイザーなどの教員組織、教務課、学生課などの職員組織が協働することにより適切に運営されている。また、アドミッション・ポリシーに基づく適正な入学者選抜の実施に加え、学修環境の整備は様々な機会を捉えて学生の意見が反映されており充実度は向上している。こうした観点で、基準を満たしている。

今後の学生受け入れ・支援体制に繋がる収容定員については、本学の求める学生像に合致する入学者を選抜するために、多様な能力を評価するための選抜方法を更に見直して充足率の向上を図るなど検討を続けていく。

基準 3. 教育課程

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえて定められており、ホームページ、大学案内、学生便覧等で公開して広く周知している（1-2-④）。また、在学生に対しては、リハビリテーション学部では入学オリエンテーションおよび年度初めの履修ガイダンスの際に学生便覧を用いてディプロマ・ポリシーを説明しており、各学年に周知を図っている。看護学部でも、入学時のガイダンスをはじめ各セメスターのはじめには学部長が、また各

セメスター末の試験終了時には学科長から、各学年に対して周知を行っている。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、多様化する社会のニーズに応えることのできる、人間性豊かな、高度な医療人としての理学療法士および作業療法士を育成することが責務である。医療・保健・福祉の領域における理学療法士および作業療法士は、知識や技術の修得に留まらず他者の立場に立って最善の医療を実践しようとする熱意と誠意が求められ、さらにこれらを基盤とした専門的で高度な技術の実践力と応用力が必要とされる。本学部では、このような責務を学則第 1 条 2 に「教育研究上の目的」として具体的に定め、その実現のために三つの教育目標（P2 参照）を掲げている。ディプロマ・ポリシーは、これらを踏まえた以下の三つの領域にわたる内容を修得した者に対して学士（リハビリテーション学）号を授与するとしている。

【 ディプロマ・ポリシー 】

情意領域

・人への感謝を忘れず、人のために尽くそうという高い志を備えている。
・リハビリテーション専門職として人間性豊かな倫理観と責任感を兼ね備えている。
・リハビリテーション専門職としての熱意とたゆまぬ向上心を備えている。

認知領域

・リハビリテーションの社会的意義、責任について理解している。
・リハビリテーション専門職として必要な教養を備えている。
・リハビリテーション専門職として必要な基礎医学の知識を修得している。
・リハビリテーション専門職に必要な幅広い臨床医学の知識を修得している。
・理学療法士・作業療法士として必要な専門的知識・技術を修得している。
・事象を科学的に捉え、客観的な判断が出来る能力を備えている。

精神運動領域

・チーム医療の一員としての役割を認識し、責任ある行動がとれる。
・リハビリテーション専門職としてのコミュニケーション能力を備えている。
・対象者に対してインフォームドコンセントが実践できる。
・リハビリテーション医療を実践するにあたって必要な安全性に対する配慮が出来る。
・専門的知識や技術を目的に応じて正確に選択し、実践できる。
・臨床場面で指導的役割を果たすための基礎力を備えている。

上記の 3 領域にまとめた基本的意図について、教育目的ならびに目標を踏まえて記すと次のようである。

1. 社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること

リハビリテーション学部で養成する理学療法士や作業療法士は、主として障害者や高齢者などの社会的弱者と向き合う。したがって、理学療法士、作業療法士は人のために尽くそうとする高い志を備え、人間性豊かな倫理観と責任感を、さらには熱意と向上心

を兼ね備えていることなどが要求される。これらをディプロマ・ポリシーの情意領域としてまとめた。

2. 科学する力と旺盛な研究心を身に着けたセラピストを育成すること

医療職の業務は多岐にわたり、それぞれの職種によって社会的役割や責任の範囲が異なっている。とりわけチームワークが大切だといわれているリハビリテーション医療に携わる理学療法士や作業療法士は、その職分をよく理解すると同時に協調性を重んじ、職責を果たすことが重要とされる。そのためには基本的教養と基礎医学、臨床医学さらにリハビリテーション医学における専門的知識が求められる。これらを知識として修得することが不可欠でありディプロマ・ポリシーの認知領域としてまとめた。

3. セラピストとしての実践力を育成すること

理学療法士や作業療法士はセラピストとしてチーム医療の一翼を担い、その職責を果たさなければならない。そこで求められるのはコミュニケーション能力、安全に対する配慮、質の高い技術を提供するための実践力である。これらを集約する目的でまとめたものがディプロマ・ポリシーの精神運動領域である。

看護学部

看護学部は、生命の尊厳を守り、患者・家族を中心とした看護を実践できる人間性豊かな看護師の育成、また看護専門職としての高い倫理観を持って、医療・保健・福祉の場で看護を実践できる人材を育成することを目指している。これらを達成するために学則第 1 条 2 に「教育研究上の目的」として教育目的を具体的にさだめ、その実現のために四つの教育目標（P2 参照）を掲げている。ディプロマ・ポリシーは、これらを踏まえた以下の七つの領域にわたる内容を修得した者に対して学士（看護学）号を授与している。

【ディプロマ・ポリシー】

1. 豊かな人間性と幅広い教養を持った社会性のある医療人として基礎的能力を修得している。
2. 生命の尊厳と人権の尊重への深い理解を有し、専門職として倫理観を身につけている。
3. 人々の健康に関わる専門的知識を修得し、多面的に物事を分析・判断する能力を身につけている。
4. 人々の生活の質（QOL）の向上をめざし、対象に合わせて看護実践する能力を身につけている。
5. 様々な療養の場で生活する人々とその家族のニーズを理解し、必要に応じた看護を実践する能力を身につけている。
6. 保健・医療・福祉チームの一員として、多職種と連携・協働に向けて行動する能力を身につけている。
7. 看護を通して社会に貢献するため、自らの課題を見出し生涯にわたって研鑽する姿勢を身につけている。

教育目的および四つの教育目標（P2）をディプロマ・ポリシーにどのように反映させているかについては、次の通りである。

1. 幅広い教養を身に付け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解した、人を思いやる人間性豊かな人材を育成する

本学の使命の一つに、学生が人として成長し、豊かな人生を送ることができるための教育がある。看護学部でも、学生が幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を養うこと、命を尊ぶ態度を養うことを重視し、自分自身の人間性を磨き、感性を養い、多様な価値観を持つ人と向き合う素地を育む必要があると考えている。これらが育まれるような科目を設定している。そこで、ディプロマ・ポリシーとして、上記の「1」および「2」を制定した。

2. 看護に必要な専門的知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と看護実践能力を兼ね備えた人材を育成する

看護の対象は、あらゆる世代の個人・家族・集団・そして地域である。これらの多様な対象の特性や状態を理解した上で、科学的な知識・技術を用いて、必要とされる看護を判断する能力が求められる。また、対象が生活者として存在していることを前提に、対象者との信頼関係を築きながら健康の保持増進、疾病予防、健康回復、苦痛緩和等、生涯を最期までその人らしく人生を全うできるようにニーズに応じた援助を行う能力が求められる。さらに、医療技術の進歩や超高齢社会等により、様々な療養の場で生活する人々とその家族の支援ニーズが高まっている。そのため、本学の臨床実習では、高度医療を担う病院をはじめ、老人保健施設や障害者施設、地域リハビリテーション施設、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなど、地域の多様な場を実習場として設定している。そこで、ディプロマ・ポリシーとして、上記の「3」「4」および「5」を制定した。

3. 保健・医療および福祉の総合的視野から、関係分野の職種と連携・協働し、チーム医療の一員として活躍できる人材を育成する

現代の医療は高度に専門分化しており、患者・家族を中心とした医療を提供するためには、多職種による連携・協働が必須である。また、多種多様な価値観に対応するために、他者との相互理解と関係性を構築する力が必要となることから、授業方法にグループワークやディスカッション、プレゼンテーション等を取り入れている。さらに、本学のリハビリテーション学部教員をはじめ、看護系以外の医療専門職が兼任教員として担当する科目を設け、関係分野との相互連携の具体がイメージできるようにしている。そこで、ディプロマ・ポリシーとして、上記の「6」を制定した。

4. 看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門性やケアの質の向上に向けて探求できる人材を育成する

医療を取り巻く環境は大きく変化し、今後、看護師に求められる能力はますます多様化するため、看護師は生涯にわたってより質の高い看護が提供できるように自己研鑽に努める義務がある。そのために、モデルとなる臨床現場で活躍する看護師や、実際の患者・家族をゲストとして招く等、学生の関心を高め、課題を発見する力を育むようにした。また、より総合的な課題探求能力を育むことをねらいとして、臨地実習での受持事例を対象とした卒業研究（事例研究）を設けた。そこで、ディプロマ・ポリシーとして、上記の「7」を制定した。

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準、卒業認定基準等は学則「第 5 章　卒業及び学位の授与」に記してあるが、具体的な内容を 3-1-③に記載した。履修単位の詳細は、「学生便覧」の「教育課程表」に明記している。卒業判定は、毎年 2 月の教授会で審議を行って決定される。これらの内容は各種ガイダンスや学生便覧によって学生に周知している。

なお、これらの基準がどのようにディプロマ・ポリシーを踏まえているかは次の通りである。各科目について、学生が到達目標に達したときに単位を認定している。一方、到達目標に達したときにはディプロマ・ポリシーの一つ以上の項目をクリアしていることを全科目について確認しており、単位認定基準はディプロマ・ポリシーを反映している。

個々の科目とディプロマ・ポリシーとの関連については、シラバス上の「授業目的」に応じて「ディプロマ・ポリシーとの関連」の欄を設け、学生が当該科目の修得によってディプロマ･ポリシーのどの項目を達成できるかを明確に理解できるようにしている。また、シラバスには科目の「到達目標」が設けられており、この目標に達した際に単位が認定される。卒業認定基準については、必修科目の修得のみでディプロマ・ポリシーの全ての項目を達成することが可能となっている。また、進級基準は教育内容の違いから学部により異なるが（3-1-③)、両学部ともディプロマ・ポリシーを踏まえた基準となっている。したがって、卒業認定基準を満たした学生はディプロマ・ポリシーにかなった人材となって卒業している。

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定、進級および卒業・修了認定については、学則や「学生便覧」に記載している内容に則り、厳正に運用している。特に卒業認定は各学部の教授会で学生別に厳正に判断し、最終的には学長の判断に委ねている。このため、1 単位の不足により卒業ができない学生もいる。

単位認定については、学則第 23 条に「授業科目を履修し、その科目の試験に合格したものには、所定の単位を与える」とし、第 24 条で学生の成績評価は 5 段階評価（秀、優、良、可、不可）で可以上を合格と規定している。シラバスには到達目標、授業計画、成績評価基準を全ての科目について明記しており、授業内容や形態に応じて筆記試験、レポート、実技試験、リアクションペーパー等により多面的に学修成果を評価している。また、学期ごとに GPA（Grade Point Average）を算出し、成績表にも記載している。GPA の結果は年間履修登録単位数の制限や退学勧告、定期的な学生面談時における学生指導や各種奨学金、卒業時の各種表彰の選考に用いている。

1 単位当たり 45 時間の学習時間を確保する単位制度の実質化を図る目的で CAP 制度を導入し、登録できる単位数の上限を定めている。リハビリテーション学部では各年度 50 単位までの履修登録を基準として、GPA に応じて制限を超えることを認めている。看護学部では 1 セメスターあたり 22 単位を基準とし、GPA に応じて増減設定している。さらに、各学期とも 15 週の授業日程に加えて定期試験日程を確保すること、また、準備学習の時間をシラバスに明記することによっても、1 単位 45 時間学習を厳正に運用している。

入学前の既修得単位について、学則の第 25 条により「他の大学又は短期大学（外国の大学および短期大学を含む）における既修得単位について、教育上有益であると認めるときは本学において修得したものとして認定することができる。ただし、学則の第 4 条に定める修業年限を短縮することはできない。」と明記されており、認定できる単位数の上限は 30 単位を超えない範囲と定めている。

定期試験の受験について、リハビリテーション学部および看護学部の「学生便覧」において、①試験を受けようとする科目の履修登録をしていない場合、②欠席が授業回数の 1/3 を超えた場合等、定期試験を受験することができないことを明記している。科目担当者は定期試験前に、受験要件を満たしていない受講者を教務課に報告し、当該受講者を成績評価の対象から除外している。

本学の卒業要件は、両学部ともに学則第 28 条に「4 年以上在籍し 128 単位以上を修得しなければならない」と規定している。履修単位の詳細は、両学部とも「学生便覧」の「教育課程表」に明記している。卒業判定は、両学部とも毎年 1 月または 2 月の教授会で審議を行って決定される。とりわけ、未修得単位があるため卒業要件を満たせず卒業を許可されない学生については、個別に十分な検討を行っている。

尚、特定の科目を履修するための規程はリハビリテーション学部では「学生便覧」（リハビリテーション学部）P47 に明示しているように、唯一、臨床実習に関する先修条件を設けている。

看護学部では、体系的に学習を進めるために、専門科目については履修条件を設けている（「学生便覧」（看護学部）（P26）。

このように、科目の履修条件、成績評価基準、単位認定、卒業・修了認定等の基準は、学則や「学生便覧」で明確化されており、厳正に適用されている。

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

学修に関わる基準は明確かつ厳正に適用されているが、リハビリテーション学部と看護学部では単位認定方法に若干の相違がある。例えば、選択科目の単位認定において、定期試験で不可であった場合、リハビリテーション学部では再試験を認めているが、看護学部では教養科目については原則認めていない。それぞれ長所短所があり、学部間で情報を交換し、最善の方式を探っていく。GPA を成績評価に導入し、成績不良者を早期に発見したり、四條畷学園奨学金等の給付に活用したりしている。このように学生指導や学習促進に有効な手段となるよう今後も活用方法の検討を行っていく。CAP の上限単位については、今後も検討を重ねていく。CAP 制は履修指導で学生の理解を促しているが、余力のある学生が最低限の科目しか履修しないケースもあり、その趣旨を徹底していく。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的は教育研究上の目的として P2 に記載したが、これを踏まえた教育課程の編成方針は以下のようにカリキュラム・ポリシーとして両学部ともに明確に示している。

リハビリテーション学部

カリキュラム・ポリシーは六つである。

1. 幅広い教養、豊かな人間性および高い倫理観を兼ね備えた人材育成を目指したカリキュラムとする。
2. 初年度の基礎教育から専門教育への円滑なつながりを考慮したカリキュラムとする。
3. 専門的知識、技術の修得に必要な基礎医学、臨床医学を配慮したカリキュラムとする。
4. 医療専門職に求められる最新の知識、技術を修得し、実践力を育成するためのカリキュラムとする。
5. 社会のニーズに対応した保健・医療・福祉を推進するためのカリキュラムとする。
6. 地域社会だけでなくグローバル社会においても活躍することのできるコミュニケーション能力を涵養するためのカリキュラムとする。

リハビリテーション学部では、教育目標である①社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること、を踏まえてカリキュラム・ポリシーの 1 を定め、②科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること、を踏まえてカリキュラム・ポリシーの 2～4 を定め、③セラピストとしての実践力を育成すること、を踏まえてカリキュラム・ポリシーの 4～6 を定めている。

看護学部

カリキュラム・ポリシーは四つである。

1. 多様化した対象者のニーズに対応するべく、豊かな人間性と高い倫理観を兼ね備えた看護専門職を育成するため、資格取得を看護師資格に絞り、看護師に特化したカリキュラムを構成している。
2. 教養科目、専門基礎科目、専門科目の三つの科目群から構成し、看護専門職として基礎的な内容から専門的･応用的な内容へと段階的に学修を積めるように配置している。
   1）教養科目は、幅広い教養を身につけ、生命の尊厳と人権の尊重について理解し、人を思いやる人間性を育むことを目的とした科目群である。導入基礎科目、教養基礎科目と科学的思考の基礎、語学から構成している。この科目は、1・2 年次で学修する科目に加えて、4 年次にも配置、これまでの学修経験を基に洞察と倫理観を深めるよう配置している。
   2）専門基礎科目は、人体や疾病のメカニズム、倫理や社会保障制度など、看護の専門知識を学ぶ上で基礎となる知識を身につけることを目的とした科目群である。人体

の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進・健康支援と社会保障制度から構成している。

3) 専門科目は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学修するための科目群である。基礎看護学・成人看護学・老年看護学・母性看護学・小児看護学・精神看護学・在宅看護学、看護の探求と発展から構成している。

3. 様々な療養の場で生活する人々とその家族のニーズに対応できる力を看護実践力の中核とし、一つの模擬家族を事例として各専門領域で看護過程を展開するなど、自らが体験する演習や実習を多く設定している。
4. 1から3において実践的に看護を学修できるよう、講義・演習・実習というサイクルを繰り返しながら、各専門科目が相乗し、らせん状で学問を展開する。知識を身につけ、体験し、そして振り返りというプロセスが深い理解につながるように科目を配置している。

看護学部では、教育目標である①「幅広い教養を身につけ人間性豊かな人材を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの1を定め、②「科学的根拠に基づく判断と看護実践力を備えた人材を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの 2～4 を定め、③「チーム医療の一員として活躍できる人材を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの4を定め、④「看護の質の向上に向け探究できる人材を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの4を定めている。

これらのカリキュラム・ポリシーは両学部とも学生便覧、ホームページに掲載して広く周知を図るとともに、在学生へは各学期のオリエンテーションやガイダンス時に説明している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

両学部では次のようにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保している

リハビリテーション学部

表 3-2-1 および表 3-2-2 にディプロマ・ポリシーに対するカリキュラムの貢献度をまとめて示した。これは「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程（カリキュラム）の関係」を集計したものである。科目担当者によってシラバスに示された「授業目的」がディプロマ・ポリシーの認知領域、情意領域、精神運動領域のうちどの領域と関係が深いかを示したものである。また、理学療法学専攻および作業療法学専攻ではカリキュラムマップを作成し、4 年間を通じたカリキュラムの流れを学生が容易に理解できるようにしている。

さらに、各科目のシラバスにはカリキュラムマップに応じた科目ナンバリングを行いディプロマ・ポリシーとの関係を明示することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を可視化している。

表 3-2-1 理学療法学専攻　ディプロマ・ポリシーに対するカリキュラムの貢献度

ディプロマ・ポリシーの領域 / 科目区分	情意領域	認知領域	精神運動領域	科目数合計（%）
基礎分野	6	28	12	46（25.8）
専門基礎分野	5	34	1	40（22.5）
専門分野	15	38	39	92（51.7）
科目数合計（%）	26（14.6）	100（56.2）	52（29.2）	178（100）

（科目数：選択科目および重複してディプロマ・ポリシーに関与する科目を含む）

表 3-2-2 作業療法学専攻　ディプロマ・ポリシーに対するカリキュラムの貢献度

ディプロマ・ポリシーの領域 / 科目区分	情意領域	認知領域	精神運動領域	科目数合計（%）
基礎分野	6	28	12	46（24.9）
専門基礎分野	5	33	1	39（21.1）
専門分野	16	46	38	100（54.0）
科目数合計（%）	27（14.6）	107（57.8）	51（28.1）	185（100）

（科目数：選択科目および重複してディプロマ・ポリシーに関与する科目を含む）

看護学部

ディプロマ・ポリシーの達成に対するカリキュラム・ポリシーについては、以下に述べるように、4 つのカリキュラム・ポリシーの一つ一つに複数のディプロマ・ポリシーが対応するという形でカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保している。ディプロマ・ポリシーに対するカリキュラムの貢献度は表 3-2-3 にまとめた。

1. カリキュラム・ポリシー1 について

ディプロマ・ポリシーの「1」、「2」を達成するためには、幅広い教養を身につけ、人間と社会への理解を深め、人権を涵養する意識に繋がる人間教育が重要である。

そこで、教養科目を「導入基礎科目」「教養基礎科目」「科学的思考の基礎科目」「語学」の 4 区分とし、大学教育の 4 年間を通して社会人および看護専門職としての基盤が育まれるようにした。情操教育の一環となる文学や社会学等の科目選定に加え、多職種との交流を視野にボランティア関連科目、倫理的な考えの基盤となる哲学や死生学、豊かな人間性を培うねらいで感性と芸術論、笑い学、身体表現演習等を選定した。

2. カリキュラム・ポリシー2 について

ディプロマ・ポリシー「1」、「3」、「4」、「6」、「7」全ての観点を網羅した専門科目を、1 年次から 4 年次までに配置した。専門科目の展開を、講義⇒演習⇒実習を効果的に配置する

表 3-2-3 看護学部　ディプロマ・ポリシーに対するカリキュラムの貢献度

ディプロマ・ポリシーの領域 / 科目区分	情意領域	認知領域	精神運動領域	科目数合計（%）
基礎分野	34	2	1	37(21.8)
専門基礎分野	3	19	3	25(14.7)
専門分野	26	41	41	108(63.5)
科目数合計（%）	63(37.0)	62(36.5)	45(26.5)	170(100.0)

（科目数：選択科目および重複してディプロマ・ポリシーに関与する科目を含む）

構成とし、知識と技術の定着とともにコミュニケーションおよびソーシャルスキルを獲得できることをねらいとしている。学生が自身の学習進捗を判断し、課題を抽出し、対応策の取れるような学習活動力を身につけることを意図したものである。

3. カリキュラム・ポリシー3 について

年々高齢化が進み、一人暮らしや高齢者のみ世帯が増加する一方で、医療施設における在院日数が短縮し在宅での療養者が増加している状況の中で、看護の観点も家で暮らすことを視座に入れる必要がある。そこでディプロマ・ポリシー「5」を達成するために、専門領域の柱を基礎看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、精神看護学、地域・在宅看護学とし、地域・在宅看護学を一領域として独立させた。地域・在宅看護学領域を中核に、他の専門領域においても退院後の生活に着目した看護実践が学習できる内容とし、保健・医療・福祉サービスが、施設提供型から地域支援型に変化している視点を学習できるようにしている。

4. カリキュラム・ポリシー4 について

ディプロマ・ポリシーの「3」、「4」、「7」を達成するために、専門科目の展開を講義⇒演習⇒実習の学習サイクルを基本としている。さらに、演習科目として看護援助論や看護学方法論の他に、看護実践論を開講した。看護実践基礎論から始まり、各専門領域の看護学実践論（小児、成人、老年、母性、精神、在宅看護学）から成り立つが、特徴的な点は「畷家」という同一の模擬家族事例で看護過程を展開することである。同一事例家族を用いることにより､看護学における各専門領域の横断的つながりを意識することがねらいである。

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程は、シラバスの充実や単位制度の実質化と合わせてカリキュラム・ポリシーを基に以下のように体系的に編成されている。

1）シラバスの充実

シラバスには、「ディプロマ・ポリシーとの関連」、「科目ナンバリング」、「授業目的」、「到達目標」、「授業概要」、「授業計画」、「準備学習」、「課題（試験やレポート等）に対するフィードバック方法」、「評価基準」、「テキスト」、「参考書」、「その他」（教員からのメッセージや授業に関する実務経験）を掲載し、インターネットでいつでも確認できるようにしている。令和 2（2020）年度から「ディプロマ・ポリシーとの関連」の欄を設け、当該

科目の修得によってディプロマ･ポリシーのどの項目を達成できるかを明確に示している。また、「科目ナンバリング」の欄を設け、卒業までの教育課程における科目の位置づけ（学習分野および区分）を明確に示している。さらに、「課題（試験やレポート等）に対するフィードバック方法」の欄を設け、科目の修了認定基準を学生へ周知する方法を明確にしている。また、教務委員会が、シラバス記載のすべての項目について適切に書かれているかチェックを行い、非常勤講師を含む各教員に修正、加筆を依頼している。

2）単位制度の実質化

3-1-③に詳述したように 1 単位 45 時間の学習時間を確保するよう、15 週の授業時間、準備学習時間の明示、GPA に応じた履修登録単位数の上限設定（CAP 制度）を実施している。リハビリテーション学部では各年度 50 単位までの履修登録を基準として、GPA に応じて制限を超えることを認めている。看護学部では 1 セメスターあたり 22 単位を基準とし、GPA に応じて増減設定している。

3）教育課程の体系的編成

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部のカリキュラムはカリキュラム･ポリシーの 1 に対応するべく、医療人としての教養を育む教養科目を基礎分野として『人文･社会科学系』､『自然科学系』、『保健』、『外国語』の 4 系に区分している。また、専門知識を学ぶ科目を専門基礎分野・専門分野として、カリキュラム・ポリシーの 3 に対応して専門基礎分野は『人体の構造と機能および心身の発達』、『疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進』、『保健医療福祉とリハビリテーションの理念』の 3 系に、カリキュラム・ポリシーの 4 から 6 に対応して専門分野は『基礎理学療法学・基礎作業療法学』、『理学療法管理学・作業療法管理学』、『理学療法評価学・作業療法評価学』、『理学療法治療学・作業療法治療学』、『地域理学療法学・地域作業療法学』、『臨床実習』の 6 系に区分している。また、カリキュラムマップで科目ナンバリングを明示しており、カリキュラム・ポリシーの 2 に対応して、一定の基礎的科目の単位認定を受けることによりはじめて専門的、応用的科目の履修ができる臨床実習の先修条件を設けている。

このように、学修とその評価、それを踏まえてより高度な学修というステップを明確にし、自己の学修の筋道やレベルを容易に把握できる体系的カリキュラムとなっている。

リハビリテーション学部の三つのポリシーを簡略化して、その相互関係を図 3-2-1 に示した。教育目標とディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーが構築されている。図からも教育課程が三つのポリシーを基に体系的に構築されていることが明確である。

看護学部

カリキュラム構成は以下のようである。

教育課程の科目区分は「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」で構成されている。看護学部における三つのポリシーの相互関係を図 3-2-2 に示した。リハビリテーション学部同様に教育目標とディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーが構築されていることが明確に示されている。

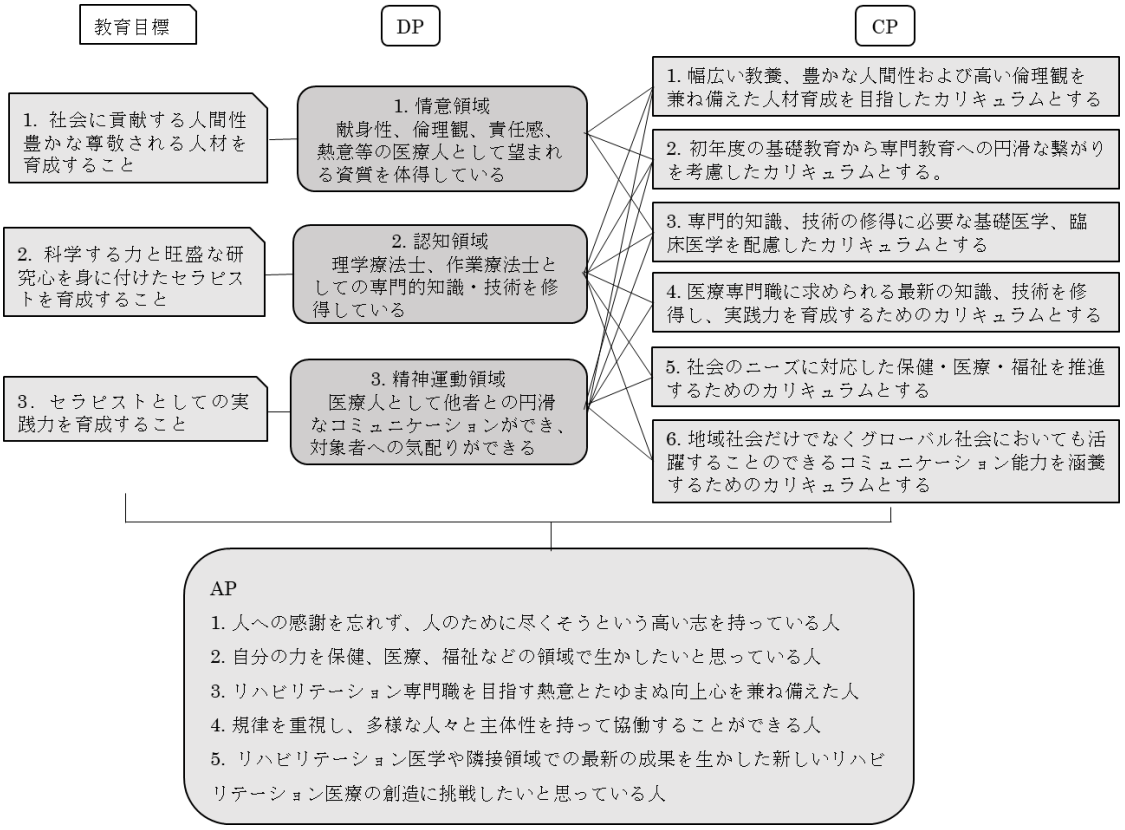

図 3-2-1　リハビリテーション学部における三つのポリシーの相関図

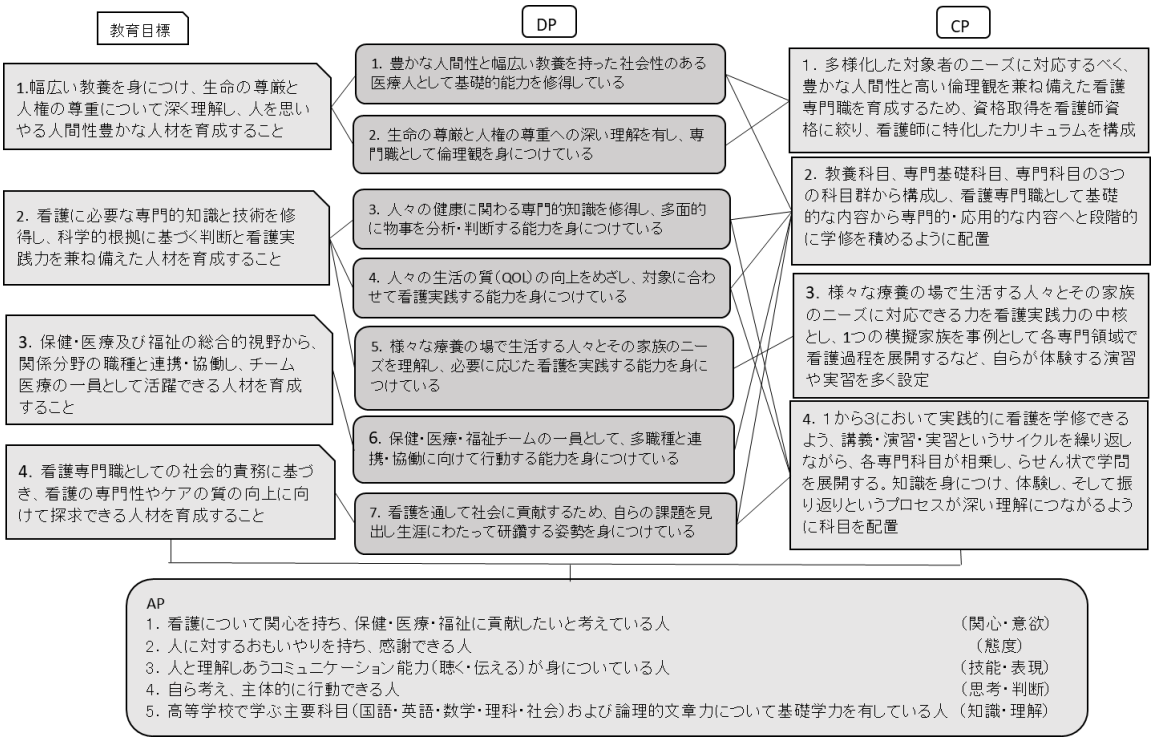

図 3-2-2　看護学部における三つのポリシーの相関図

このようにカリキュラム・ポリシー1 は、主に教養科目群に始まり、4 年生の専門科目における看護の探求と発展と深く関連している。カリキュラム・ポリシー2 は、文字通り、教養－専門基礎－専門という科目区分が学年進行に併せて段階的に繋がっている。カリキュラム・ポリシー3 は、看護実践論（3 年生 6 科目、4 年生 1 科目）という専門科目と関連している。カリキュラム・ポリシー4 は、専門科目群において、1～3 のカリキュラム・ポリシーを講義－演習－実習というサイクルを通じて実質化している。これらのことから、教育課程が体系的に構成されていることが明確である。また、カリキュラムの流れを容易に理解できるように、学習サイクルの仕組みを簡潔なマップにまとめ、「四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE」の中で紹介している。

以上のように、両学部とも明確な教育課程編成方針の下、CAP 制も活用して無理のない効果的な教育を行っている。

3-2-④　教養教育の実施

教養教育関連科目については、大学共通の教養教育検討会議において、図 3-2-3 に示すような教養教育のモデルを作成し、各学部におけるこれら科目の位置づけを明確にしている。すなわち、教養とは専門科目においても培われるものであることから、いわゆる教養科目から専門科目への円滑な橋渡しによって教養教育が達成されるという概念図としている。

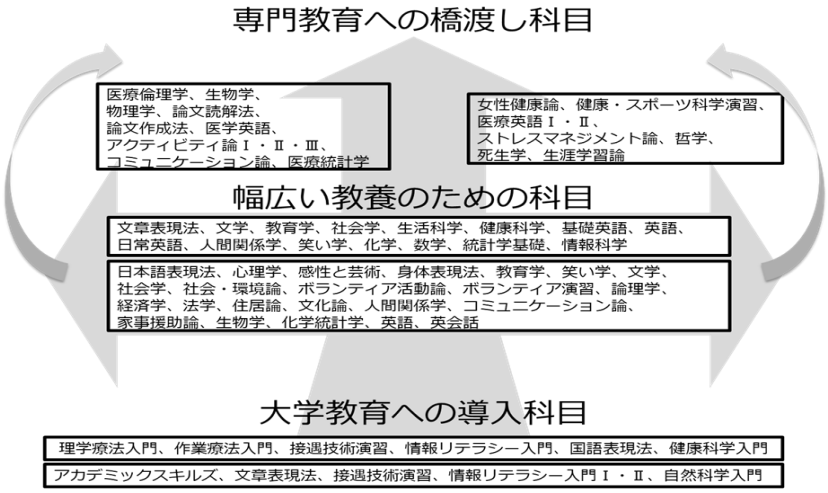

図 3-2-3　教育教養教育と専門教育とのつながり

各学部における教養科目の配置は次のようである。

リハビリテーション学部

教務委員会が主体となり、教養教育に関する具体的な実施科目の選定、教養教育のあり方、今後の方向などを検討している。カリキュラム検討委員会では、教務委員会と連絡を密にし、スムーズに専門科目の履修に移行できるように初年次には教養を培うための基礎分野の科目を重点的に、年次が上がるにつれて専門分野の科目を多く履修できるように編

成している。なお、基礎分野の教養科目には選択科目と必修科目がある。選択科目は、学生が自ら考え、自ら方向を決める力を養う助けとなるよう、多様な選択肢を提供している。

一方、医療専門職養成課程の特殊性に鑑み、厚生労働省の指定規則に則り必修科目を設定している。また、専門基礎科目や専門科目の理解につながる基礎となる科目や専門職として将来特に必要となる教養科目を必修科目として提供している。また、教養教育は外部からの講師に依存している科目があるが、開学時から実施しているコーディネーター制度により外部講師との連携にあたる体制をとっている。コーディネーター制度とは、外部講師の担当科目に対し専任教員を担当者として配置して教授上の問題などを共有し、学生の科目履修が円滑に進むよう支援する制度である。

看護学部

入学後、学生が主体的・能動的な学習活動に必要な学習技能ならびに社会性を身につけるために教養科目の中区分「導入基礎科目」（3 科目）を必修科目として構成している。また、基礎的能力のひとつである情報処理能力を獲得するための科目（「情報リテラシー入門Ⅰ」）を「科学的思考の基礎科目」の中に配置（必修）している。そして、教育目標にある幅広い教養と人間性豊かな看護師の育成を実現するため、学生自身が自己決定できるように、その他は選択科目としている（「学生便覧」看護学部 P29）。教養科目は大学教育の 4 年間を通して社会人および看護専門職としての基盤が育まれるように配置している。なお、非常勤講師との連絡、調整は教務委員長を中心に担当者を配置し、密なコミュニケーションをとっている。

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業方法の改善を進めるための組織として 4-2-②に詳述する FD・SD 委員会が設けられている。この委員会が主導して、各期末にはすべての科目について学生に授業評価アンケートを実施し、その教授方法などについて評価を受けている。これに基づき、科目担当教員は次回に向けた改善策を立案・コメントし、学生にフィードバックしている。このサイクルを繰り返すことで年度ごとに授業改善を図るという体制がある。また、外部から専門的講師を招いた勉強会、講演会を催し、授業改善のための最新情報の周知に努めている。さらにリハビリテーション学部では、専任教員が担当する科目授業を別の専任教員が参観し、忌憚のない意見を述べてその改善点を話し合う機会を設けている。

このように、常に学生の意見を収集し、また教員間の意見交換をスムーズに行うことにより授業改善に結びつけており、その円滑な運営には FD・SD 委員会が重要な役割を担う体制が整っている。

一方、授業内容・方法の工夫に関連して両学部共通で推進していることとして、学舎の相互利用、教職員・学生の交流など、二つのキャンパスのシナジー効果が期待出来るように授業を配置・実践している点をあげることができる。例えば、看護学部の科目である「チーム医療論」は、2023 年度より看護学部及びリハビリテーション学部合同のカリキュラムとなり、両学部の学生が協同してチーム医療を考える機会となり、より深い議論がなされることが期待される。そのために、担当者間での綿密な調整を行っている。また、リハビリテーション学部の科目である「基礎看護学概説」「地域リハビリテーション研究」につい

ては看護学部の専門性を教授することで、互いの職種間の相互理解を深化させている。さらに現在、看護学部に隣接する清風学舎において両学部の一部科目を実施しているが、さらにこれを拡大することで人的資源の有効活用、学生間交流の深化等につなげることを検討している。

ただ、多くの授業内容は学部間で当然異なり、各学部における取り組みは以下のようである。

リハビリテーション学部

初年次に実施される理学療法入門や作業療法入門はアカデミックスキルズに該当し、理学療法や作業療法を学ぶにあたってのノートテイキングや学修の方法など大学生活への導入科目としての役割を持たせている。これを起点として講義科目では復習小テストなどにより効率的に知識を習得し、特に専門分野の科目でグループワーク、ディスカッションといった、アクティブ・ラーニングの手法を多く取り入れることが可能となっている。特に、3 年生後期に開講される理学療法、作業療法の疾患別の治療学科目においては、臨床実習前の科目として模擬症例を用いて少人数でグループワークや実習を繰り返しながら理学療法、作業療法の思考過程、知識習得を図っている。臨床実習における学生の評価では、客観的な評価が難しい経験知についてルーブリック評価表を作成することで、実習指導者が具体的な指導内容を把握できるとともに、学生にも到達目標が明確となり、効果的な臨床実習教育が可能となっている。

令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度においては、COVID-19 感染拡大防止のために実施された遠隔授業を録画したものを LMS である UNIPA クラスプロファイル機能を用いて復習用に配信し、オンライン上での課題提出や意見交換の機会を設けるなど、ICT を活用して教授した。なお令和 4（2022）年度は全面対面授業としているが、必要に応じて UNIPA クロスプロファイル機能を活用して学修支援を行っている。

看護学部

授業方法については、概論・方法論・実践論・実習という授業科目内容から、講義形式、個人およびグループ演習、実技チェック等の工夫がなされている。授業改善に向けた意見交換は各看護学領域および教務委員会で意見交換、検討され改善の方向を示している。また、FD 研修で教授法について学びを深め教授方法を工夫している。授業評価、改善のための学生の意見は授業評価アンケートにより収集し、内容に対する科目担当者のコメントを FD 委員会が集約して学生にフィードバックしている。

教授法の工夫として、特にアクティブ・ラーニングを用いた教授法に力を入れている。具体的には、テーマや事例を用いたグループ検討・発表、ポートフォリオの活用、シミュレーターを用いた実践、テーマを持って地域住民へインタビューを行う学外授業などがある。さらに UNIPA クラスプロファイル機能を用いて課題や授業資料のやり取り、質問への対応、意見交換が自由に行われている。

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度より、推薦入試などの早い段階で入学が決定している新入生に対し、入学前教育として高校までの知識の復習に特化した通信制の教材を受講させることで基礎学力の底上げを目指しており、一定の成果が認められることから今後も継続する。

リハビリテーション学部では令和 2（2020）年度より理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部が改定され、臨床実習指導者の要件に講習会受講が必須となった。このことから、本学主催の上記講習会を積極的に開催し、臨床実習指導者を育成するとともに、臨床実習教育の質を担保していく。また、臨床実習前後の評価が必須となったことに合わせて、CBT（Computer Based Testing）など e-learnig の活用に取り組む。

看護学部では、リハビリテーション学部のカリキュラム改正に合わせて、完成年度までの 4 年間のカリキュラムを評価し、平成 29（2017）年 10 月に策定された看護学教育モデル・コアカリキュラムの内容も踏襲した形で、令和 2（2020）年度入学生より新カリキュラムに移行した。さらに令和 2（2020）年には保健師助産師看護師養成所指定規則の改正がされたところであるが、令和 4(2022)年の施行により、当年度の入学生からは教育課程の変更ではなく科目及び科目区分の名称変更、対比表上の変更を申請し、文科省より認められた。

今後も社会情勢の変化に柔軟に対応し、特に ICT を活用した効果的な教授方法について模索するとともに、先進的な取り組みを学び修正していく。

また、現況では両学部で同様な教養科目がそれぞれ別個に提供されている。両学部の人的資源を有効に活用するため、あるいは教員・学生の学部間交流を促すために両学部合同の教務委員会を開催し、学部の垣根を越えた教養教育の在り方を検討している。この検討結果を踏まえ、基礎力はもちろん、医療人として優れた適性を有する人材育成をはかる。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

令和 3（2021）年 10 月、「アセスメント・ポリシー」（別表）を策定し、教育・学修成果を可視化する仕組みを明確化した。すなわち、評価視点を機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科・専攻）、科目レベルの 3 段階にカテゴライズし、三つのポリシーに則して評価する仕組みである。特にディプロマ・ポリシーについては、図 3-3-1 に示したように、機関レベルは、卒業率、就職率、進学状況、卒業時アンケート、国家試験合格率で、教育課程レベルは、GPA、単位取得状況、国家試験合格率、卒業時・卒業後・就職先アンケートで、科目レベルは資格取得率で評価することとしている。これにより、ディプロマ・ポリシーの拠り所である本学の学則（使命・目的）第 1 条使命・目的の精神、すなわち「知」、「技」、「心」を身につけた医療人を育成する（P2）ことが達成できているか、明確に可視

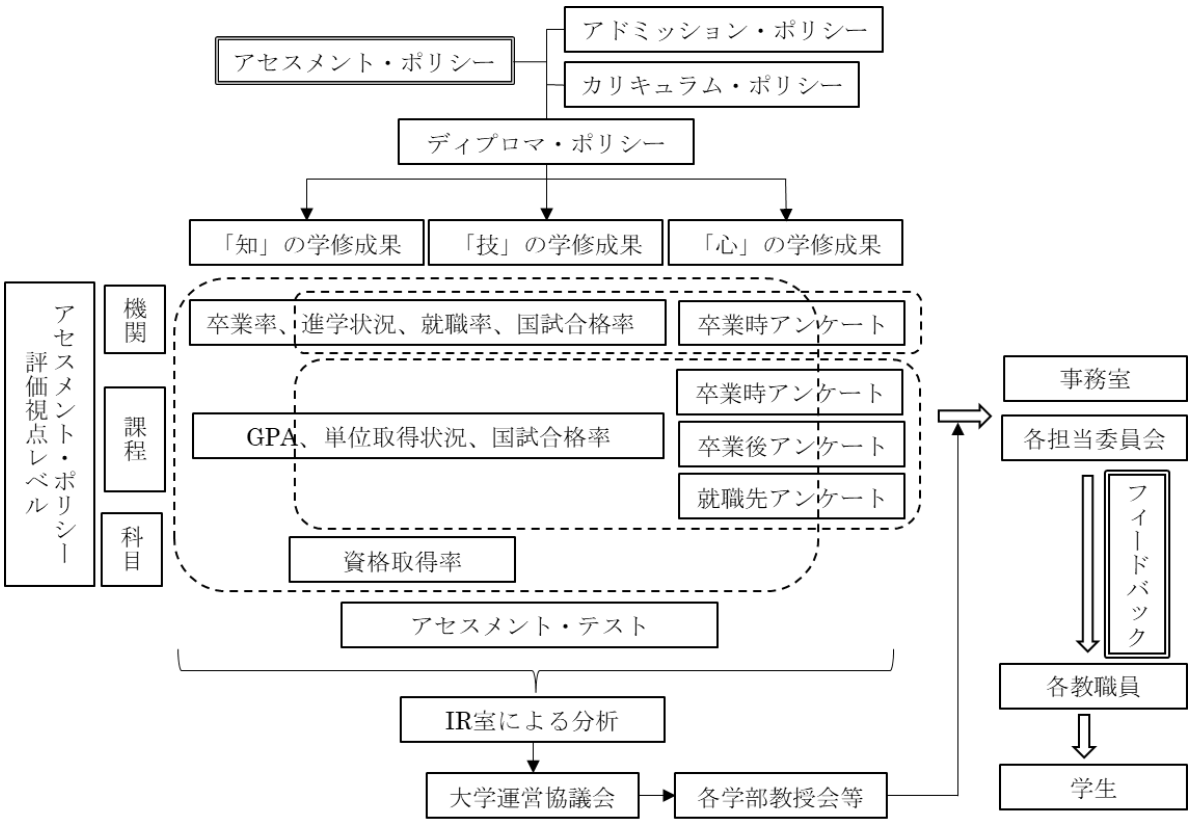

図 3-3-1 ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価とフィードバック

化が可能となっている。すなわち、図の破線枠で示したように「心」の学修成果は主としてアンケートにより、「知」と「技」の学修成果はアンケートも含む様々な指標によって評価を行う仕組みがある。

なお、知識・技能以外のコンピテンシーに関わる学修成果の点検・評価を補完するため、令和 3（2021）年度より両学部新入生に対して共通のアセスメント・テストを実施している。令和 5（2023）年度からは 3 年次期末にも実施し、入学後 3 年間における学修成果や全国水準と比較した点検・評価を実施予定である。学部別の取り組みの例は以下のようである。

リハビリテーション学部においては、ディプロマ・ポリシーで掲げるリハビリテーションを専門とする医療人として情意領域・認知領域・精神運動領域別に修得すべき項目を総合的に具現化した成果の一つが国家試験合格率、および就職率であり、これらの成果をもとにディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。これらのフィードバックについては 3-3-②で記述する。

看護学部は、学部全体としての教育目標の達成状況について、自己点検・自己評価委員会が主に作業している。授業科目毎に到達目標、ディプロマ・ポリシーの関連性をチェックするためのリストを作成し、各専門領域の担当科目毎に記載を依頼し、委員会で整合性を確認している。また、教育目標の達成状況の評価のため、卒業時アンケートを実施している。卒業生に対し就職状況や在学時の教育内容、学生生活の満足度やその学修効果、今後の大学教育や学生支援の要望など、臨床経験を踏まえたアンケートを作成し実施している。国家試験対策は、模擬試験等を 1 年生から行っており、その結果の評価およびフ

ィードバックについては 3-3-②で記述する。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

各種指標やアンケート結果について、課程レベルや科目レベルの視点は各学部や科目担当で分析を実施している。また、課程レベルや科目レベルの改善は機関レベルの改善に結びついているが、IR 室は主としてこの機関レベルの評価視点での分析を総括的に行い、大学運営協議会へ報告しており、各学部教授会等でも共有される。また、これら分析結果はいずれも課題を所管する各担当委員会を通じて各教職員にフィードバックされ、改善活動に繋がっている。

現在実施している改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックは学部により異なっているため、学部別の具体的な活動を以下に記載する。

リハビリテーション学部

「学生による授業評価アンケート」は Google Drive に科目ごとに作成されたファイルを科目担当者が閲覧し、アンケート結果（項目ごとのスコア）が自分の担当科目と学年平均との比較でどの程度異なるか、さらに学生の自由記載コメントを見て、イントラネット上に設定されたファイルに「結果のコメント」「今後の具体的改善計画」を科目担当者ごとに個別に記載する手順となっている。アンケート結果だけではなく「結果のコメント」「今後の具体的改善計画」も教員が相互に担当科目以外も容易に閲覧することができるため、教育内容・ 方法及び学修指導の改善に向けたフィードバックには効果的である。また、こうした相互フィードバックができる点で、Google Drive 上に設定したファイルに結果を入力する方式は有効である。なお、「公開授業（教員相互による授業参観）」、「卒業時アンケート」も、ファイル入力（ファイルの所在）が Google Drive 上に設定されたファイル、およびイントラネット上に設定されたファイルの差異はあるものの、同様の観点でフィードバックが行えるよう配慮されている。さらに、令和 4 年度から「授業改善プロポーザル」として、学生コメントが芳しくない教員には「FD 委員会から担当教員に授業改善の申し入れ→専攻長・学部長へその経過・結果報告を行う」手続きを構築した。このことにより教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックする仕組みが強化された。

また、国家試験合格率に直結する国家試験の受験指導については国家試験対策委員会が年間計画を立案し、解剖学、生理学、運動学といった専門基礎科目講座や専門科目の実力アップ講座、集中講座などの企画・実施と、それらと同時期に実施される模擬試験とリンクしたうえで、これらの実施方法を全ての教員が理解できるよう計画的に進めてきた。具体的には模擬試験の結果をもとに国家試験対策委員会が学生の「グループ担当教員」、および「個別担当教員」を決定し、「国家試験対策委員会の教員」⇔「グループ担当および個別担当教員」間の情報交換を促した。加えて、模擬試験→次の模擬試験までの間で時期を区切り、これらを繰り返し実施することで、担当教員がより高頻度で自己の指導方法を省みることができる「フィードバックのループ」を構築してきた。その結果、令和 4（2022）年度の国家試験合格率は現役生が 100%（理学療法学専攻）および 96.9%（作業療法学専攻）であった。

就職状況も学修指導の結果の一つであり、過去3年の就職率は表3-3-1のとおりである。

卒業生に対して求人数は近畿圏を中心に全国から70倍から180倍の求人数がある。令和4（2022）年度の国家試験合格者の就職率は100%であり、今年度より全員が理学療法士・作業療法士として勤務する見込みである（作業療法学専攻の就職者と卒業生の差異1名の内訳は国家試験不合格者を示す）。

表3-3-1 令和2（2020）年度から令和4（2022）年度の求人数と就職率

年度	専攻	求人数（人）	卒業生（人）	就職者数（人）	就職率（%）
令和2年度	理学療法学	2105	26	20	77
	作業療法学	2092	13	12	92
令和3年度	理学療法学	2200	27	27	100
	作業療法学	2192	19	19	100
令和4年度	理学療法学	2646	28	28	100
	作業療法学	2543	32	31	97

看護学部

学修成果の点検・評価の取り組みとして、FD・SD委員会では、授業の点検・評価の取り組みを行っている。授業評価アンケートの実施規定（四條畷学園大学 看護学部　授業評価アンケートの進め方）に沿って、令和4（2022）年度よりGoogle　Formを利用して計画的に実施している。結果の集計ならびに自由記述内容に関して各授業担当者に返却し、セメスター別に自己評価ならびに次年度の方策をまとめ、UNIPA、HP上で学生に公表し、コメントを学生にフィードバックし、授業評価アンケートにおける学生の意見を踏まえ授業改善に努めている。

学部全体の学生評価からみて「教員による授業の取り組み」に関しては4.0以上の評価が大半であったことから概ね良好であった。「学生の満足度や理解度」に関しては、科目別にやや差を認めたが3.5以上が大半であったことから概ね良好と考えられる。「学生の取り組み」に関しては、予習復習、質問をするなどの学習行動に対して全体的に2から3点の間であり低い得点であったことから自己学修行動の活性化を促すような授業計画が課題となった。

令和4年（2022年）度の国家試験合格率は、受験者77名、合格者75名、合格率100%（全国合格率新卒：96.5%）と十分な結果であった。既卒学生は受験者4名、合格者2名、不合格者2名、合格率50%であった。さらに、就職についても100%決定している。卒業時アンケートの結果から、「就職支援の満足度」は94.4%が「満足」「やや満足」と答えており、概ね希望の就職先に就職することができたことから支援は妥当であったと評価できる。

（3）3－3の改善・向上方策（将来計画）

リハビリテーション学部では令和3（2021）年度より「授業評価アンケート」「卒業時アンケート」共にGoogle Formを用いて実施している。このことにより学生の負担軽減にもつながり、授業評価アンケートにおいては教員が相互に担当科目以外も容易に閲覧するこ

とができるため、教育内容・ 方法及び学修指導の改善に向けたフィードバックには効果的であった。全教員がより簡便にこれらの結果に触れ、容易にフィードバックが行えるよう、更にアプリケーションの利用方法などを工夫していきたい。

また、リハビリテーション学部在学生の国家試験合格率は理学療法学専攻が 100%、国家試験合格者の就職率は両専攻ともに 100%であった。前述のとおり、学修成果の点検・評価の一つを国家試験合格率、および就職率とするならば、これまでと同様に、これに対応できる体制づくりに努めたい。看護学部では、保健師助産師看護師学校指定規則の改正に伴うカリキュラムの改正を令和 4（2022）年度入学生からの適応に向けて申請し、承認された。また、国家試験 100%の合格を目指し、模擬試験等を充実させ、今後とも丁寧な指導を行っていく。

教養教育については、その重要性に鑑み、両学部合同の検討組織、教養教育検討会議を立ち上げているので（3-2-④）、さらに検討を続ける。

［基準 3 の自己評価］

教育課程を自己評価するにあたって重要なポイントは四條畷学園大学の使命・目的に適ったカリキュラム編成がなされているか否かである。この点、ディプロマ・ポリシー、教育目標、カリキュラム・ポリシーともに各学部においてそれぞれ明確に記述され、相互に整合性が確保されている。

専門的な医療従事者育成にあたっては、厚生労働省によって専門ごとに指定規則が定められており、したがってリハビリテーション学部と看護学部でカリキュラム・ポリシーは異なっている。しかし医療人としての基本的部分の教育については、両学部のカリキュラムを整備することによってより有効なカリキュラム編成の可能性が考えられることから、検討を続ける。また、学修成果の点検、評価並びにフィードバックに関する仕組みについては、令和 3 年度以降アセスメント・テストの導入やアンケート内容の見直し・整理の取り組みにより学修成果可視化の改善が図られ、学修指導へのフィードバックが適切に行われている。

以上のように、本学の教育課程は、教育目的を踏まえた 3 つのポリシーに基づいて、適切に機能している。また、学修成果の点検、評価並びにフィードバックも「授業評価アンケート」、「卒業時アンケート」等の充実が図られ適切に行われていると評価している。

次年度は、3 年次終了時のアセスメント・テストの結果が得られるので、学力だけでなく、医療人としての総合的な資質の向上が図れたかどうか、検証する予定である。

基準 4　教員・職員

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教学マネジメントが適切に機能するためには学長のリーダーシップが重要である。そこで、学長が校務をつかさどり、所属教職員を統督するために適切なリーダーシップを発揮できるよう、学長を補佐する副学長以下の教職員の役割を学則「教職員組織」の第 37 条に規定している。学長が最終決定するに際し、意見を述べる次の会議体を設置している。大学運営協議会（学則第 37 条）は、大学全体に関する重要事項として定めた事項について、学長に対して意見を述べる（学則第 41 条）、学部教授会（学則第 42 条）は、学部に関して定められた事項について意見を述べる（学則第 44 条）。

さらに、休業日（学則第 7 条 2 項）、休学（第 14 条）、復学（第 16 条）、退学（第 17 条）、転学（第 18 条）、除籍（第 19 条）、卒業（第 29 条）、学位の授与（第 30 条）、学期（第 6 条 2 項）、入学許可（第 12 条 2 項）、大学運営協議会の審議事項（第 41 条）、学部協議会の審議事項（第 45 条）、表彰（第 50 条）、懲戒（第 51 条）はいずれも学長が決定することが学則上明確である。

以上により、本学学則において「大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップの発揮」がなされることが明記され、担保されているものと考えており、実際の大学の意思決定と業務執行も、全てこれに基づいて行われている。

また、学園規程である職務権限規程（平成 26（2014）年 10 月 20 日制定、施行）第 2 条には、「学長、校長、園長、事務局長および事務長（以下「所属長」という）は、学園の定められた方針、諸規程、および承認された計画に従ってそれぞれの業務を最も効果的に遂行する管理責任があり、その遂行に必要な権限を有する。」と記載されており、学長は大学の業務に関して、管理責任と権限を持って執行する立場にあることが規定されている。

これらに加え、学校法人四條畷学園寄附行為において、1 号理事として選任される学長は、四條畷学園大学の最高責任者であると同時に、学長が理事会や常任理事会に出席することで、学園本部の管理部門と、本学との連携を図っており、本学の意思が理事会に反映され、理事会の考え方も学長を通じて本学に伝達されることで、本学の意思決定や業務執行への学長による適切なリーダーシップが発揮されている。

このように、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

前項で記述したように、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう学則第 37 条に明確な規定があり、意志決定の権限と責任が明確になっている。すなわち、

副学長は、学長の指示あるときは学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

学部長は、学長の指示の下、命を受けて学部の校務をつかさどる。

学科長は、学長および学部長の指示の下、命を受けて学科の校務をつかさどる。

専攻長は、学長および学部長並びに学科長の指示の下、命を受けて専攻の校務をつかさどる。

また、教授会の位置づけは学部教授会規程で明確にされており、さらに学長に意見を述

べるべき事項についても学則第 45 条に明確に定められている。上記のように、大学の意思決定の権限と責任は明確で、また副学長の位置づけおよび役割も明確である。

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の採用は教職員採用規程、昇任は四條畷学園事務職員人事評価規程に基づく。法人全体および本学の管理体制を組織図で示すと、「別図 1」のようになる。事務長が大学に係る所管業務一切を主管し、部長、次長、および主査が分掌事務を主管することになっている。

また、大学事務室の 6 課 1 係の職務分掌については、以下の通りである。

教務課は、大学の教務に関する次の事務を分掌する。

（1）　教育課程、時間割の編成および教室の配置等に関すること。
（2）　実習等に関すること。
（3）　入学、卒業、休学、復学、退学、除籍、転学等学籍に関すること。
（4）　試験、成績、単位取得等に関すること。
（5）　各種証明書（在学、卒業見込、卒業証明書等）の発行等に関すること。
（6）　聴講生、研究生に関すること。
（7）　その他教育の企画に関すること。

学生課は、大学の学生に関する次の事務を分掌する。

（1）　各種証明書（学生証、学割証明書等）の発行に関すること。
（2）　育英資金、奨学金の取扱いに関すること。
（3）　学生教育災害傷害保険の取扱い、学生の健康管理、下宿の紹介等に関すること。
（4）　学生の掲示、出版物等に関すること。
（5）　その他学生の福利に関すること。

入試課は、大学の入試に関する次の事務を分掌する。

（1）　学生の募集、入学試験等に関すること。
（2）　学生の募集情報収集、渉外等に関すること。

就職課は、大学の就職に関する次の事務を分掌する。

（1）　学生の就職相談、就職先の斡旋等に関すること。
（2）　学生の就職情報収集、渉外等に関すること。

庶務課は、大学の庶務に関する次の事務を分掌する。

（1）　大学の諸行事に関すること。
（2）　教授会、その他の会議に関すること。
（3）　官公庁に対する申請、届出、報告等に関すること。
（4）　文書の接受、送達、保管に関すること。
（5）　固定資産・物品の購入、補修、管理等に関すること。
（6）　教職員の研修、福利厚生等に関すること。

（7）　人事、経費その他の学内申請等に関すること。
（8）　学校納付金、各種証明書手数料、諸費の徴収等に関すること。
（9）　学校納付金の減免、および徴収猶予等に関すること。
（10）　IR（インスティテューショナル・リサーチ）に関すること
（11）　その他、各課の分掌に属しない事項に関すること。

広報課は、大学の学生募集等の広報に関する次の事務を分掌する。
（1）　学生募集広報に関すること。
（2）　その他学生募集活動等に関すること。

図書館事務係は、図書館の管理運営に関する事務を分掌する。

従来、大学事務室は、リハビリテーション学部と看護学部に別々に配置し、各々が全機能の役割を担っていたが、教育の質保証のため教務面で期待される専門性の高度化、各事務室での個々の学生サービス向上、入試・広報事務の重要性、奨学金・保険・科研費・役所等への定期報告等の共通業務の分散実施（短期大学事務室を含む 3 ヶ所）による非効率性の改善等の観点から、令和 4（2022）年 4 月、清風学舎 1F に学生支援センターを設置し、入試・広報、奨学金・保険、科研費、定期報告業務、就職支援業務等を集約・効率化し、一方、各事務室は主に教務と学生サービス業務に集中することで、専門的・個別的な事務対応力の向上に取り組んでいる。

管理職は、規模相応の少人数ながら、職務分掌その他の規程でその役割を明確化するとともに、両学部が離れた立地にあるハンディを、大学両学部と短期大学事務室の管理職が月 1 回の管理者ミーティングに出席して情報交換やヒヤリハット振り返りによる事務リスクの所在等を共有すること、また、ほぼ毎月開催する大学運営協議会に課長以上が参加し、大学全体の課題に迅速に対応するなど緊密な連携を図ることで克服している。このような施策により、総じて大学における管理体制およびその機能に問題はないことが認められる。

以上のように学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整えられており、教学マネジメントは機能的に構築されている。なお、令和 3（2021）年 10 月、教学マネジメントを含む「内部質保証の方針」を策定し、質の検証や改善のシステムを構築した。

（3）4－1 の改善・向上方策（将来計画）

改正された学校教育法等が平成 27（2015）年 4 月 1 日に施行されたことと、平成 27（2015）年度に本学に二つめの学部となる看護学部が新たに設置されたことで、本学でも、学長のリーダーシップに基づくガバナンス体制の整備と、それを明確にする学内規程等の見直しや改定を行った。これらの整備をさらに徹底する。大学としての最終意思決定は、学長が行うことが明確になり、学長のリーダーシップが発揮されている。平成 28（2016）年度には学長のリーダーシップを一層強固にすべく、新たに副学長を置いた。以上のように本学の教学マネジメントは機能的に確立運営されているが、教学マネジメントの方針を明文化し、体制整備を基本に、今後大学の一層のブランド化など、事業計画を効率的に推進する。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

（1）4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。リハビリテーション学部

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任については、教職員採用規程、教員任用規程（大学）に基づき適材適所の人事が行われている。すなわち、新規採用の場合は原則公募とし、内部昇任の場合は一定の業績基準を設けている。教員評価を平成 28（2016）年度より行っており、学長、学部長による適切な指導あるいは昇任等における参考資料として活用している。教育課程は学部ごとに異なっているので、以下学部別に記述する。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部の教育目的は人間性豊かで、高度の科学性と技術性を備えた理学療法士や作業療法士を世に送り出すことであるが、これらの目的に即した教員の確保と配置を行っている。そして厚生労働省の「理学療法士および作業療法士法」に基づいた理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則による教育内容と単位数を教授しなければならないこととなっている。

リハビリテーション学部の特徴として、教員は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野のいずれの科目担当にかかわらずそれぞれ理学療法学専攻および作業療法学専攻に配置されている。令和 4（2022）年 5 月 1 日現在、リハビリテーション学部の専任教員は 21 名である（Ⅱ-2 、P5）。理学療法学専攻は助教を含む 12 名によって構成され、このうち専門科目担当教員には、理学療法士免許所有者 12 名 （教授 3 名、准教授 5 名、講師 2 名、助教 1 名）が配置されている。さらに専門基礎科目担当教員として教授 1 名が配置されている。作業療法学専攻は助教を含む 9 名によって構成され、このうち作業療法士免許所有者 8 名（教授 4 名、准教授 2 名、講師 1 名、助教 1 名）が配置されている。

理学療法学専攻ならびに作業療法学専攻ともに大学設置基準第 13 条に係る別表第一のイおよび別表第二に規定される必要教員数および理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた基準を満たしている。

専門基礎分野ならびに専門分野の科目は、専任教授および専任准教授が担当している。理学療法学や作業療法学の対象となる領域は内科学から外科学領域、小児科学から老年科学、作業療法学専攻単独ではこれらに加えて精神医学があり、広範な領域にわたる。比較的特殊な専門領域における科目では、それらを専門研究領域とする講師や助教、あるいは非常勤講師が担当している。

看護学部

看護学部の教員数は、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在 26 名であり、職位の内訳は、教

授 8 名、准教授 8 名、講師 6 名、助教 4 名である（Ⅱ-2 、P5）。これは、大学設置基準第 13 条に係る別表第一のイおよび別表第二に規定される必要教員数および保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた基準を満たしている。平成 31（2019）年 4 月着任教員からは人事委員会を設置し教員審査を行い、教員を確保している。看護学部の教員は全員が看護師免許の所有者であり、教育課程の専門科目の担当以外に教養科目も一部担当しており、人間性豊かな人材育成に関わっている。

教員評価に基づき学部長面談ならびに、フィードバックを行っている。

4-2-② FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質・能力向上への取組みは、大学 FD・SD 委員会規程に基づき、組織的に運営している。具体的には、リハビリテーション学部では専任教員 5 名および事務職員 2 名によるリハビリテーション学部 FD・SD 委員会を設置している。看護学部では専任教員 5 名および事務職員 1 名による看護学部 FD・SD 委員会を設置している。また、両学部が共同して活動できるように、大学 FD・SD 委員会規程を設け、それに基づき専任教員 3 名および事務職員 2 名 による大学 FD・SD 委員会を設置している。両学部に共通する活動として、自己啓発のための情報提供をするため、関西地区 FD 連絡協議会に加入し、全教員に講演会、情報交換会の開催情報を提供している。

両学部の連携については、各学部主催の研修会は互いに周知し、両学部の教職員が参加できるように調整するなど、活動方針と内容を共有するよう努めている。

リハビリテーション学部

2020 年度から続く新型コロナ感染の影響により今年度も臨床実習施設の実習受け入れ中止が相次ぎ、感染拡大防止の観点で臨床実習施設への配慮が求められている状況から今年度も全教員が対面で一同に会する研修会はやむを得ず見送られた。こうした状況に配慮しつつ、2022 年度は FD・SD 委員会による以下の 2 回の研修会を実施した。

まず、6 月に学生の「思考力」「レジリエンス」「リーダーシップ」などの要素が全国の保健系大学の平均値と比較してどのような位置づけにあるのか、アセスメント・テストの結果に基づいた本学の特徴を明らかにするオンライン研修（外部講師）が実施された。全教員･職員が参加し､可視化された本学の特徴を全教職員が改めて共有することができた。

さらに、8 月にはオンデマンドにて「科研費講演会」を実施し全教員が参加、各教員には講演終了後に google form にて「学び得たこと」「今後に向けての取り組み」などを記載・報告させた。このことにより教育に繋がる研究リテラシーが向上し、これにより、教員間で差のあった科研費の申請および採択の割合の格差縮小につながることを期待したい。この点は次年度の科研費申請の状況により判定する予定である。

看護学部

ディプロマ・ポリシーを達成するために教員の教育者および研究者としての資質・能力の向上を目指し、FD・SD 委員会は①授業/実習評価アンケートの継続実施と結果のフィ

ードバック、②教育力や研究力向上のための研修会の開催主として活動した。毎時の会議は次第・議事録を作成し、各年度の活動評価の資料としている。

①授業/実習評価アンケートは、委員会の事務職員が学生へのアンケートの実施、回収、集計、教員への結果返却、担当教員から学生へのコメント回答の回収と学生への公表を規定に従って行っている。そして、各教員は、学生の意見を踏まえ授業改善に努めると共に、この一連の活動は、大学教員評価・活動報告システムに連結している。また、結果の学科平均と回収率は教員全体で共有している。

②教育力や研究力向上を目標として、FD・SD 研修会を計 3 回開催した。研修会の成果を検証するため、参加者数、参加者に対する無記名アンケート調査を行っている。調査内容は、研修内容に対する満足度や理解度や研修に対する要望である。調査結果は看護学部教員にフィードバックすると共に、次回の企画に反映している。令和 4 年度の研修内容は、研究力向上に関する研修では前年度からの課題であった、科学研究費の応募書類作成のポイントや変更点の説明会を 8 月に e-learning にて開催し 23 名（80%）が参加した。さらに学部教授による科研費申請レビュー、外部業者の紹介などを企画し、学部教授による申請レビュー2 名、外部業者によるレビューは 1 名であった。3 月に本学健康科学研究所による資金提供を行った研究に対する発表会を行う予定である。さらに教育力の向上にむけ、外部講師を招致して「学生が主体的に学べる環境つくり」の研修会を 12 月に開催した。今後は学生状況を踏まえ教育力の向上に向けた研修を企画していく。

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

教育の充実には優れた教員の確保が重要である。多様な媒体を利用してこれまで以上に広く内外に人材を求めていく。また、内部昇格においては「教員任用規程（大学）」の適切な運用により有能な人材の登用をはかる。

教員評価は平成 28（2016）年度に初めて行い、令和 2 年度に評価表を部分的に改定しているが、教員自己評価票の内容を含めて教員へのフィードバック方法を検討していく。

FD 活動については、今後とも積極的に実施し、教育目標の達成に向けた教員の能力・資質向上の取り組みを継続する。令和 5 年 5 月 1 日現在、COVID-19 は収まっていないが、十分な感染防止対策をとって、通常授業を行っている。このまま感染が収束するかは不明であり。これまでに開発、培った感染対策のノウハウが風化しないように維持を図る。

今後の課題は、対面・遠隔どちらの授業形態でも対応ができる①令和 2（2020）年度から使用した改訂版 授業評価、実習評価アンケートの評価に向けて両学部での協働、②授業内容および方法の改善を図るため教職員の組織的な研修の継続的な企画・運営、③若手教員（教育経験の少ない教員）への教育力向上のための支援、④職員の職能開発推進のための支援を実施、⑤教育優秀教員の表彰、教員の研究支援、授業参観の実施、⑥オンライン授業に関して知識と技術を充実強化し効果的活用の拡大を図っていくことである。

特に⑥については、ⅰ）オンラインソフトの機能と知識・技術面に関する課題、ⅱ）オンラインソフト機能の教育的活用に関する知識の課題、ⅲ）オンライン実施時の通信機能面に関する課題、ⅳ）オンライン授業の効果判定に関する課題を解決することが重要である。今後、授業評価アンケートの結果と連動させてこれらの課題解決を図っていく。

さらに、看護学部では、教員の自己啓発に向け、教員の諸活動の定期的評価への提案として、マザーマップによる自己評価を促し,次年度の活動計画に反映させることを目標としている。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①　SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

新規採用の教職員に対しては、毎年 4 月の入園式後、理事長から本学園の建学の精神や新人職員に期待することについて説明があり、法人本部事務局の人事担当者から、就業規則を始めとする規則やルールについて説明されている。

各職員には、日本私立大学協会や日本私立大学振興･共済事業団などの外部主催の研修、大学主催の公開講座、学校法人傘下の各校園が主催する講演会等に積極的に参加することを推奨している。COVID-19 の影響で研修会や講演会等の多くがオンラインやオンデマンド方式で実施されたが、同方式のメリットとして、研修テーマに関心のある職員が各々の業務の合間に視聴することで、新たな知識の修得や情報の共有化を効率的に進めることができた。なお、従来から、外部の研修会参加や研修会実施記録を学内ネットワーク上の共有ホルダーに保管・公開し、各職員が必要に応じてアクセスし研修内容を共有化できる仕組を構築している。

月 1 回、法人本部主催で大学・短大・法人本部の課長以上で情報共有のための事務連絡会を開催しているが、その中で、出席者が持ち回りで発表した SD 研修の内容を各事務室で職員にフィードバックし知識の共有化を図っている。また、本学独自の自己研鑽奨励手当を設け、教職員が積極的に自己啓発に取り組むことを奨励している。

本学は 2 つのキャンパスに各々事務室を置き、学生数相応の少人数体制で運営しているため、学生サービスと事務品質の向上が課題であったが、令和 3（2022）年度に、学園町キャンパス清風学舎に設置した学生支援センターが本格的に稼働し、大学 2 学部と短期大学の事務室が担当していた奨学金事務と入試・広報事務が同センターに集約され効率が上がるともに専門知識・スキルを効率的に蓄積できるようになった。また、各事務室では教務・学生関連の業務に集中できるようになり専門性と学生サービスが向上している。今後は各々の役割をさらに深化させ、一層の専門性・スキルと事務品質向上を推進する。

給与制度とリンクする人事評価制度の創設により、管理者と担当者が年度ごとに目標設定と実績評価についての面接を行い、納得のある評価、モチベーションの向上、計画的な人材育成、効果的な組織運営を推進している。

（3）4－3 の改善・向上方策（将来計画）

SD の重要性の認識は教職員の間に浸透している。今後も教職員が一体となってレベルアップを図って行くが、特に教員の FD に関する意識をさらに高めて円滑な大学運営をはかる。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

（1）4－4 の自己判定

基準項目 4－4 を満たしている。

（2）4－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、各教員別に研究室が整備されており、集中的に思考をめぐらし、またデータの整理や論文執筆等ができる環境がある。実験器具・装置も各学部で一定の設備が整っており、各種の実験を行うことができる。大部分の器具・装置は教員の研究室ではなく、学部毎に共同利用している実験室、実習室に配置されていることから、高額な装置であっても効率的な使用が可能になっている。

保健・医療・福祉領域においては、社会的要請の高い分野、学際的分野、先駆的分野等の研究の一層の進展が望まれている。本学は医療系専門大学としてこれら社会的要請に対応していくことは責務であると考え、リハビリテーション学部と看護学部の協働のもとに保健・医療・福祉領域における研究推進を目的として、平成 30（2018）年 4 月に四條畷学園大学健康科学研究所を新たに発足させた（Ⅰ-3、P3）。

健康科学研究所は学長を所長とし、年 2 回の学内公募によって選ばれた教員が研究員として研究助成金を獲得し、下記の四條畷学園大学健康科学研究所規程第 5 条に基づいた活動を行うこととしている。その内容は以下のようである。

（1）　学術研究及び調査並びに当該成果の公表

（2）　研究会・講演会・講習会等の企画及び開催

（3）　大学研究生の研究支援

（4）　その他研究所の目的達成に必要な事項

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、平成 28（2016）年 10 月 1 日に「学校法人四條畷学園　行動規範」を定めた。これは、建学の精神である「報恩感謝」のもと、教育理念・教育方針に基づき、社会的責任を積極的に果たしていくために、役員、評議員及び教職員一人ひとりが遵守すべき基本的な行動の指針をまとめたものである。この行動規範をもとに次のような規程・基準・要領を設け、研究倫理の確立とその厳正な運用に取り組んでいる。

四條畷学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程

四條畷学園大学研究倫理審査委員会規程

四條畷学園大学研究倫理基準

四條畷学園大学「人を対象とする」研究倫理要領
四條畷学園大学研究倫理委員会規程

これらには、研究費の適正な使用、人を対象とする研究を行う時に留意すべき倫理的配慮など幅広い内容を含んでいる。

また、これら倫理観の確立と身に着けた倫理観を厳正に運用しているかについては、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）による研究倫理教育 e-learning の受講を義務化し、適正さを確認している。

研究費の適正使用を推進するために、学術研究上の不正行為を防止することを目的とする研究機関における公的研究費の管理･監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月文部科学大臣決定）を受け、四條畷学園大学公的研究費の適正な取扱に関する規程、四條畷学園大学科学研究費補助金事務等取扱規程、四條畷学園大学公的研究費の使用に関する行動規範を制定し､適正な研究活動が行われるよう組織的に取り組んできた｡平成 26（2014）年度は、これらに加えて、平成 26（2014）年 2 月 18 日に文部科学大臣決定で改正された「研究機関における公的研究費の管理･監査のガイドライン（実施基準）」に沿って、四條畷学園大学公的研究費の適正な取扱に関する規程を全面改定し、不正防止対策の基本方針を作成・周知・実施するために必要な措置を講じる「最高管理責任者」として学長を置き、最高管理責任者を補佐し公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実務上の責任と権限を持つ統括管理責任者として事務長、さらに各学部に公的研究費の運営・管理について実務上の責任と権限を持つ「コンプライアンス推進責任者」に学部長を配置することで公的研究費の不正防止に関する責任体系を明確化するとともに、コンプライアンス教育と誓約書提出、告発等の取扱い、懲戒処分、情報公開などを新たに条文で追加した。また、これに関連して、公的研究費における間接経費の使用方針や使途を明確化すべく、四條畷学園大学公的研究費に係る間接経費の取扱規程を新たに定めた。

さらに、平成 26（2014）年 8 月 26 日に文部科学大臣決定がなされた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が、平成 27（2015）年 4 月から適用されるに当たり、リハビリテーション学部では同年 9 月の学部会議と定例教授会において、看護学部では同年 7 月の学科会議において、担当者から全教職員に対して、文部科学省等の資料の内容についての理解を深めるための説明会を行った。平成 28（2016）年 3 月、リハビリテーション学部は学部会議と定例教授会、看護学部は学科会議において、本学の公的研究費関係規程の改定や新設に合わせて、上記の二つのガイドラインについても改めて説明するとともに、公的研究費に関わる教職員全員から「公的研究費についての誓約書」を徴収した。また、公的研究費に関わる可能性の高い取引業者についても、「誓約書」の徴収を行った。さらに四條畷学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程を制定した。

両学部における具体的な研究倫理審査委員会（以下、倫理委員会）の取り組みは以下のようである。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部の倫理委員会のメンバーは、理学療法学専攻から 2 名、作業療法学専攻から 2 名、事務室から 1 名、外部委員 2 名の計 7 名で構成している。委員会は平

成 29（2017）年度以降、新たに研究倫理審査申請書類のフォーマットを決め、審査を目的とした委員会の開催は月 1 回とし、申請のない月は不開催とした。原則として各月の第 3 火曜日を開催日とし、倫理審査申請の受付はその 1 週間前を締め切り日とした。申請書をコピーして委員全員に配布し、事前に目を通してもらうことによって審査が円滑に進行するように配慮した。審査では、フォーマットに従って記載されているか、研究遂行において倫理的な問題はないかなどに重点を置いて審査した。特に「人を対象とする」研究に対して倫理規程に反する内容がないか審査した。平成 30（2018）年度 9 件、令和元（2019）年度 9 件、令和 2（2020）年度 9 件、令和 3（2021）年度 16 件、令和 4（2022）年度 11 件の承認を出している。委員会には事務職員も必ず出席し、議事を記録している。

看護学部

倫理委員会委員は、学内委員を 4 名、外部委員を 3 名、外部委員の中には一般の立場から意見を述べる委員を 1 名依頼し、記録は事務職員としている。委員会の開催は、月 1 回とし、申請締切日を学内 LAN にて周知し、申請のない月は流会とした。平成 28（2016）年度からは、内部委員が申請書類一式の事前レビューを行い、そのコメントに基づいて修正したものを審議している。本審査では、申請者によるプレゼンテーション、質疑応答をもとに審議し、令和 4（2022）年度は 7 件（臨時開催を含む 7 回開催）を承認した。申請書類一式は事務室保管としている。また、研究計画書の変更、共同研究者の変更などにも、変更申請を提出のうえ、議題として検討している。

尚、COVID-19 下においては、感染症対策により、本学での開催については、オンラインによる出席と併せて開催した。また、令和 4（2022）年度の新規申請のうち、四條畷学園大学健康科学研究所への申請件数は、0 件（昨年度 2 件）であった。

4-4-③　研究活動への資源の配分

研究活動を支える学園からの原資は研究費と旅費からなる。旅費は一律配分とし、研究費は旅費とは別に職階に基づいて一定額を傾斜配分している。さらに、健康科学研究所の研究員に対して、研究計画の申請に基づいて研究費を配分している。申請研究の決定と配分額の決定は、各学部から学長によって任命された研究審査委員が審査し、その結果を健康科学研究所運営委員会において審議し、学長が決定している。なお、健康科学研究所の研究員とは、選定された研究を行う教員の兼任である。

健康科学研究所は、研究助成を行うことで教員が研究業績を積み重ね、科研費や学外の研究助成獲得のためのステップとして支援する機能も果たしている。また、科研費等の研究計画書の作成にあたっては、採択経験者から助言を得ることができる体制を整えている。このように、外部資金導入のために全学的な体制を整えている。

本学には大学院がないため RA はいないが、学則 48 条に基づき「四條畷学園大学研究生規定」を定めて研究生の受け入れ体制を整えている。また、「四條畷学園　科学研究費補助金事務等取扱規程」により科研費使用による研究補助員の雇用条件を定めている。その他、専任教員の研究時間確保についても、「離任地」制度を設けて週 1 日の研究・研修日を設けている。

（3）4－4 の改善・向上方策（将来計画）

健康科学研究所の活動は研究推進の原動力となっているが、科研費を含めて更に外部研究資金の獲得件数を増加させるために、申請書の書き方のポイントを紹介する学内講習会の実施や、複数回採択者にアドバイスを求めることができる相談窓口といった支援体制を構築したい。

研究支援体制を強化する目的で、若手研究者から研究環境に関する意見や要望を聴取する機会を設けたい。また効果的な研究資金配分を考える上で、現在無条件で配分されている学内研究費について、研究計画書の提出により一律または傾斜配分（一定額）する制度の導入についても検討したい。

［基準 4 の自己評価］

基準 4 で主に問われる教学マネジメントから教員の研修・研究支援体制の整備に関しては、学長-教授会の役割の明確化、FD・SD 委員会を主体とした組織的な FD 活動の実施、および研究費については職位に基づく均等配分のみではなく、研究テーマに応じた配分を重視するなど、改善が進んでいる。

今年度の FD・SD 活動や教員の研修・研究活動は、昨年度に引き続き未だ少なからず COVID-19 感染の影響があったが、予防策の徹底、オンデマンドの講義形式の活用、学生指導等によりほぼ予定通りの活動ができた。今後も引き続きこうした環境下であってもより効果的に実施できる活動方法を検討していく。

基準 5　経営・管理と財務

5－1 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

（1）5－1 の自己判定

基準項目 5－1 を満たしている。

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

四條畷学園大学の設置者である学校法人四條畷学園は、学校法人四條畷学園寄附行為第 3 条において、「この法人は、教育基本法、学校教育法に従い、学校教育を行い「創立の趣旨」を尊重し、「人をつくる」を教育理念とし、「徳、知、体三育の偏らざる実施とその上に立つ品性人格の陶冶に依る人材育成」を「目的」に掲げている。また教育基本法、学校教育法を始めとする法令遵守を明記するとともに、就業規則により、法人の管理、運営に関する基本的事項を定め、法人の経営規律と誠実性の維持を表明している。

本学は、学則第 1 条において、「本学は、四條畷学園の建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」のもと、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く一般教養を授けるとともに、専門の学術技能を教授研究し、高い倫理観、科学する力、

技術力を備えた人間性豊かな人材を育成し、学術の向上と社会の保健医療福祉に貢献することを使命・目的とする。」と、その使命・目的を掲げている。

第１条の２で、第１条の具体化のため、以下の教育研究上の目的ならびに人材育成のための教育目標を定めている。

リハビリテーション学部では、地域社会ならびに保健医療福祉に貢献する教育研究を行い、人間性豊かで、高度な専門知識とセラピストとしての実践力を有する人材の育成を教育研究上の目的とし、①社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること、②科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること、③セラピストとしての実践力を育成することを教育目標として定めている。

看護学部では、看護の質の向上に貢献する教育研究を行い、保健・医療及び福祉の場で、生命の尊厳を守り、高い倫理観を持って患者・家族を中心とした看護を実践できる、人間性豊かな人材の育成を教育研究上の目的とし、①幅広い教養を身に付け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解し、人を思いやる人間性豊かな人材を育成すること、②看護に必要な専門知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と看護実践力を兼ね備えた人材を育成すること、③保健・医療及び福祉の総合的視野から、関係分野の職種と連携・協働し、チーム医療の一員として活躍できる人材を育成すること、④看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門性やケアの質の向上に向けて探求できる人材を育成することを教育目標として定めている。

また、第２条においては、「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検および評価を実施し、その改善・充実に努める」と「自己評価等」の実施を明記して、経営規律と誠実性の維持を表明している。

また、経営規律は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守により維持されている。

学校法人が定める学校法人四條畷学園寄附行為や大学の学則には、学校教育法、私立学校法に従うことが明記されており、学園諸規程も、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令に従うことを前提に制定されている。学園ならびに大学に勤務する全ての教職員は、これらの学園諸規程（就業規則、事務組織・事務分掌規程、大学事務室運営規程等）や関係法令を遵守しなければならない。各法令等が定める申請や届出事項、報告等も計画的に行われており、大学の設置、運営は法令遵守のもとに行われている。学校法人が、法令や寄附行為および学園の諸規程に違反する行為、またはその危険性がある行為（「法令違反行為」）を行わないよう、その端緒となる事象の早期発見と是正のために、内部監査担当による監査と監事監査を計画的に行っている。加えて、外部の法律事務所を窓口とする公益通報等に関する規程を定めている。

平成 27（2015）年 4 月に新設した看護学部は、当初の計画どおり平成 30（2018）年度に完成年度を迎えた。同時に、リハビリテーション学部においても、看護学部設置の相乗効果を目指し、授業科目を追加するカリキュラム変更を文部科学大臣に申請し承認を得ている。

更に、「学校教育法および国立大学法人法の一部を改正する法律」ならびに「学校教育法施行規則および国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」に基づく、「副学長の職務」や「教授会の役割」を明確化するために、本学も、これに対応した学則変更を行った。

また、学校教育法施行規則改定で、学生に対する懲戒の手続を定めることが求められたため、新たに大学の内部規則である四條畷学園大学学生懲戒規程と四條畷学園大学学生表彰規程を制定した。加えて、文部科学省から、大学の全ての規程・規則について、平成 27（2015）年 4 月 1 日までに総点検・見直しすることが要請されたため、四條畷学園大学運営協議会規程、四條畷学園大学学部教授会規程、委員会規程など、本学の規程類を総点検し、整理を行った。

学校法人と大学では、法令遵守に向けた体制強化が進められている。

監査部門としては内部監査や監事監査に関する規程として四條畷学園内部監査規程等が整備され、法人本部事務局内に配置された内部監査担当により、監事の監査をサポートできる体制を整えている。また有限責任あずさ監査法人による監査計画に基づく監査を受けると共に、監査結果について意見交換を行い改善すべき点の把握と改善に努めている。理事長および学長の指導の下、設置管理運営面におけるコンプライアンスの充実が図られており、法令等遵守体制は適切であると認められる。

なお、令和 5（2023）年 4 月、本学が、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、「四條畷学園大学ガバナンス・コード」を制定し、遵守状況をチェックしている。

また、経営の規律と誠実性は以下に記すように情報公開によっても担保されている。

本学園では、私立学校法第 47 条に従い、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、授業報告書及び役員等名簿を作成し、作成後 5 年間は請求があった場合に開示できるように事務所内に保管している。また、同法第 63 条の 2 に基づき財産目録を含む財務情報および監査報告書ならびに役員の報酬等に関する規程を公表している。そのほか、学校法人の公共性に鑑み、広く社会に対する説明責任を果たすため、大学の基本情報、ガバナンス・コード、内部質保証の方針、アセスメント・ポリシー、自己点検報告書、授業評価、公的研究費の不正使用防止の取り組みと通報窓口、動物実験の実施に関する基本指針などについても、ホームページで公開している。

大学のホームページでは、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、建学の精神・教育理念・教育方針（第 1 号関連）、大学の機構（第 2 号関連）、教員に関する情報、教員紹介（第 3 号関連）、三つのポリシー、学生に関する情報、卒業者数、就職情報（第 4 号関連）、シラバス検索（第 5 号関連）、学則、必要単位数（第 6 号関連）、交通アクセス、施設紹介（第 7 号関連）、学費・奨学金（第 8 号関連）、学生サポート（第 9 号関連）を掲載。学校法人のホームページでは、資金収支計算書、資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳書、事業活動収支計算書の財務分析、貸借対照表、財産目録などの財務情報を開示しており、学校法人の事業報告書と監査報告書も、ホームページで掲載している。この財務情報は、5 年分以上を掲載しており、経年比較も含めて、閲覧や印刷が出来るようにしている。 財務情報については、事業活動収支計算書

関係諸比率を添付するとともに、事業活動報告書において、各年度の財務状況を解説している。

また本学は、平成 26（2014）年 10 月に稼働した日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」に参加している。「大学ポートレート」において本学の特色や学びについて分かりやすく説明し、本学に関心を寄せている受験生・保護者などに情報提供している。

教育研究成果については、リハビリテーション学部紀要を発行し公開に努めるとともに、平成 28（2016）年 3 月、「四條畷学園大学・四條畷学園短期大学学術機関リポジトリ」を構築し、これら情報を広く提供している。看護学部においても平成 29（2017）年 9 月に看護ジャーナル創刊号を発行し、リポジトリでも公開している。

以上、教育情報と財務情報は、ホームページへの掲示を中心として、適切に公開されていることが認められる。

以上のように、学校法人ならびに大学の経営は、教育基本法、学校教育法を遵守し、規律に従って運営することが明記されている。本学園の建学の精神である「報恩感謝」や教育理念「人をつくる」を尊重し、学則に使命・目的を掲げ、その達成のために自己点検、自己評価することなど、高等教育機関として社会の要請に応えることが明記されており、適切であることが認められる。

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

学校法人四條畷学園寄附行為で規定されている学園の使命・目的の実現に向けて、学園の最高意思決定機関である理事会と、その諮問機関である評議員会を設置し、学校法人四條畷学園寄附行為に記載された権能に従って意思決定することが定められている。

寄附行為は文部科学大臣の認可を受け、役員の職務及び責任の明確化、情報公開の充実、中期的な計画の作成を明記した内容に改定し、令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行した。

その執行に当たっては、理事会で承認された単年度ごとの事業計画書と予算に基づいて、学園の管理運営組織である法人本部事務局と大学の運営組織である大学事務室が、日常的に緊密に連携しながら、本学の運営を行っている。さらに、定期的に開かれる理事会や評議員会の席上で、事業計画の進捗状況の報告と検証が続けられている。

四條畷学園の建学の精神である「報恩感謝」は、学園に勤務する教職員が日常的に意識するよう、携行する職員証裏面に表示されている。また、本学の教育理念・使命・目標は、大学教職員に毎年配布される「学生便覧」に明示されており、本学の教職員が折にふれて意識するようになっている。

また、これからの教育ビジョンを一層明確化するために学校法人四條畷学園　長期ビジョン・第三次中期計画 SG 90-100 Plan を取り纏め、今後の経営計画に反映させている。また、本年度に大学としての質を保証するため、「内部質保証の方針」を定め、教育研究活動の点検・評価および改善を継続的に行っていく方向を明確にした。

このように、大学の使命と目的を意識できる仕組みが整えられ、その実現のために法令等に従って意思決定機関が整備されていることから、使命・目的の実現に向けたプロセスは適切であると認められる。

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

環境問題については、緑に恵まれた現在のキャンパスを長く維持存続できるように、法人全体でエコ意識を持って、節電、省エネルギー対策に取り組むようにしている。具体的には、毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日の属する週末までを夏期節電期間として、軽装での勤務や、空調、電灯、エレベーター、自動ドア、OA 機器等の停止・使用制限等、それぞれにルールを定め教職員や学生に徹底することで、電力消費を抑えるようにしている。また教職員と学生の自覚や協力を促すべく、法人本部事務局からイントラネット掲示板で注意喚起や、学内にポスター掲示等をすることで、啓発活動を行っている。

人権問題については、学園の人権教育実践のために組織された四條畷学園人権教育推進委員会が活動しており、大学からも 5 名の教職員が委員として参画している。本学苑の全職員は、四條畷学園人権教育基本方針の趣旨を正しく理解し、理想とされる社会の実現のために、人権教育推進活動について絶えず努力を続けなければならないが、この趣旨の理解を深めるため毎年夏期に学園に勤務する教職員を対象とした全学人権研修会を開催するほか、年 3 回行う定例会議で、各校園の活動報告をしている。また、大学では上記とは別に、大学人権委員会が短期大学と共同で毎年冬期に「人権セミナー」を開催し、人権に関する相互の啓発を図っている。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントについては、その適切な予防および措置を行うことを目的に、学園全体でハラスメント防止等に関する規程を定め、「ハラスメント防止委員会」や「ハラスメント調査委員会」の設置等について規定している。大学ではハラスメント防止委員として各学部 2 名がハラスメント相談員を兼ねた活動をしている。これらのことをわかりやすく解説したハラスメント防止ガイドラインは、教職員と学生の全員に毎年必ず配布される「学生便覧」に掲載されている。また本学は、リハビリテーション学部で、機能解剖学と生理学実習を必修科目としており、学内でラットとウシガエルの解剖を行っているため、文部科学省が所管する動物実験施設になっている。動物実験と実験動物の管理については、動物のストレス・苦痛の軽減や、遺伝子組替え、感染等の公衆衛生上の問題など、様々な観点から十分な注意が必要であり、リハビリテーション学部では、平成 26（2014）年 10 月の学部会議と教授会において、倫理委員会と動物実験委員会の委員長を中心に、動物実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的として制定された四條畷学園大学動物実験委員会規程、四條畷学園大学動物実験規程、実験動物の飼育および保管並びに苦痛の軽減に関する基準や動物の愛護および管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針についての説明会を教職員に対して実施し、動物実験が科学的、教育的観点、動物愛護の観点ならびに実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、適正に行われるために必要な事項を周知するとともに、その徹底を図った。また、平成 26（2014）年 11 月に行われた、文部科学省ライフサイエンス課主催の動物実験に関する説明会（「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等に関する説明会）に基づき、実験動物の逃亡などを防ぐ設備を設け、学内で必要とされる対応を図ってきている。加えて、実験動物の管理や動物実験に関する外部検証（第三者評価）の必要性に鑑み、平成 26（2014）年 12 月には、公私立大学実験動物施設協議会へ加盟し、情報収集や指導を受けられる体制を整えた。

個人情報保護については、平成 15（2003）年に成立し平成 17（2005）年に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」に従い、本学でも平成 17（2005）年 4 月に四條畷学

園大学個人情報保護規程、個人情報保護管理マニュアルを制定して個人情報の適正な保護に努めており、この規程については本学のプライバシーポリシーとともに、学生全員に渡している「学生便覧」に掲載されている。併せて、本学の情報システムの安全性と信頼性を維持・確保することを目的に、情報システム運営の基本である四條畷学園情報システム運用管理規程を定め、平成 28（2016）年度から施行している。同時に学生向けにはパソコン利用のルール（学生用）を定め、ホームページで周知している。

また、平成 18 年に施行の「公益通報者保護法」に伴い、本学園でも公益通報等に関する規程を制定し、外部の法律事務所に公益通報等を受け付ける窓口を設けて、公益通報者の保護、公益通報への対応等にあたっている。

安全への配慮・管理に関しては、発生する可能性がある自然災害、火災、重大事故、重大事件などから、教職員や学生の生命、本学の組織、財産等を守るため、迅速かつ的確に対処すべく、学校法人四條畷学園 危機管理マニュアル（以下「学園危機管理マニュアル」という。）が定められている。さらに、大学固有の危機に対応するため、大学内に学長を委員長とする四條畷学園大学危機管理委員会を置き、学園危機管理マニュアルに則り、四條畷学園危機管理委員会と連携して本学個別の危機管理マニュアルとして「リハビリテーション学部火災地震土砂災害の緊急時対応」を策定し、令和 4（2022）年、「土砂災害警戒レベル 3」の場合にリハビリテーション学舎の授業を清風学舎で振替実施するためのマニュアルを策定した。防災用品や災害時の備蓄についても、各学舎（リハビリテーション学部は学舎敷地内 3 ヶ所に防災備蓄倉庫を別に設置）で、消費期限等による定期的な入れ替えを行うなど常時整備している。防犯については、防犯カメラの設置や警備員の巡回警備、夜間･休日の機械警備の導入など、強化を図っている。AED（自動体外式除細動器）はリハビリテーション学舎の 1 階ロビーおよび看護学舎 3 階の事務室前に設置している。

また、教職員の安全と健康を確保し快適な職場環境を形成することを目的とし、安全衛生委員会を置き、教職員の危険および健康障害防止や健康の維持増進の対策等を調査・審議している。

令和 2（2020）年 3 月には COVID-19 感染予防対策の一環として、「新型感染症対策　基本方針」を策定、「感染事案の経緯と現状」に関する一覧表を作成し、随時更新している。「感染事案の経緯と現状」は危機管理委員会で常時管理し、常任理事会および理事会、評議員会等に提出、経営による意思決定の基礎資料としている。また、令和 3（2021）年 5 月 28 日には就業規則に COVID-19 による特別休暇の項目を追記した。

学園内の食堂やラウンジではテーブル上にパーティション　を設置しているほか、各校園の体育祭や文化祭、同窓会、保護者会といった団体行事も、ケース・バイ・ケースで延期または中止としている。学内会議である校長会や教頭会等についても原則、オンライン会議にし、感染リスクの軽減に取り組んでいる。

一方、COVID-19 に関連して、学生や生徒間で誤解や偏見に伴う差別が起きないよう「ストップ！コロナ差別」のポスター掲示等で、人権侵害の防止に留意している。

以上のように、環境保全、人権、安全への配慮に関しては、それぞれに定められた法令に従い、本学として、あるいは学園全体として、規程やガイドライン、マニュアルなどを定めて、時代の要請に応じた対応を整えてきている。

（3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

公共性の高い学校法人として社会への責務を果たすために、財務情報は、理事会の決算承認後、速やかに本学園のホームページに掲載している。引き続き積極的かつスピーディな情報公開に努める方針である。現在公開している財務情報は、学園全体の財務状況を判断するための資料として、すべての項目を網羅しており、公開の内容・方法とも適切なものであるが、今後は、より一層“分かりやすさ”に配慮したものに改善して行く方針である。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

大学運営の根幹となる学校法人四條畷学園は、学校法人四條畷学園寄附行為（以下、「寄附行為」という）と寄附行為施行細則に基づいて運営される。理事会、評議員会、常任理事会、校園長会議、教頭会議が設置され、それぞれに審議や決定、伝達、執行などの権限を付与する一方で、2 名の監事に業務および財産の状況、理事の業務執行の状況を監査する役割が与えられている。

常任理事会は、理事会機能を補佐する機能を持ち、主に理事会への付議事項を事前に協議する場となっている。

隔月で開催される理事会への出欠確認は、毎回、事前に議題等を添え、外部理事、および監事全員に郵便で送付されている。令和 4 年 2 月 28 日には、理事および監事はオンラインによる出欠確認ならびに議案を決議できるように寄附行為を改定した。各理事の理事会欠席は稀である。

学校法人四條畷学園では、寄附行為 第 11 条および第 13 条において、理事長が学校法人を代表してその業務を総理することを規定しており、管理運営に関する諸規則は、事務組織・事務分掌規程、大学事務室運営規程等で定めている。

法人の使命・目的の達成に向けて、重要度に応じて階層的に審議体と決定機関が整備されている。法人全体の長期ビジョンと中期計画は、全校園の今後の課題やアクションプランとともに取り纏めを完了し、第三次中期計画は令和 4（2022）年度より具体的な施策が実施されている。使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性は、適切であると認められる。

（3）5－2 の改善・向上方策（将来計画）

意思決定の体制整備とその機能に大きな課題はない。長期ビジョンと第三次中期計画についても、今後の課題やアクションプランとともに取り纏めを完了し、令和 4（2022）年度より具体的な施策が実施されている。ただし、これらのビジョンや計画を完遂するため

には、不断の PDCA 活動が必要不可欠であり、今後も全教職員の参画により改善活動を進めて行く。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5－3 の自己判定

基準項目 5－3 を満たしている。

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校法人四條畷学園の管理運営体制の詳細を示すと、以下の通りとなる。

①　理事会（学校法人四條畷学園寄附行為第 11 条）

学校法人四條畷学園寄附行為に基づいて、学校法人の最高議決機関としての理事会が置かれている。理事会は 9 人の理事で構成されている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。同じく、寄附行為に基づき、非常勤監事 2 名が置かれている。監事は、学校法人の業務および法人財産の状況、及び理事の業務執行の状況を監査する。理事会は、毎年 6 回定期的に招集開催されるほか、必要に応じて適宜開催されることがある。大学関係者では、学長が必ず理事となる（学校法人四條畷学園寄附行為第 6 条 1 項 1)。 理事会における審議内容や理事の出欠状況は、理事会議事録により、適切であることが確認できる。

②　評議員会（学校法人四條畷学園寄附行為第 18 条）

学校法人四條畷学園寄附行為に基づき、理事会の諮問機関として評議員会が置かれる。評議員会は 25 名の評議員で構成されている。評議員会は毎年度 5 回定期的に召集開催されるほか、必要に応じて適宜召集開催される。評議員会の審議内容や出欠状況は評議員会議事録により、適切であることが確認できる。

次に掲げる諮問事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

・予算及び事業計画
・事業に関する中期的な計画
・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
・役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準
・予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
・寄附行為の変更
・合併
・目的たる事業の成功の不能による解散
・寄附金品の募集に関する事項

・学則の制定及び変更
・その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

③　常任理事会（寄附行為施行細則第 6 条）

学園の経営および業務の運営に関する重要方針を協議するため、寄附行為施行細則に基づき常任理事会が置かれている。常任理事会は、理事長以外の理事の中から理事の互選により選出された常任理事（現在 6 名）で構成され、必要に応じて他の理事や監事も出席する。原則、8 月を除き毎月 1 回以上開催されている。 大学関係者では、学長および事務長が常任理事である。常任理事会における審議内容や常任理事の出欠状況は常任理事会議事録により、適切であることが確認できる。

常任理事会における審議の内容は次の通りである。

（協議事項）
・理事会に付議する事項
・理事会から付託された事項
・緊急に処理することを要する学園の業務に関する事項
・その他常任理事会において必要と認めた事項

（議決事項）
・法令および寄附行為において理事会の専決事項とされるものを除く、理事会からの付託事項および職務権限規程等学内諸規程で定める事項

④　監事（学校法人四條畷学園寄附行為第 7 条）

監事は、理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

監事が監査する内容は次の通りである。
・業務の監査
・財産状況の監査
・理事の業務執行状況の監査
・業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
・業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況の監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
・寄付行為に違反する重大な事実を発見したことによる報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
・業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

なお、監事の職務・義務・権限等は学校法人四條畷学園監事監査規程に詳細を規定している。監事の選任は、令和 3（2021）年 5 月の理事会議事録により適切であることが確認できる。また、監事の常任理事会や理事会への出欠状況は、常任理事会、理事会及び評議員会議事録により適切であることが確認できる。

⑤　校園長会議（寄附行為施行細則第 7 条）

寄附行為施行細則に基づき、学園の運営に関する重要方針の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で校園長会議が置かれている。同会議は、校園長会議規程に従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園長、法人本部事務局長、及び議長が必要と認めた者から構成され、原則月 1 回以上、定期的に開催されている。 大学関係者では、学長、副学長、学部長、事務長、事務部長が出席している。 会議の議題、出欠状況は、校園長会議議事録により、適切であることが確認できる。

校園長会議の審議事項等は、校園長会議規程に次の通り定められている。

・学園の基本方針の下に、学園運営の全般的な施策について協議・分析・立案に係る事項
・円滑な学園運営の実施に関して、各校園間の調整・連絡に係る事項
・学園運営に関する情報提供に係る事項

⑥　教頭会議（寄附行為施行細則第 8 条）

寄附行為施行細則に基づき、学園の運営に関して実務上の課題の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で教頭会議が置かれている。同会議は、教頭会議規程に従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園の副学長、教頭、法人本部事務局長、及び議長が必要と認めた者から構成され、原則月 1 回以上定期的に開催している。大学関係者では、両学部の事務室の課長が出席している。

教頭会議の審議事項等は、教頭会議規程に次の通り定められている。

・理事長指示事項、校園長会議協議事項等の円滑なる実施について各校園間の調整・連絡に係る事項
・学園運営の実務上の諸問題について協議・分析・立案を行い、別途定める校園長会議への諮問に係る事項
・学園運営に関する情報提供に係る事項

このほか、法人本部事務局の主催で毎月 1 回事務連絡会議を行っており、情報の共有とコミュニケーションの円滑化を図っている。

事務連絡会議は、理事長、法人本部事務局長をはじめとした各校園課長以上の職員および必要がある場合はほかに教員や事務職員を加えて実施される。会議では事務職員間での共通認識の醸成や問題意識の共有化と解決が図られ、理事長や各校園長が諮問する事項について協議および相互に報告する場となっている。

また、各教職員からの意見、提案は既述のように学部会議や学科会議で聴取しており、各学部教授会、両学部合同の運営協議会、学園本部との連携会議において取り上げられて対応するシステムがあり、教職員一体の円滑な運営が行われている。

本学は保育園から大学までを擁する総合学園の一端を担う小規模な大学で、理事長と学長、法人本部事務局と大学事務室がコミュニケーションを密にして管理・運営全般を行ってい

る。組織の各レベルにおいて、円滑かつ効果的に会議や打ち合わせが実施されていることが、各種規程や議事録で確認できる。大学の運営に関する意思決定や、その伝達・執行は適切であることが認められる。

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人および本学の管理運営については、事務組織・事務分掌規程と大学事務室運営規程に基づいて行われる。

「学校法人四條畷学園寄附行為」第 6 条で 1 号理事として選任される学長は、四條畷学園大学の教学部門の最高責任者であると同時に、理事会および常任理事会に出席することで、管理部門と教学部門との連携を図る役割を担う。理事会および常任理事会で審議、決定された重要決定事項については、学長を通じて教授会に伝達され、学部長、学科長、および専攻長から各々の会議を通じて大学の全教員に速やかに周知される。

一方、法人本部事務局主催の校園長会議、教頭会議を通じて、事業計画や事業報告、予算、決算等管理運営に関する重要事項についての協議が行われるが、会議の参加者である事務長もしくは部長は、教授会や学部会議等において内容を報告することで、管理部門と教学部門の意思疎通と連携を図る仕組みになっている。

さらに、大学の教学部門と法人本部事務局の管理・運営部門の意思疎通、および連携を一層強化するために大学・法人本部連携会議を設置して、原則として毎月 1 回、定例会議を開催している。

このように、各種管理規程および議事録の確認により、法人および大学の管理運営機関の相互チェックと、ガバナンスは適切に機能していることが認められる。

(3) 5－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は小規模大学である。その利点は、ガバナンスの浸透や相互チェック、リーダーシップとボトムアップなど、学長と教職員の関係はもちろん法人本部事務局との連携も難しくないことにある。ただし、キャンパスが二ヶ所に分かれている点で、相互のコミュニケーションに時間がかかる場合もある。令和 2（2020）年度より校園長会議及び教頭会議、大学・法人本部連携会議並びにその他の諸会議において電子会議システムが活用されており、各部門の連携強化が図られている。令和 4（2022）年 4 月には、理事会に役員がオンラインでも出席できるよう、寄附行為を改正している。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5－4 の自己判定

基準項目 5－4 を満たしている。

(2) 5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人四條畷学園は、平成 28（2016）年度に創立 90 周年を迎え、四條畷学園長期ビジョン・中期計画 SG 90-100 Plan および四條畷学園第一次中期計画を策定した。その後、平成 30（2018）年度の看護学部の完成年度をもって、令和 8（2026）年度に迎える創立 100 周年に向けた持続発展可能な経営基盤の確立を目的とした長期ビジョン・第二次中期計画を策定した。令和 4（2022）年度には令和 3（2021）年度の財務情報と第二次中期計画を基本に、募集力の維持・強化および管理体制・財務基盤の強化を図るための道筋を立て、また、校園別教育改革として教育ビジョンの徹底による教育の特色づくりをまとめた第三次中期計画を作成した。

年度予算は、当初策定した中期計画を基本に、計画後に発生した特殊要因を加味して編成している。令和 5（2023）年度予算は、令和 5（2023）年 1 月までに各校園と法人本部事務局が協議した結果をベースに、事業計画と予算案を策定する。事業計画と予算案は、令和 5（2023）年 3 月の評議員会に諮問、理事会の承認を経て最終的に決定されている。大学もこのルールに従って、毎年の事業計画を立てる。 全ての支出事項は、イントラネット上の経費管理システムを通じて、法人本部事務局の事務局長を経由して理事長まで回付、承認される仕組みになっており、安易な経費の支出は出来ない仕組みになっている。また定例の支出以外で 20 万円を超える出費については、事前に理事長宛稟議し、決裁承認を得るルールがあり、個々の予算執行も厳正にチェックされている。予算策定時には予測されなかった状況が発生した場合には、補正予算を組み、評議員会に諮問し、理事会の承認を得ることで、予算執行の透明性を確保している。

学校法人四條畷学園の年度予算は、長期ビジョン・中期計画 SG 90-100 Plan、中期計数計画およびこれに基づく「アクションプラン」をベースに策定されている。予算策定には、適切なステップを踏むことが明確化され、その執行も適切に管理されている。

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の繰越支払資金は令和 3（2021）年度末の 1,979 百万円から令和 4（2022）年度末の 2,177 百万円まで、199 百万円増加している。金融資産全体では、5,822 百万円を確保している。

金融資産運用は、資産運用規程に基づいて運営している。運用対象は、この規程により、信用リスクや為替リスクを排除した安全性の高いものに限定されており、高格付の円建社債や円預金等になっている。学校法人における過去数年間の貸借対照表関係比率は、金融資産残高は増加傾向にあり、流動比率および前受金保有率は 100％を超過している。学校法人・大学単体とも、経常収支差額は、令和元（2019）年度以前は複数期に亘ってマイナスになっているものの、その額は減価償却額の範囲に留まっていた。なお、大東市による四条畷駅周辺整理事業により学園が所有する土地を売却したため、令和 2（2020）年度および令和 3（2021）年度の経常収支は大幅に黒字化している。令和 4（2022）年度は土地売却等の一時的な収入の影響はなかったものの、経常収支は収入超過を維持した。

外部負債は次年度内に支払予定の未払金のみで借入金および学校債は無く、前受金保有率、積立率とも増加傾向にあり、貸借対照表の諸比率は経営に懸念のある状況にはない。学校法人を取り巻く厳しい環境を見据え、来年度以降も収支の改善状況を注視する必要はあるものの、学校法人の運営に懸念が生じる状況にはない。また、外部資金の導入につい

ては、経常費補助としての「一般補助」および「特別補助」への取組みはもとより、毎年実施される、私立大学改革総合支援事業による経常費、設備費および施設費の重点的支援が獲得できるよう、特にタイプ 1「教育の質的転換」の諸条件に対応すべく学内改革を推進させている。

以上のように、本学園の財務基盤、収支バランスは安定的に確保されており、大きな問題はない。

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の財務基盤及び収支バランスは確保されているが、少子化の進行や私学に対する補助金の減額など、今後は経営環境が一段と厳しさを増すと認識している。令和 2（2020）年度から始まった高等教育の修学支援制度により、学生の授業料負担が軽減されたものの、COVID-19 や 2022 年度以降の物価高騰による家計状況への影響は、大学への進学を希望する学生生徒数および入学後の在籍者数にも波及すると予想される。本学も人員構成や配分方法の見直し等により、人件費を中心とした経費の見直しを更に進めつつ、経営改善による補助金の増額、競争的研究資金の獲得などにより、財務基盤のさらなる強化に努める方針である。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5－5 の自己判定

基準項目 5－5 を満たしている。

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①　会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に定めるところに従い、文部科学省令で定める学校法人会計基準に従って行われている。学校法人では、学校法人四條畷学園寄附行為第 30 条に基づく、経理規程や経理規程施行細則に従って、適切な会計処理を行い、財産目録、貸借対照表、収支計算書、およびその他財務計算に関する書類を作成している。予算の執行は、文書取扱規程、および職務権限規程に基づき、支出額が 20 万円以上の物品購入について、稟議書を起案して理事長の承認を得ることになっている。

計算書類、理事会議事録、評議員会議事録の記載内容から、学校法人会計基準に基づいて、適切な会計処理を行っていることが認められる。

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、私立学校振興助成法第十四条第三項に定めるところに従い、「計算書類」について、監査法人による会計監査を受けている。

また、寄附行為第 7 条に記載の通り、私立学校法第三十七条第三項に定めるところに従い、監事による業務監査若しくは財産状況の監査又は理事の業務執行状況の監査を受けて

いる。会計年度終了後には、監査法人と監事、理事長以下、法人事務局関係者により、監査報告会を開催している。監査報告書に基づいて意見を取り交わすことで、監査で指摘された問題等をより的確に把握する場として、監査の有効性を高めている。また、法人本部事務局内に配置された内部監査担当により、監事の監査をサポートできる体制が整えられている。以上のように、監査結果概要報告書と監査報告書により、学校法人の会計監査は適切な方法で実施されていることが認められる。

（3）5－5 の改善・向上方策（将来計画）

前述の体制から、会計処理とその監査体制は適切であると判断している。今後ともこれらの体制を維持しつつ同時に講習会、研修会への参加等により、関連する職員の能力向上を図っていく。

［基準 5 の自己評価］

経営の規律と誠実性は、各種規程や公表されている財務情報により、適切であることが確認できる。理事会の機能や学長のリーダーシップ、大学および学園内のコミュニケーションとガバナンスも、各種規程や議事録により、大きな問題はないことが確認できる。業務執行体制は、大学の規模相応のコンパクトな体制ながら、SD・FD への取組も含めて、有効に機能している。財務基盤では、総人件費率など、今後見直しを必要とする部分を残しているが、教職員の期末手当の水準調整などで、適正化を進めている。これらの結果、財務諸表の諸比率は直ちに経営の持続に懸念が生じるレベルにはない。また、各種帳票・報告書等により、会計処理や監査は、適切であることが確認できる。

これらのことから、基準 5 について大きな問題はないと評価できる。

基準 6　内部質保証

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

基準項目 6－1 を満たしている。

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

現在の本学における内部質保証の仕組みや組織体制は本学ホームページでも公開している「四條畷学園大学内部質保証の方針」に明示されているが、以下に組織整備へのこれまでの取り組みや各組織の役割・責任等を記述する。

本学の使命・目的を果たし、教育目標を達成するために事業を執行する組織・体制は基準 1-2-⑤で詳細に述べている。(以下これらの組織・体制を総称して「大学事業執行体制」という。）内部質保証を効果的に行うためには、「大学事業執行体制」の下で実施された教育・研究の成果や大学及び学部の運営ならびに施設・設備の状況について継続的に点検・評価を行うために、大学内の自律的な組織を別途設けることが必須である。この組織は予め定めた評価基準に従ってこれら成果等の状況が一定水準以上にあるかどうかを検証し、

水準を下回る部分があれば、その改善につなげるため、要改善項目について「大学事業執行体制」へ適切かつ迅速にフィードバックする役割を担う。また、この点検・評価活動をサポートするために、エビデンスとしての各種データや外部情報を提供する役割としてIRの組織も必要である。これらを実現するために、本学は従来以下のような取組みを行ってきた。

まず、点検・評価を行う組織としては、自己点検・自己評価委員会がある。この組織の根拠となる規程は学則第2条（自己評価等）であり、「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検および評価を実施し、その改善・充実に努める。」と記載している。このように本学固有の使命・目的に即した自己点検・評価を行うことを学則上も明確に定めており、実際の活動も当規程に従い、自主的・自律的な活動として継続的に実施されてきた。なお、具体的な組織整備の経緯や内容、責任体制は以下に述べるとおりである。

大学創設と同時に開設したリハビリテーション学部においては、平成21（2009）年度に設置した自己点検・自己評価委員会を中心として点検・評価活動を実施してきた。なお、令和5（2023）年5月1日現在のリハビリテーション学部における委員会体制は、理学療法学専攻・作業療法学専攻双方を含む教員と事務職員の混合体制であり、委員長は教員が務めている。一方、平成27（2015）年4月に開設した看護学部においても、前述の学則第2条に基づいて、開設と同時に看護学部としての自己点検・自己評価委員会を発足させている。なお、令和5（2023）年5月1日現在の委員会は、リハビリテーション学部同様教員と事務職員により構成されており、委員長は教員が務めている。いずれの学部も日本高等教育評価機構が定める評価基準を準用し、各学部における教育、研究および運営に亘る全般を点検・評価の対象としている。

各学部単位での自己点検・自己評価委員会（以下「学部自己点検・自己評価委員会」という）の組織の設立経緯と委員構成は前述のとおりであるが、これらの上部組織として、大学全体の自己点検・評価結果を踏まえ、内部質保証について責任を有する自己点検・自己評価委員会（以下「大学自己点検・自己評価委員会」という）がある。大学自己点検・自己評価委員会は学長、副学長、両学部の学部長、学科長、リハビリテーション学部の専攻長で構成されており、事務室からは事務長、事務部長が参加している。なお、当委員会の委員長は学長、副委員長は副学長が務めている。これら各学部の委員会と大学全体委員会の三つの委員会で運営するという組織・体制は平成29（2017）年度に整備された（図6-1-1）。

各学部の委員会は大学自己点検・自己評価委員会が策定した基本方針に基づき、当該年度の各学部の具体的な事業活動結果に関する自己点検・評価の審議を行い、大学自己点検・自己評価委員会は、両学部での点検・評価結果及び大学・法人本部連携会議等を通じて調整した経営管理や財務状況等、法人本部が主体となる部分を含めて大学全体としての整合性をはかり、最終的に内容を確定して外部に公表する報告書を纏めるという役割分担である。

大学自己点検・自己評価委員会では、学部長が各学部の点検・評価結果を把握したうえで、副学長及び学長が最終的に確認及び承認をしており、学長をトップとした責任体制は

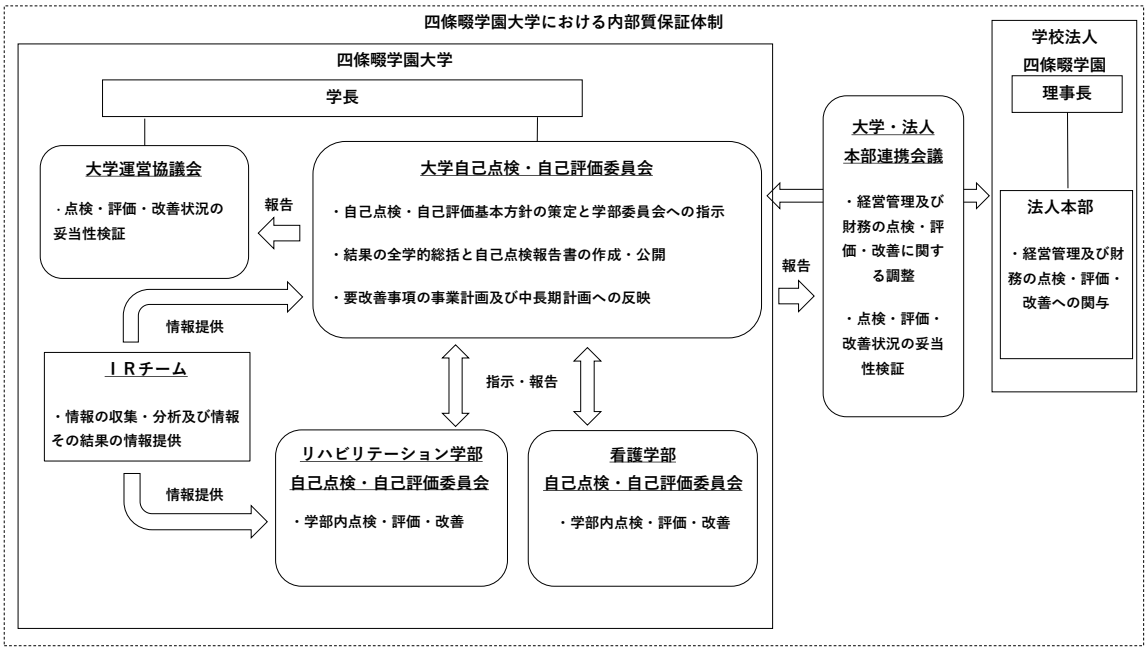

図 6-1-1　四條畷学園大学における内部質保証体制

確立している。また、大学自己点検・自己評価委員会での点検・評価・改善状況の妥当性は大学の運営協議会並びに大学・法人本部連携会議において最終的に検証し、質を保証している。

次に、IR の組織については、「四條畷学園大学 IR 運営要領」に基づき「IR チーム」を平成 28（2016）年度より設置し責任者として「IR チーム担当」を置き、大学内外からの情報の収集・分析に基づく自己点検・自己評価委員への情報提供を実施してきた。なお、令和 4（2022）年度からは名称を IR 室とし、責任者は IR 室長に変更した。

（3）6－1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証に関する規程・組織・責任体制は現状整っており、当面この体制で実施する。なお、将来不都合な点が生ずれば改善し、効率的・効果的な運営を目指す。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6－2 の自己判定

基準項目 6－2 を満たしている。

（2）6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「自己点検報告書」を毎年更新し、事業計画書・事業報告書と同様にホームページ上で公表している。すなわち、自己点検・評価を年度事業計画の遂行とサイクルを合わせて毎年実施しているため、自己点検・評価で何らかの問題や課題が見つかれば、事

業計画へ迅速に反映させることが可能であり、内部質保証のために有効な仕組みであると考えている。この点を踏まえ、6-1 で述べた各組織は具体的には以下のような内容で自主的・自律的な自己点検・評価を実施しており、また、その結果の共有は以下のとおりである。

まず、学部自己点検・自己評価委員会は、大学自己点検・自己評価委員会が策定した基本方針に従い、各学部が自学部の状況に合わせて独自に計画した年間の実施計画により、入学・休学・退学・卒業の状況や国家試験の結果、学生へのアンケート結果等の具体的なエビデンスに基づいて自主的・自律的に自己点検・評価活動の実務を実施している。なお、毎年 5 月 1 日基準で評価基準に照らし合わせて、委員主導で自学部に関する自己点検・評価に関する結果をまとめ、改善すべき点があれば、必要に応じて翌年度の事業計画に反映させている。また、学部の円滑な運営のために実施しているリハビリテーション学部の学部会議、看護学部の学科会議において、各学部内共通の課題や各種委員会における実施状況や課題・問題点等が報告され議論されているが、これら会議の中で、自己点検・自己評価委員会の活動に関する事項についても同様に議題の一つとして取り扱っているため、教職員間での情報共有・意思疎通は充分に図れている。以上述べたとおり、具体的な運営方法には多少の違いがあるものの、両学部とも学部自己点検・自己評価委員自身が年間を通した学部会議又は学科会議での報告・議論に常に関わっているため、具体的で詳細な内容を把握した上で評価基準に従い客観的に評価することができ、両学部での自己点検・評価活動は実効性を持って効率よく実施されている。

次に、大学全体としての自己点検・評価結果は、各学部で点検・評価された結果をベースとし、経営管理・財務等法人本部が関与する部分も含み、学部間での整合性の確認や法人本部との調整を踏まえた上で最終的に大学自己点検・自己評価委員会の判断によって、「自己点検報告書」として自主的・自律的に纏められており、問題点や課題は大学事業全般について網羅的に認識されている。なお、「自己点検報告書」の内容は学長を始めとする大学幹部教職員に最終的に確認されており、学長をトップとする責任体制は明確である。さらに毎年 5 月 1 日基準で纏められるこの報告書は、大学のホームページに掲載することによって内外に情報公開されており、ステークホルダーに対する結果の共有は広く行われている。とりわけ、大学内における結果の共有は前述の学部会議・学科会議等を通じても行われているが、加えて、大学・法人本部連携会議等の場を通じて、理事長を始めとする法人本部幹部とも評価結果に関連する情報を共有している。

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価は、正確なエビデンスに基づいて実施することが肝要である。先に述べたとおり、本学の自己点検・評価は、毎年度の事業計画の遂行確認とサイクルを合わせて実施しているため、点検・評価に使用するエビデンス（データ）は、毎年度の事業報告書に記載される数字や活動実績等、さらには記載の根拠となったより詳細な数字や活動実績等のデータが基本となっている。これらデータの調査・収集は、原則リハビリテーション、看護の各学部の各種委員会を主体として、教員並びに当該学部を専任で担当する事務職員を中心に各学部独自で実施している（一部は法人本部主体で実施）。なお、IR 部門設置後は、これらのオリジナルなデータに加えて、両学部の主要なデータを収集して統合し、そ

れらのデータを様々な切り口で分析した情報を IR 部門から還元し、自己点検・評価の一助としている。還元方法としては、年 2 回発行している IR 定期レポートと個別課題に特化して分析し、随時発行している IR 個別レポートが主であるが、これらの報告を自己点検・自己評価委員を始めとして、大学と法人本部の幹部に学内イントラネットで還元するとともに、学内の共有ホルダーに格納して、いつでも遡って参照できるようにしている。なお、内容によっては、大学運営協議会や大学・法人本部連携会議等で説明をしている。

また、IR 部門の役割としては、本学のデータを収集・統合・分析するだけでなく、外部の様々な情報の収集という役割もある。その観点では、他学の現状や認証評価結果の事例などの情報も収集し、レポートに組み込んでいる。以上のように、自己点検・自己評価活動を実施するに際して、IR は十分活用されている。

（3）6－2 の改善・向上方策（将来計画）

IR の主要活動である現状把握のための調査、データの収集と分析に関しては、さらなる充実を目指して、データ収集対象範囲の拡大や新しい視点での分析の切り口、データの見易さ等に配慮し、分析レポートの改善を実施しつつ継続的な発行を行う。また、情報公表の重要性を踏まえ、IR 情報公開項目の拡大について検討を行う。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6－3 の自己判定

基準項目 6－3 を満たしている。

（2）6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

既に 6-1-①で述べた通り、本学における内部質保証の仕組みは「四條畷学園大学内部質保証の方針」に基づいており、当方針に質の検証・改善のシステムの概要を記載している。

まず、学部・学科に関する PDCA サイクルの仕組みに関して、当方針には「（２）各学部に設置した学部自己点検・自己評価委員会は、大学自己点検・自己評価委員会が策定した全学的な基本方針に基づき、学部に関わる学務・教務、事務等の状況を把握し、その改善に努める。」としている。

既に 6-2-①で詳しく述べた通り、本学においては、各学部単位で事業計画とサイクルを合わせて、毎年自己点検・自己評価を実施している。この結果各学部においては、年度末に事業計画各項目の実施状況を確認するのみでなく、評価基準に照らし合わせた本学の対応水準の観点からも各学部が今後対応すべき課題を明確にすることができるので、その課題と解決策あるいは改善策を迅速に事業計画へ反映させることが可能である。年度始めに各学部で策定し運営協議会において大学の承認を得られた事業計画の細目は、原則学部内のテーマ別各種委員会のミッションとして実施される。年度末には実施項目別に当該年度実施結果を確認した上で事業報告を作成するとともに、継続項目と新規項目を合わせて次

年度の事業計画を策定するのが事業計画における一般的な PDCA サイクルであるが、本学においては事業計画の実施状況が学部会議や学科会議等の場で年間を通じて学部の自己点検・自己評価委員に認識され、年度終了後には各学部における点検・評価を実施した上で大学自己点検・自己評価委員会に報告される。一方、問題点や課題として認識された事項は、学部自己点検・自己評価委員会から、テーマ別各種委員会へフィードバックされるので、必要に応じて直近の事業計画に反映されることとなる。なお、全教員参加のリハビリテーション学部・学部会議と看護学部・学科会議は、PDCA サイクルの各フェーズに生じた諸課題の具体的な議論や改善へ向けた決定事項等の全教員への情報共有により、質保証を実質的に機能させる仕組みとして重要な役割を担っている。このように各学部（学科）における PDCA サイクルの基本的な仕組みは形成されており、学部単位の PDCA サイクルは有効に機能している。

次に大学全体の PDCA サイクルに関しては、同方針に「（１）学長を委員長とする大学自己点検・自己評価委員会は、教育研究活動、組織運営、施設・設備の状況を全学的に検証・把握して、長期ビジョン、中期計画、事業計画に適切に反映させ改善を図る。」と記載している。

近年の本学単年度事業計画は平成 28（2016）年度に本学 90 周年を機に策定された学園全体の長期ビジョン（SG 90-100 Plan）を踏まえた中期計画に基づいているが、直近の第三次中期計画は令和 4（2022）年度よりスタートしている。なお、本学が受審した直近の認証評価は平成 29（2017)年度であり、「改善を要する点」や「参考意見」として認証機関からの指摘を受けた項目は無かったが、本学が自ら「改善・向上方策（将来計画)」として記載した内容は、平成 28（2016）年度にスタートした第一次中期計画とそれに基づく単年度事業計画に盛り込まれており、それ以降、環境の変化や毎年の自己点検・自己評価の結果を踏まえた内容の見直しを経て、現在の第三次中期計画とそれに基づく単年度事業計画まで引き継がれている。

毎年の単年度事業計画の策定（Plan）のフェーズでは、中期計画のアクションプランに基づいた前年度の事業計画の進捗状況や内外環境の変化、並びに直前の自己点検・自己評価結果を踏まえて、三つのポリシーに基づいて学部単位で纏められた主に教学部分の事業計画案をベースに、広報活動やガバナンス改革、COVID-19 対応のような危機管理対策等、大学として共通に対応すべき部分の事業計画を加え、学部間の整合性確認や法人本部との調整を実施した上で策定している。なお、計画は「事業計画書」として外部公開されることを前提にしており、学長、副学長と、両学部の学部長、学科長、リハビリテーション学部の専攻長で構成される大学運営協議会にて内容が承認されている。事業計画を実施する Do 以降のフェーズにおいては、各計画項目の直接の実施主体は各学部の委員会や法人本部の所管部署（設備関係等）になるが、大学全体としても教務委員会や学生委員会などのテーマ別委員会が原則各学部別の委員会の上位に設けられており、年間を通じて各学部における進捗状況や課題・改善活動等を把握・認識し、大学全体としてテーマ別の統括管理を行っている。また、前述の大学運営協議会は原則隔月で開催され、年間を通して大学全体としての重要事項に関する審議や報告が実施されている。また、「（５）大学自己点検・自己評価委員会は、現状分析、向上方策、改善状況を毎年総括して自己点検報告書としてまとめ内部質保証に責任を持つ。」という記載のとおり、これと並行して大学自己点検・自

己評価委員会においては年度始めに自己点検・自己評価の基本方針を策定し、各学部の委員会へ伝達する。Check のフェーズとしては年度末に各学部で実施した事業計画の進捗状況報告の内容を検証し、要改善事項の翌年度事業計画への反映という Action を起こすこととなる。これと並行して自己点検・自己評価の結果に関しては、年度終了後に大学自己点検・自己評価委員会から自己点検報告書として、大学運営協議会と大学・法人連携会議にも報告され最終的な検証を受けているが、点検・評価の結果、問題点や課題であると認識された事項に関しては、大学自己点検・自己評価委員会からテーマ別の各種委員会に改善指示が行われ、各種委員会はこれを受けて、要改善事項を迅速に事業計画へ反映させるという Action を起こすこととなる。なお、前述のとおり学部単位でも同様のプロセスを実施しており、大学全体の委員会と学部別委員会との調整は発生しうるが、基本的には Action の中味は整合性を持っている。

また、同方針には「（３）学校法人本部が関与する経営管理・財務等の評価・検証は、大学・法人本部連携 会議において調整し、改善を図る。」との記載があるが、この点については、教員に加えて、事務長を始めとする大学幹部事務職員、理事長を始めとする法人本部幹部が一同に会する月次開催の大学･法人本部連携会議において、事業計画の進捗状況や問題点・課題についての情報共有をしている。

このように、事業実施結果の確認、自己点検・自己評価、翌年度の事業計画策定とも、各学部単位で実施された結果を踏まえて毎年大学全体として取り纏め、実施していくというプロセスであり、大学全体と各学部単位の PDCA サイクルは整合性を持って回転している。以上のことから、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは本学全体として確立しており、有効に機能している。

なお、学園全体の長期ビジョン（SG 90-100 Plan）、中期計画に加え、各年度の事業計画書、事業報告書、自己点検報告書の三つの年次資料もホームページに公開しており、中期計画達成に向け、透明性をもって年度単位の PDCA サイクルを回して行くことが出来る。

最後に、「（４）IR 部門は改善に寄与する情報を大学内外から収集・分析し、大学および学部の自 己点検・自己評価委員会に提供する。」という記載どおり、 IR 部門から還元するレポートの多くは、学部（学科）単位、専攻単位（リハビリテーション学部）での集計・分析と大学全体ベースでの集計・分析の双方を実施しており、前述の二つの PDCA サイクルを機能させるために役立っている。

（3）6－3 の改善・向上方策（将来計画）

基本的な PDCA サイクルの仕組みは出来ているので、実質的に機能が維持されるよう客観的なエビデンスに基づく IR 部門からの注意喚起を含め、課題の早期発見・早期解決を図っていく。

［基準 6 の自己評価］

少子高齢化を始めとする社会・教育環境の大きな変化の中で、将来にわたって大学の使命・目的を果たしていくためには、内部質保証の有効性を着実に高めていく必要があることは強く認識している。

本学においては、内部質保証のための組織・体制や基本的な PDCA サイクルを回す仕組みはできており、これらの仕組みは現在、有効に機能を保持している。小規模大学であるが故に、全員参加や機動的対応が可能であり、昨今の事例では COVID-19 対応や学修成果可視化の改善対応などが比較的スムーズに実施できた。今後もあらゆる課題に対して迅速・的確に対応して本学の質の向上に取り組み、外部からもこれまで以上に高い評価を得られるよう教職員一同努力していく。

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域・社会貢献

A－1 地域・社会貢献

≪A－1 の視点≫

A-1-①　市民講座や公開講座の開催

A-1-②　国際大会へのスタッフ派遣

A-1-③　実習施設への講師派遣

A-1-④　各種委員等による社会貢献

（1）A－1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①　市民講座や公開講座の開催

これまでリハビリテーション学部、看護学部の共催による市民公開講座「いきいき生きる」を実施してきた。COVID-19 の影響により令和 2（2020）年度に引き続き令和 3 年度も開催は中止されたが、令和 4(2022)年度は全国的な感染者数の減少時期に開催した。事前の広報活動として、市民広報誌（四條畷市）、ポスター作成と掲示、大東市役所、四條畷市役所、四條畷商店会、学園内掲示版、地域の高齢者リハビリ併設するスポーツ施設などに案内書を配布し、57 名の参加があった。開催の際は、感染予防対策の徹底、および 3 密を回避した環境設定を行い実施した。講座後の参加者のアンケートの結果は、高評価を得ている。今後も大東市，四條畷市民との連携は継続していく。

リハビリテーション学部では、令和 4（2022）年度四條畷市地域福祉基金助成金事業【介助犬ひろば 2022】に参加した。 また、令和 4（2022）年度 11 月には大東市民の健康増進事業として大東市立歴史とスポーツふれあいセンターと共催で「－理学療法士から学ぶ－姿勢チェックと腰痛予防体操」を開催し、14 名の参加があった。

学部開設以来、四條畷市との連携の一環として「なわてふれあい商工祭り」に参加してきた。これまでは主としてリハビリテーションに関する啓発活動と作業療法学専攻の学生による革細工の体験を通じて作業療法に対する理解を深めるための取り組みがなされてきた。

看護学部では、令和 2（2020）年度より、今年度も引き続き COVID-19 感染防止の対応として「畷学ラポール」の開催は行わなかった。感染状況に応じて活動が可能となれば、対応できるよう準備を行っている。また、看護学生 1 年生を対象に特別講義枠を利用して、地域に住む方々と接する機会を設けた。感染予防対策の下、オンラインを利用し住民が住

み慣れた地域で健康で安心して生活していくために保健・医療・福祉サービスを関係機関が連携して一体的にサービスを提供する仕組みとしての「包括ケアシステム」等、大学の近隣地域に暮らす人々とかかわる機会を設け看護者としての役割を感じられるように行った。

また、リハビリテーション学部では近畿圏の高校を対象に 12 校、看護学部 9 校で模擬授業を実施した。

A-1-②　国際大会へのスタッフ派遣

例年であれば、デフリンピック競技大会に日本選手団（メディカルトレーナー）としてリハビリテーション学部の教員が同行し、選手の体調管理に貢献しているが（令和元（2019）年ではイタリア・ヴァルテッリーナ：第 19 回冬季デフリンピック競技大会）、COVID-19 の影響により国際大会が中止となった。しかしながら、国際大会に繋がる大会として日本ろう者スキー協会による強化合宿は令和 2（2020）年 11 月、12 月、令和 3（2021）年 3 月、令和 4 年（2022 年）12 月、令和 5 年（2023 年）1 月に実施され、これまでの国際大会と同様の役割としてリハビリテーション学部の教員が貢献している。なお、協会から求められている 72 時間前の PCR 検査など COVID-19 感染対策を遂行したうえでの参加協力である。

A-1-③　実習施設への講師派遣

リハビリテーション学部では、「臨床実習施設サポートセンター」を設け、臨床実習施設からの講師依頼に対し、本学の教員を無償で派遣している。その主な内容は、1）院内で行う勉強会への講師派遣、2）院内職員が行う研究・学会発表等への相談・指導である。
また、臨床実習施設の新人職員教育およびその指導者のスキルアップに資するべく、年度初めに「臨床理学療法セミナー」を開催・講師派遣し、臨床実習施設職員の多くの参加があり好評を得ている。令和 2（2020）年度は COVID-19 禍の影響により中止を余儀なくされたが、令和 3（2021）年度、令和 4（2021）年度は Zoom を用いた遠隔講義形式にて実施した（令和 4（2022）年 5 月～6 月に 3 回実施）。これらのことは臨床実習施設と「顔の見える関係」を築き、学生指導についてもより一層の連携を深めることに寄与している。
看護学部では、 大阪府看護協会および主な実習施設より依頼をうけ、リカレント教育を題材に講師を派遣することで実習施設との連携を強めている。また、大阪府看護協会との連携もできている。

A-1-④　各種委員等による社会貢献

リハビリテーション学部では理学療法士・作業療法士の専門職教員に対する社会的要請に基づいた各種の取り組みがなされている。とりわけ介護保険法に基づいた介護認定審査会への委員派遣、障害者・障害児施設などにおける講演や指導、介助犬や動物リハビリテーションに関する派遣などは他大学にはあまり例のない本学の特徴的活動といえる。その主なものを列挙すると、天理市、交野市介護認定審査会委員、兵庫県身体障碍者補助犬貸付委員、公益社団法人日本理学療法士協会代議員、公益社団法人大阪府理学療法士会災害時支援特別委員会委員、公益社団法人大阪府理学療法士会代議員、大東コスモス福祉協議

会評議委員、日本身体障害者補助犬学会理事、日本理学療法士協会動物の理学療法運営幹事などがある

看護学部では専門職教員に対する社会的要請に基づいた取り組みが行われている。日本精神保健社会学会理事・査読委員、日本医学看護学教育学会評議員、日本保健医療行動科学会代議員、日本看護学会（看護教育）論文査読委員、日本看護研究学会査読委員等である。

(3) A－1 の改善・向上方策（将来計画）

リハビリテーション学部は、超高齢社会におけるリハビリテーション需要の高まりによって病院･施設からの講師派遣などの要請が多い。臨床教育の場を拡大する意味もあって、出来る範囲の需要に応えていきたい。

看護学部は、四条畷駅のすぐ近くに立地する学部として、地域連携を推進し、社会に評価される大学を目指すため、本学の物的・人的資源を社会に広く活用する努力は今後とも継続していく。また、実習病院との連携を図る意味も含め、施設や職能団体からの需要にはできるだけ応えていく。

［基準 A の自己評価］

大学の基本的使命は教育・研究であるが、近年、社会に対する直接的な貢献が期待されている。令和 2 (2020) 年度は COVID-19 の影響により自粛を余儀なくされたが、本学は、公開講座開催、講師派遣、公的委員受託などの活動を通じて社会と連携し、地域社会のニーズにこたえてきた。いずれの活動も継続が期待されており、地域社会において高い評価を受けている。今後も多様な連携を推進していく予定である。

Ⅵ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	共通基礎データ	
【表 F－1】	理事長名、学長名等	
【表 F－2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－3】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2－3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－4】	就職相談室等の状況	
【表 2－5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2－10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2－11】	図書館の開館状況	
【表 2－12】	情報センター等の状況	
【表 3－1】	授業科目の概要	
【表 3－2】	成績評価基準	
【表 3－3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3－4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4－1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4－2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5－1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5－2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5－4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

コード	タイトル	
	該当する資料名および該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人 四條畷学園 寄附行為	
	学校法人 四條畷学園 寄附行為施行細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内（CAMPUS GUIDE 2023）	両学部合冊
	2023 学部案内　リハビリテーション学部	
	2023 学部案内　看護学部	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	四條畷学園大学　学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 5 年度（2023 年度）入試　学生募集要項	両学部合冊
【資料 F-5】	学生便覧	
	2023（令和 5）年度　学生便覧　リハビリテーション学部	
	2023（令和 5）年度　学生便覧　看護学部	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人　四條畷学園　令和 3 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人　四條畷学園　令和 2 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	四條畷学園大学　キャンパスマップ	
	四條畷学園大学　アクセスマップ	
	四條畷学園大学　キャンパスライフ　キャンパスマップ（施設紹介）	
【資料 F-9】	法人および大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人　四條畷学園　規程一覧	
	四條畷学園大学　規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）および理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員名簿	
	理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	資金収支計算書	
	消費収支計算書、事業活動収支計算書	
	貸借対照表	
	監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	リハビリテーション学部　シラバス	
	看護学部　シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	リハビリテーション学部	
	看護学部	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	